

令和8年度厚木市自治基本条例推進委員会第1回会議次第

日時 令和8年5月26日(火) 午後5時から

場所 厚木市役所第二庁舎16階 会議室B

1 開 会

2 挨拶

3 案 件

(1) 自治基本条例の見直し(総点検)に関する方針(案)について

資料1～4

(2) 令和8年度市民参加手続の報告について

資料5～6

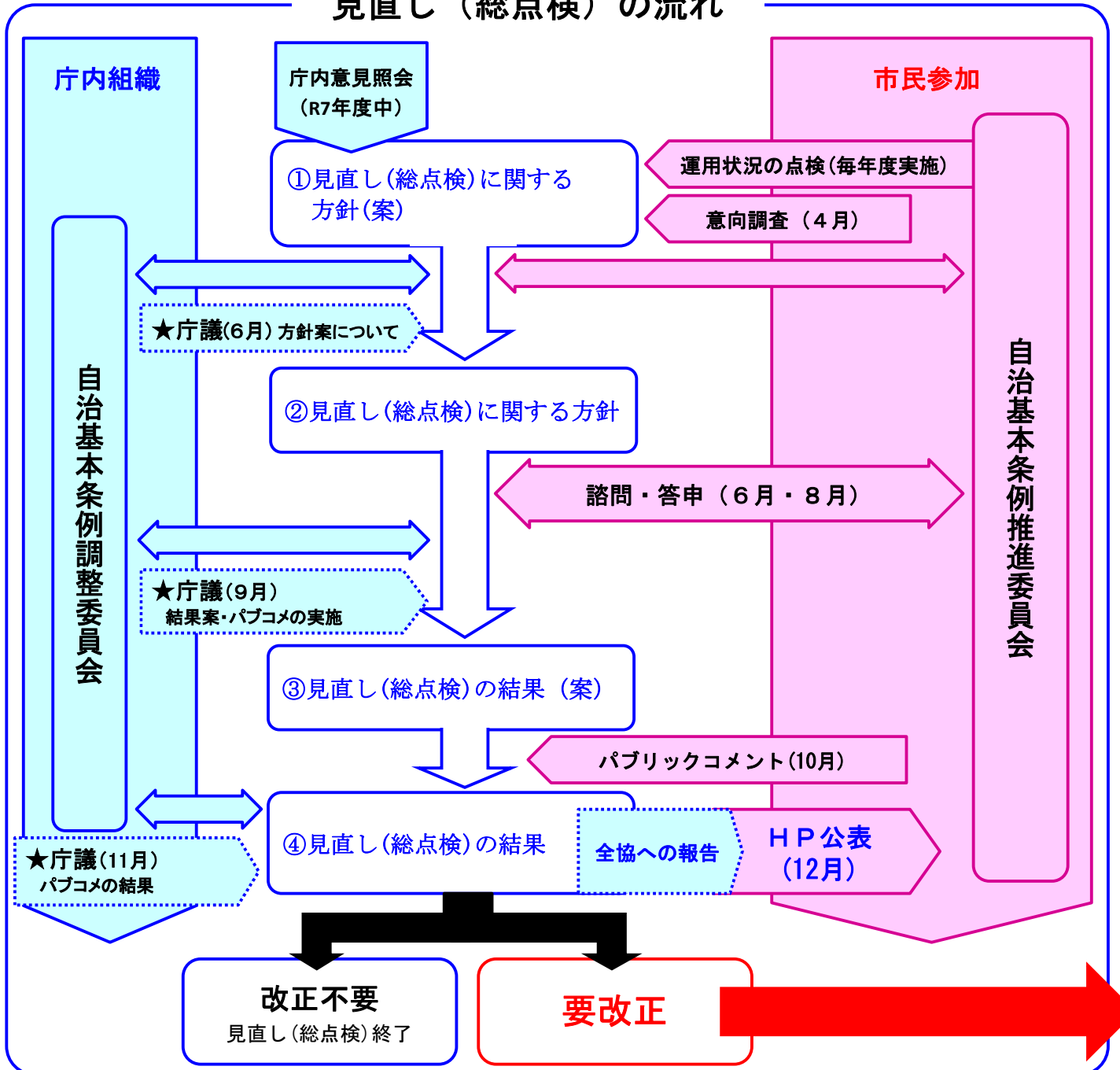
4 その他

5 閉 会

自治基本条例見直し（総点検）の流れ及びポイント

資料 1

見直し（総点検）の流れ



見直し（総点検）のポイント

- ① 見直し（総点検）に関する方針（案）
次の3つの結果を基に見直しを行う条文を選定し、方針（案）を作成
 - ・自治基本条例推進委員会で毎年度実施している運用状況の点検
 - ・市民アンケート
 - ・庁内での意見照会
- ② 見直し（総点検）に関する方針
・①について自治基本条例推進委員会、自治基本条例調整委員会及び庁議で審議し、方針を決定
・決定後、方針に従い、条例の見直しについて自治基本条例推進委員会へ諮問
- ③ 見直し（総点検）の結果（案）
・自治基本条例推進委員会からの答申を受け、自治基本条例調整委員会及び庁議に諮り策定
・策定後、パブリックコメントを実施
- ④ 見直し（総点検）の結果
・パブリックコメントを経て公表

自治基本条例の改正手続

見直しの結果、条例の改正が必要と判断された場合は、結果公表後、改めて改正の手続を開始します。条例を改正する場合、「制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない（自治基本条例第40条）」ため、改めて市民参加手続を実施する等、詳細な検討を行います。したがって、改正作業には1年程度を要する見込みです。

**厚木市自治基本条例の見直し（総点検）に関する方針における
見直し対象規定（案）**

1 **条文**について見直しを行う必要があると判断した規定

対象規定	見直しの考え方
第7条 市民の責務	市民のまちづくりへの参加に対する考え方が多様化していることから、見直しを行う必要があると考える。
第8条 子どもの権利、責務等	子どもの権利について多様な意見があることや、子ども基本法における子どもの定義や表記を踏まえ、見直しを行う必要があると考える。
第32条 コミュニティ団体に対する市民等の責務	コミュニティ団体のうち、特に自治会は、まちづくりに欠かせない存在であるが、自治会に対する考え方が多様化していることや加入率の低下が顕著であることから、現行の規定で十分であるか見直しを行う必要があると考える。
第33条 コミュニティ団体との協働	

2 **逐条解説**について見直しを行う必要があると判断した規定

対象規定	見直しの考え方
前文	「平和を希求する意思」の解説文について、現状に即した内容に改訂する必要がある。
第5条 自治の基本原則	誤った法律名を正しく修正する必要がある。
第8条 子どもの権利、責務等	「障害」の表記を「障がい」に修正する必要がある。
第14条 市職員の役割及び責務	市職員の範囲が明確になるよう、見直しを行う必要があると考える。
第16条 総合計画	総合計画の構成に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。
第17条 組織等	職員像に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。
第19条 財政運営	総合計画の構成に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。
第23条 法令遵守	解説文全体について、実情に合った内容に見直しを行う必要があると考える。
第30条 事業の実施に係る市民参加	「総合計画実施計画事業」の表記を「総合計画アクションプラン」に修正する必要がある。

(案)

厚木市自治基本条例の
見直し（総点検）に
関する方針

令和8年 月

厚木市

目次

資料の構成について	1
前文	2
第1章 総則	4
第1条（目的）	4
第2条（自治基本条例の位置付け）	6
第3条（定義）	8
第2章 自治の基本理念	10
第4条（自治の基本理念）	10
第3章 自治の基本原則	12
第5条（自治の基本原則）	12
第4章 市民	14
第6条（市民の権利）	14
第7条（市民の責務）	16
第8条（子どもの権利、責務等）	18
第9条（事業者の権利及び責務）	20
第5章 議会及び議員	22
第10条（議会の役割及び責務）	22
第11条（議員の役割及び責務）	24
第6章 市長、市長等及び市職員	26
第12条（市長の役割及び責務）	26
第13条（市長等の役割及び責務）	28
第14条（市職員の役割及び責務）	30
第7章 行政運営	32
第15条（行政運営の基本事項）	32
第16条（総合計画）	34
第17条（組織等）	36
第18条（行政評価）	38
第19条（財政運営）	40
第20条（危機管理）	42
第21条（情報の公開等）	44
第22条（個人情報の保護）	46
第23条（法令遵守）	48
第24条（法令の解釈等）	50
第25条（行政手続）	52
第26条（市民からの要望等への対処）	54
第27条（行政処分等に対する不服への対処）	56
第8章 参加及び協働の推進	58
第28条（政策等に対する意見等）	58

第 29 条（条例等の制定等への市民参加）	60
第 30 条（事業の実施に係る市民参加）	62
第 31 条（審議会等の運営）	64
第 32 条（コミュニティ団体に対する市民等の責務）	66
第 33 条（コミュニティ団体との協働）	68
第 34 条（地区市民自治推進組織）	70
第 35 条（市民の課題解決に対する意識の高揚等）	72
第 36 条（住民投票）	74
第 9 章 広域連携及び交流	76
第 37 条（広域連携及び交流）	76
第 10 章 自治基本条例推進委員会	78
第 38 条（自治基本条例推進委員会）	78
第 11 章 自治基本条例の見直し	80
第 39 条（自治基本条例の見直し）	80
第 12 章 自治基本条例の改正	82
第 40 条（自治基本条例の改正）	82

資料の構成について

この資料は、厚木市自治基本条例第 39 条第 1 項の規定に基づき、同条例の見直し（総点検）を実施するに当たり、条ごとに見直しの考え方等を示したものです。各ページの構成は、次のとおりです。

前文又は条文を記載

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

前回の見直しの結果を記載

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当、おおむね 妥当、不十分、 点検対象外の いずれかを記 載	委員会からの意見を記載
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)		
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	令和 8 年 4 月に実施した市民アンケートにおける結果を基に記載 【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 ●●●人／●●●人 ●. ●% ※ 市民アンケートが章ごとに回答する形式であったため、割合は章ごとに同じ値を記載 【主な見直すべき内容・理由】 自由記述いただいた内容の一部を記載
庁内各部署	令和 8 年 1 月に実施した庁内照会結果を基に記載

4 見直しの考え方

市が考える見直しの方向性（改正の要否等）について記載しています。

5 自治基本条例推進委員会による答申

諮問に基づく見直し検討の結果を記載します。

6 見直し結果

委員会等の意見を踏まえ、最終的な見直し結果を記載します。

前文

大山に連なる山々や丘陵の豊かな緑と、相模川を始めとする多くの清流に恵まれ、四季をとおして美しい自然が生き生きと輝くわたくしたちのまち厚木市は、古くから人々が自然をいかした生業を起こし、自然の循環と都市機能を融合させながら、広域的な要衝の地としての地位を築き上げてきました。

わたくしたち市民は、厚木市の豊かな自然、歴史に培われてきた文化など、先人のたゆまぬ努力により守り育まれてきた様々な厚木市の素晴らしさを受け継ぎ、未来を担う次世代に引き継ぐため、平和を希求する意思の下、人を大切にす心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆を大切にす心を尊び、個人として尊重され、連帯して自治の推進に努めなければなりません。

これらを基本として、市民、議会及び市長等が共通の目標を定め、互いの立場を認め合い、尊重し合い、支え合いながら、それぞれの役割を果たし、協力していく、協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせる自立したまちをつくるため、ここに厚木市自治基本条例を制定します。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	対象外
庁内各部署	・逐条解説の「④平和を希求する意思の説明」について、令和7年度に戦後・被爆80年を迎え、新たに日本非核宣言自治体協議会に加盟したため、本市の平和関連団体への加盟状況を更新する必要がある。

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、「平和を希求する意思」の解説文について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

--

第1章 総則

第1条 (目的)

この自治基本条例は、厚木市における自治の基本理念及び基本原則並びに市民、議会及び市長等の役割、責務等を明らかにするとともに、自治を推進するための基本的な事項を定め、もって自治の確立を図ることを目的とする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 40人／679人 5.9% 【主な見直すべき内容・理由】 ・災害や社会の変化に強い「レジリエンス（強靱性）」と、次世代に負担を先送りしない「持続可能性」の視点を盛り込むべきです。これにより、道路や下水道の整備、発達支援といった課題が、市の最優先事項として位置付けられることを期待します。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、条例が達成しようとする目的を定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第2条（自治基本条例の位置付け）

この自治基本条例は、厚木市の自治を推進する上で、最も尊重すべき条例とする。

- 2 この自治基本条例以外の条例、規則等（以下「条例等」という。）の制定、改正、廃止及び運用は、この自治基本条例の趣旨にのっとり行わなければならない。
- 3 この自治基本条例の内容に即し、分野別の基本条例を整備することにより、条例等の体系化を図るものとする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 （対象年度：令和4年度）	点検 対象外	
令和6年度実施 （対象年度：令和5年度）		
令和7年度実施 （対象年度：令和6年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 40人／679人 5.9%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・分野別の基本条例で定めるべきことと、自治基本条例で定めることの区別が明示されていない。分野別の基本条例では、最低限何を定めるかの定義があってもよいのではないか。例：「分野別の基本条例及び個別条例は、情報共有、説明責任、市民参加及び協働を具体化する内容を備える。」など</p>
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、厚木市の例規体系における本条例の位置付け等について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第3条（定義）

この自治基本条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 次に掲げるものをいう。
 - ア 厚木市内に居住する者
 - イ 厚木市内に通学し、又は通勤する者
 - ウ 厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体
 - エ 厚木市に対し納税の義務を負う者
- (2) 自治 厚木市に関することを自らの責任と権限において、市民の意思に基づき決定し、実施することをいう。
- (3) 市長等 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (4) 協働 市民、議会及び市長等がそれぞれの役割を理解し、自主性を尊重し、対等な立場で相互に補完し、及び協力することをいう。
- (5) まちづくり 活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるための取組全般をいう。
- (6) コミュニティ団体 構成員が地縁又は共通の公共的な関心事によってつながりを持ち、互いに助け合い、及び共通の目的を達成するために活動する団体をいう。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

より多くの人々の知識や経験をまちづくりにいかすため、住民ではない人も市民とするが、更に市民の範囲を拡大することについては、物理的かつ継続的に市民の権利・責務を果たすことが難しいと思われるため、規定の改正は行わないものとします。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 40人／679人 5.9%
---------	--

	<p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義は、外国籍住民や関係人口を包摂する表現に見直し、多様な主体が参加できる土台を作ってください。 ・厚木市内に通学し、又は通勤する者は、市民に含まれないと思う。 ・「厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体」がアバウトすぎる。どうやって個人の活動を証明するのか。 ・「厚木市内において活動を行う個人及び法人その他の団体」は、宗教団体及び非合法団体、反社会勢力も市民とみなすということか。 ・自治の定義に「第11次厚木市総合計画」の将来都市像である「共創」の概念を反映させることを提案します。最高規範である本条例に「共に新たな価値を創り出す」姿勢を明記することで、各個別施策における市民・事業者・行政のパートナーシップをより強固なものにできると考えます。 ・まちづくりの定義に「安全」を加えた方がよい。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第2章 自治の基本理念

第4条（自治の基本理念）

自治の基本理念は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人と人との絆を大切にする自治
- (2) 協働による自治
- (3) 自然の循環と文化を大切にする自治

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 47人／679人 6.9%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・第1号、第2号、第3号の前提ともいえる「人間（又は人権）の尊重」を入れてはどうでしょうか。・サステナビリティの概念を加えてはいかがでしょうか。・「人と人との絆を大切にする自治」の位置付けはわかりますが、具体的に人と人との交流の深め方、多様性のある考え方をどのようにして基本理念に取り組んでいくかの方策も条文化すべきである。・「自然の循環」が分かりにくい。（複数意見）・「自然の循環」を「自然環境」に変えた方がよい。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

自治の基本理念は、基本的な考え方や方向性を示すもので、その内容は前文に示されているほか、具体的な事項については、個別の条例及び計画等で明らかにしているため、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

--

第3章 自治の基本原則

第5条（自治の基本原則）

市民、議会及び市長等は、自治の基本理念にのっとり、次に掲げる原則を定め、自治を推進する。

(1) 市民自治の原則

- ア 自治の主体は、市民であること。
- イ 市民の意思に基づくまちづくりを行うこと。
- ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。

(2) 参加及び協働の原則

- ア 市民のまちづくりへの参加を進めること。
- イ 相互の活動への参加を広げること。
- ウ 協働によるまちづくりを進めること。

(3) 情報共有の原則

- ア まちづくりにかかわる情報が貴重な共有財産であることを認識すること。
- イ 保有する情報を分かりやすく公表し、情報の共有を図ること。

(4) 説明責任の原則

- ア 相互に説明責任を果たすこと。
- イ 説明は、分かりやすいものであること。

(5) 自然共生及び文化継承の原則

- ア 自然との共生を図ること。
- イ 文化の継承及び創造に努めること。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 47人／679人 6.9%
---------	--

	<p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2号「参加及び協働の原則」に、参加機会が平等に保障される旨の記述があってもよいのではないか（年齢、障害の有無、言語によらないなど）。 ・第2号のイ「相互の活動」が分かりにくい。
庁内各部署	<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説の「◆近年制定された人権に関わる主な法律」のうち、次の法律の名称が誤っている。 <p>【誤】 障害者の虐待の予防と早期発見、及び養護者へ支援を講じるための法律（障害者虐待防止法）</p> <p>【正】 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）</p>

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、誤った法律名を正しく修正する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第4章 市民

第6条（市民の権利）

市民は、次に掲げる権利を有する。

- (1) 安心・安全に生活する権利
- (2) 知る権利
- (3) まちづくりに参加する権利

1 前回の見直し（令和4年度）での意見

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 71人／679人 10.5% 【主な見直すべき内容・理由】 <ul style="list-style-type: none">・第1号「安心・安全」を「安全・安心」に順序を変える。安全があつて安心になる“安全第一”のメッセージを伝える。・第1号に「健康」を追加したらよいのではないか。・「安心・安全な生活を求める請求をする権利」の追加が必要ではないか。・現代的な課題に即して再整理すべきです。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第7条（市民の責務）

市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。この場合において、市民は、まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。

2 市民は、まちづくりへの参加に当たっては、互いに尊重するとともに、自らの発言及び行動に対して責任を持たなければならない。

3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

高齢化が社会問題として顕著になってきているが、市民の責務や権利等については、一定の年齢等でその責務や権利等が大きく変化するものではないと考えられる。また、年齢により新たな区分を作成することは、負担感の増大や、世代間の分断等デメリットが多いと判断されることから、規定の改正は行わないものとします。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 71人／679人 10.5%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・「まちづくりに参加するよう努めなければならない。」を他の積極的な言葉に変更する。・「まちづくりに参加するよう努めなければならない。」を「まちづくりに参加するとともに、協力しなければならない。」に改める。・「まちづくりに参加するよう努めなければならない。」とされているが言いすぎではないか。「まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない。」とただし書きとして言及するのも不自然。
---------	--

	<p>例えば、「市民は、自治の主体であることを自覚し、まちづくりに関心を持たなければならない」などの表現で十分。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3項が分かりにくい。(複数意見) ・高齢社会に対して、高齢者の権利、責務等を明記した方がよいと思います。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

市民のまちづくりへの参加に対する考え方が多様化していることから、見直しを行う必要があると考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

<p>規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要</p>

第8条（子どもの権利、責務等）

子ども（18歳未満の市民をいう。以下同じ。）は、市民の権利を有するとともに、次代の社会の担い手として健やかに成長できるよう、次に掲げる権利を有する。

- (1) 生きる権利
- (2) 育つ権利
- (3) 守られる権利

2 子どもは、その年齢に応じた市民の責務を負う。

3 市民、議会及び市長等は、子どもの成長過程における保護及び支援の必要性を認識し、子どもが健やかに育つ環境の整備に努めなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

逐条解説の改訂が必要

大きな社会情勢の変化の一つである「こども基本法」について、本条例と整合が取れていることから、規定の改正は行わないものとします。

なお、逐条解説については、こども基本法や、児童の権利に関する条約等を加え、より分かりやすいものとなるよう改めます。

【対応結果】

こども基本法や児童の権利に関する条約等の説明を加えた。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 71人／679人 10.5%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「生きる権利」と「育つ権利」というのはほぼ同義であると思います。(複数意見) ・子どもの「意見表明権」という具体的な内容を入れるべきである。(複数意見) ・「学ぶ権利」が重要であると感じる。学びに特化した
---------	---

	<p>項目の追加とその取組を求める。(複数意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 第2項「その年齢に応じた市民の責務」の具体的な内容が分かりにくい。
庁内各部署	<ul style="list-style-type: none"> こども基本法を踏まえ、子どもの定義について整理するとともに、「子ども」を平仮名表記の「こども」に修正する。 逐条解説の「障害」の表記について、障害の「害」という字のマイナスの印象を考慮するとともに、障がいがある人への理解を深めていくため、「害」の漢字を用いなくて、平仮名で表記する。

4 見直しの考え方

子どもの権利について多様な意見があることや、こども基本法における子どもの定義や表記を踏まえ、見直しを行う必要があると考える。

なお、逐条解説については、「障害」の表記を「障がい」に修正する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第9条（事業者の権利及び責務）

事業者（厚木市内で事業を営む個人及び法人その他の団体をいう。）は、市民の権利を有し、市民の責務を負うとともに、地域社会の一員として、周辺環境との調和に留意し、暮らしやすいまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 （対象年度：令和4年度）	点検 対象外	
令和6年度実施 （対象年度：令和5年度）		
令和7年度実施 （対象年度：令和6年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 71人／679人 10.5% 【主な見直すべき内容・理由】 ・事業者の責務に、多様な特性を持つ市民の雇用環境整備や、地域インフラ維持への協力を加え、街全体で支え合う仕組みに見直すべきです。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第5章 議会及び議員

第10条（議会の役割及び責務）

議会は、直接選挙により信任を得た議員によって構成される厚木市の意思決定機関として、市民の意思を把握し、その意思を市政に反映するよう努めなければならない。

- 2 議会は、市民福祉の充実に資するため、重要な政策等の議決及び行政運営の監視等の役割を果たさなければならない。
- 3 議会は、市民に議会の活動又は審議に関する情報を公開すること等により、市民に分かりやすく、かつ、開かれた議会運営に努めなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

<p>逐条解説の改訂が必要 議会在憲法上は「議事機関」であることを加え、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。</p>
<p>【対応結果】 議会在憲法上は「議事機関」であることを加えた。</p>

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 47人／679人 6.9%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・「開かれた議会運営に努めなければならない。」ではなく、「しなければならない。」の方がよいと思った。 ・少数派や当事者の声を直接聴取し、政策に反映する対話の場を義務付けるべきです。</p>
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 11 条（議員の役割及び責務）

議員は、議会の役割及び責務を認識し、地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 議員は、職務に伴う調査研究活動等を通じ、審議能力及び政策提案能力の向上に努めなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	点検 対象外	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)		
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 47人／679人 6.9%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 1 項「公正かつ誠実に職務を行わなければならない。」の前に「公益性の有無を判断し、」を追加 ・調査研究活動に要した費用及び成果を公表する義務がある旨を記載すべきと思います。 ・市民の代表として市民全体の利益に資する行動を常に心掛ける等の行動倫理に関する規定を追加してはいかがでしょうか。 ・議員は地域の課題について積極的に情報入手に努めることを明記すべき。 ・議員の資質向上の文言を設ける。(複数意見)
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第6章 市長、市長等及び市職員

第12条（市長の役割及び責務）

市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。

2 市長は、政策等の意思決定に至る経過等について、多様な方法により市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長は、毎年度、市民及び議会に対して、市政運営の方針を示すとともに、その取組状況について説明しなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

逐条解説の改訂が必要

時代の変化や自治基本条例推進委員会の答申を基に、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。

【対応結果】

経営感覚に関する説明文を改めた。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 53人／679人 7.8% 【主な見直すべき内容・理由】 <ul style="list-style-type: none">・「市長は、経営感覚を持ち」を「行政の代表者としての自覚を持ち、市民に不利益が被らないように」に改正する。・「市長は、経営感覚を持ち」に違和感があります。(複数意見)・第4項に「市長は従前の規則等及び制度が時代の変化に適したものになっているかの点検を実施しなければならない。」を追加
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、「経営感覚」という表現に多くの意見があるが、地方自治法第2条第14項に規定されている「最少の経費で最大の効果を挙げる」ためには、経営感覚は欠かせないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

--

第13条（市長等の役割及び責務）

市長等は、その権限及び責任において、公正かつ誠実に行政運営を行わなければならない。

2 市長等は、事務事業の執行等について、市民への説明責任を果たさなければならない。

3 市長等は、相互の連携及び協力を図り、一体として、行政機能を発揮しなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 53人／679人 7.8%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 なし</p>
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 14 条（市職員の役割及び責務）

市職員は、市民全体の奉仕者であることを自覚し、公正、誠実かつ適切に行動しなければならない。

- 2 市職員は、社会状況の変化、市民ニーズ等を的確にとらえるとともに、事務事業の目的を常に認識し、職務を行わなければならない。
- 3 市職員は、政策等を立案し、及び遂行する能力の向上に努めなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

<p>逐条解説の改訂が必要 会計年度任用職員を追加し、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。</p>
<p>【対応結果】 会計年度任用職員の説明を加えた。</p>

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	点検 対象外	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)		
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 53人／679人 7.8%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「奉仕者」という言葉は今の時代に合っていない。私は、市職員を市民の代理人と認識しています。良い言葉があれば変えてもよいのでは。（複数意見） ・第 2 項は、市のサービスで形骸化しているものや前例を踏襲しただけのものを排除できるよう、事務事業を「常に見直す」という内容が明確になる表現になるとよいと考えます。 ・第 2 項「職務を行わなければならない。」を「職務を迅速に行わなければならない。」に変更
---------	---

庁内各部署	<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説に、一般職の職員のみに関する事項（サービスの宣誓）が記載されていることなどから、内容を整理する必要がある。
-------	--

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、「奉仕者」という表現に多くの意見があるが、憲法第15条第2項に「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない。」と規定されている。

また、逐条解説については、市職員の範囲が明確になるよう、見直しを行う必要があると考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第7章 行政運営

第15条（行政運営の基本事項）

市長等は、自治の基本原則に基づき、政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクルを確立するとともに、各過程への市民の参加及び協働による行政運営を行うものとする。

2 市長等は、政策等の優先性を考慮するとともに、厚木市の資源を最大限に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるよう行政運営を行うものとする。

3 市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により、行政運営を行うものとする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

逐条解説の改訂が必要 市民参加と市民協働について、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 市民参加と市民協働については、第5条に解説があることを加えた。

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	妥当	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)	妥当	
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)	妥当	第3項にある成果重視の視点により行政運営が行われるよう、各事業において効果検証を行い、成果を明示するよう努めること。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 ・「最少の経費」は「適正な経費」等の表現がよいのでは。 ・第3項の「成果重視」はおかしい。市政運営は経営ではない。短期は重要だが、中長期の展望も見据えた行政運営を行うべき。
---------	---

	<ul style="list-style-type: none"> ・PDCAサイクルが記述されているのであれば、プロセス目標の考えを明確にした方がよいのではないか。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、行政運営を行う上で最も基本とすべき事項を定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 16 条（総合計画）

市長は、この自治基本条例の趣旨にのっとり、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための基本構想及びこれを具体化するための計画（以下「総合計画」という。）を策定するものとする。

2 市長は、基本構想の策定に当たっては、議会の議決を得なければならない。

3 市長等は、総合計画以外の計画を策定するときは、総合計画との整合を図り、及び計画相互の体系化に努めるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の見直しや改定についての記載。 ・第 4 項「市長は従前の規則等及び制度の点検結果を総合計画に反映させなければならない。」を追加する。
庁内各部署	<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説について、総合計画の構成に関する記述を第 11 次総合計画の構成内容に修正する必要がある。 <p>第 10 次総合計画：基本構想・基本計画・実施計画の三層で構成</p> <p>第 11 次総合計画：長期ビジョンとアクションプランの二層で構成</p>

4 見直しの考え方

本条は、市における最上位計画である総合計画について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、総合計画の構成に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

--

第17条（組織等）

市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うための、市民に分かりやすい組織を形成するものとする。

2 市長等は、市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう、人事配置を行うとともに、市職員が常に能力向上に取り組むことができるよう、人材育成の基本方針を策定するものとする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	妥当	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)	妥当	
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2項「市職員がその能力及び適性をいかすことができるよう」だと何にいかすのか曖昧なため、「市職員がその能力及び適性が自治に活かされるよう」 ・道路整備や福祉支援など、複合的な課題に部局横断で対応する「縦割り打破」の体制構築を明記してください。
庁内各部署	<ul style="list-style-type: none"> ・逐条解説について、現行の人材育成基本方針に定める職員像に改める必要がある。

4 見直しの考え方

本条は、市長等が行政運営を行う上で必要となる組織の形成、職員の人事配置及び人材育成について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、職員像に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

--

第 18 条（行政評価）

市長等は、効果的かつ効率的な行政運営を行うため、行政評価（行政運営を一定の基準に従い評価し、その結果を改善に結びつけることをいう。以下同じ。）を実施するものとする。この場合において、市長等は、市民が参加する評価の方法を取り入れるよう努めなければならない。

2 市長等は、行政評価の結果を公表するとともに、その結果を踏まえた行政運営を行うものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、第 15 条で規定する政策等の企画立案、実施、評価及び改善のサイクル（PDCA サイクル）の評価に当たる行政評価について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 19 条（財政運営）

<p>市長は、中長期的な展望に立った健全な財政運営を行うものとする。</p> <p>2 市長は、総合計画の着実な推進を目指し、その進捗状況を踏まえた予算編成を行うものとする。</p> <p>3 市長は、財政運営の透明性を高めるため、財政状況を公表するものとする。</p>

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

<p>逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。</p>
<p>【対応結果】 「第 9 次厚木市総合計画」を「厚木市総合計画」に改めた。</p>

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 なし</p>
庁内各部署	<p>・逐条解説について、総合計画の構成に関する記述を第 11 次総合計画の構成内容に修正する必要がある。 第 10 次総合計画：基本構想 12 年間・基本計画 6 年間・実施計画 3 年間の三層で構成 第 11 次総合計画：長期ビジョン 10 年間とアクションプラン 5 年間の二層で構成</p>

4 見直しの考え方

本条は、健全かつ計画的な財政運営を行うことについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、総合計画の構成に関する記述について、現状に即した内容に改訂する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

--

第 20 条（危機管理）

市長等は、市民の生命、身体及び財産を保護するため、自然災害、重大な事故及び事件、感染症の拡大その他の非常時に備えた関係機関等との連携を始めとする総合的な対策を講じなければならない。

2 市民は、非常時においては、自助及び共助の精神の下、互いに協力し、事態に対処するよう努めなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

新型コロナウイルス感染症等、様々な自然災害について、包括的に網羅していることから、規定の改正は行わないものとします。

2 前回の見直し（年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none">・危機管理の中に「情報」という財産についても記載がある方がよいと思いました。・危機管理の現代化、特に、平時の備えと要配慮者対応の明示。・第 1 項は、危機管理の認識（範囲）をもっと詳細にすべきだと思う。・第 2 項に市民側の対処についても記載されているが、市民の義務が第 7 章（行政運営）の中に括られているのは違和感がある。第 7 条（市民の責務）に集約すべきではないか。・第 2 項は、第 1 項と同じように具体的な内容を記載した方がよい。・第 2 項の自助、共助の精神の下、公助に対する協力を
---------	---

	入れる必要があると考えます。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

大雨や大型台風等の気象災害の激甚化や都心南部直下地震の発生リスクが懸念される中、危機管理に対する市民の関心が高まっているが、現行の規定により網羅できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 21 条（情報の公開等）

議会及び市長等は、行政文書を分かりやすく作成し、かつ、適正に保管するための仕組みを整備するものとする。

2 議会及び市長等は、保有する情報の公開を市民が請求することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	文書の適正管理について、今後、デジタル化に向けた抜本的な改革に対応できるよう、既存ルールの周知を徹底していただきたい。
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、市民との情報の共有を図るための仕組みの整備及び情報公開について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 22 条（個人情報保護）

市民、議会及び市長等は、市民の権利利益の保護を図るため、個人情報を適正に管理し、及び利用しなければならない。

2 議会及び市長等は、保有する個人情報の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	マイナンバーに関する管理や運用方法について心配している方が多い。 情報の漏洩事故が起きないように、市が適切に取り扱っていることの周知に取り組んでいただきたい。
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 ・第 1 項及び第 2 項に「市職員」を追記すると、職員の個人情報保護についての自覚が高まると思います。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、個人情報の保護について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 23 条（法令遵守）

市民、議員、市長及び市職員は、公正な自治を推進するため、法令及び条例等を遵守しなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	・逐条解説について、市職員が法令を遵守しなければならないのは、法治主義の観点から当然のことであるため、法令遵守の理由を議会及び市長と合わせる。

4 見直しの考え方

本条は、公正な自治の推進のため、自治に関わる者に対して法令の遵守を義務付けることを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考ええる。

なお、逐条解説については、解説文全体について、実情に合った内容に見直しを行う必要があると考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 24 条（法令の解釈等）

議会及び市長等は、市民ニーズ又は行政課題に対応した政策等を主体的に推進するため、この自治基本条例の趣旨にのっとり、法令及び条例等を自主的に解釈するとともに、条例等を制定することにより、積極的な市政運営を推進するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 ・「法令及び条例等を自主的に解釈するとともに」は、拡大解釈される恐れがあり、市民の利益制限につながる。（複数意見）
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、法令等の自主解釈権や自主立法権について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 25 条（行政手続）

市長等は、行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、処分、行政指導及び届出に係る手続を適正に行わなければならない。

2 市長等は、行政手続について必要な措置を講ずるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	審査基準等の設定率について、設定することが困難な案件や設定する余地がないものを母数から除き、本来市が設定しなければいけないものに対し、どの程度設定できているかをわかりやすく示すことができるよう母数の考え方について検討されたい。
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、処分、行政指導及び届出に係る手続について、適正に行わなければならないことを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 26 条（市民からの要望等への対処）

市長等は、市民からの要望、苦情等への対処の仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、市民から要望、苦情等があったときは、迅速かつ適切に対処し、その経過及び結果について回答するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	おおむね 妥当	要望・苦情等について、迅速に対応していただいている実感はあるが、対応後の報告がないケースが多いため、報告までしっかりと対応していただきたい。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 27 条（行政処分等に対する不服への対処）

市長等は、行政処分等に不服がある市民の申出に対して迅速かつ適正に対処するため、必要な措置を講ずるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 59人／679人 8.7% 【主な見直すべき内容・理由】 ・近年の個人的な意見・申出が多いであろうなか、文章・表現は現行のままでよいのだろうか。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、行政処分等に対して不服がある市民の申出があった場合に、必要な措置を講ずることを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第8章 参加及び協働の推進

第28条（政策等に対する意見等）

市長等は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みを整備するとともに、提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	妥当	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)	妥当	「わたしの提案（政策提案）」制度のハードルが高いと感じる。 提案しにくい仕組みなのであれば、政策提案の制度自体について、改めて検討していただきたい。
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)	おおむね妥当	「わたしの提案（政策提案）」制度について、様式の見直しだけでなく、一般提案との統合や制度そのものの廃止等、踏み込んだ検討をしていただきたい。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48人／679人 7.1% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、市民の意見等を政策等に反映する仕組みの整備について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 29 条（条例等の制定等への市民参加）

市長等は、次に掲げる行為を行おうとするときは、その行為の内容に応じて、関連する情報を市民に提供するとともに、市民意見等提出手続の実施等多様な市民の参加の機会を設けることにより、市民の意見等の提出を求めるよう努めるものとする。

- (1) 条例等の制定、改正又は廃止
- (2) 計画の策定、改定又は廃止
- (3) その他重要な政策等の策定

2 市長等は、前項の規定により市民から提出された意見等の概要及びこれに対する考え方を公表するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48人／679人 7.1%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 なし</p>
庁内各部署	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公営企業法を全部適用している市立病院については、経営責任者である事業管理者の権限を明確にし、経営を行うためにも、市民参加手続の対象となる実施機関から除外すべきであると考えている。

4 見直しの考え方

本条は、条例等の制定等、計画の策定等の際に必要な市民参加の機会を設けることについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものと考ええる。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

--

第 30 条（事業の実施に係る市民参加）

市長等は、総合計画に定める重要な事業を実施しようとするときは、説明会の開催等市民が意見等を述べることができる機会を設けるよう努めるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

逐条解説の改訂が必要 より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。
【対応結果】 総合計画に定める重要な事業の説明文を改めた。

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	おおむね 妥当	市民生活に重大な影響を与える事業は他にもたくさんあると思われる。「総合計画に定める重要な事業」について判断基準を設けるなど、適正な運用がなされるよう努めていただきたい。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48人 / 679人 7.1% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	・現行の第 11 次総合計画の構成に合わせ、「総合計画実施計画事業」の表記を「総合計画アクションプラン」に修正する必要がある。

4 見直しの考え方

本条は、重要な事業の実施段階で市民参加の機会を設けることについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

なお、逐条解説については、「総合計画実施計画事業」の表記を「総合計画アクションプラン」に修正する必要がある。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

--

第 31 条（審議会等の運営）

市長等は、附属機関その他これに類する機関（以下「審議会等」という。）を設置し、及び運営しようとするときは、審議会等の設置目的、審議内容等に応じ、審議会等の委員の全部又は一部を公募するよう努めるものとする。

2 市長等は、審議会等の委員を適正に選任するとともに、その選任理由等について説明しなければならない。

3 審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。

4 審議会等は、必要に応じて、関係者からの意見等の聴取その他の効果的な方法により市民の意見等を求め、その意見等を審議に反映させるよう努めるものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48人／679人 7.1%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第 2 項「適正に選任」の適正とは何を意味するのかが曖昧に思います。例えば、「委員を選任し、その選任理由等を具体的に書面で明示しなければならない。」などはどうでしょうか。 ・第 3 項「正当な理由」があり公開できない場合についての記述が必要と考えます。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、審議会等への市民の参加について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

--

第 32 条（コミュニティ団体に対する市民等の責務）

市民、議会及び市長等は、コミュニティ団体がまちづくりに果たしている役割の重要性を認識するとともに、その自主性及び自立性を尊重しなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48人／679人 7.1%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原則、自治会に全員入会する責務があることを明確にする変更余地があるように感じる。高齢化、核家族化で退会者が増える、若い人の入会消極化が現状です。 ・自治会についての記述がない。コミュニティ団体に位置付けられるのだろうが、急速に会員が減少している背景に、しっかりした位置付けと、それへの支援の仕組みがないがしろにされているという現実がある。単なる利他の精神とボランティア活動では維持できなくなっている現状から、明確な位置付けが必要である。 ・自治会には入って当たり前を前提としているこの条文、時代に合っていないです。 ・第 32 条及び第 33 条において、コミュニティ団体について言及されているが、自治会の存在を前提とした行政の在り方を見直すべき時期にあると考える。自治基本条例の見直しにおいて再優先課題ではないか。
---------	---

庁内各部署	<ul style="list-style-type: none"> ・まちづくりにおける最も大切なパートナーである自治会の重要性をアピールするため、単独の条例制定ではなく、最も尊重すべき条例と位置付けている自治基本条例に自治会に関する条文を追加するべきではないか。
-------	--

4 見直しの考え方

コミュニティ団体のうち、特に自治会は、まちづくりに欠かせない存在であるが、自治会に対する考え方が多様化していることや加入率の低下が顕著であることから、現行の規定で十分であるか、第 33 条と併せて見直しを行う必要があると考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 33 条（コミュニティ団体との協働）

市長等は、まちづくりの課題の解決に向けて、コミュニティ団体と協働を進める仕組みを整備するものとする。

2 市長等は、必要に応じて、コミュニティ団体の活動を支援するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

逐条解説の改訂が必要
表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改め直す。

【対応結果】

「市民活動サポート室」を「ボランティアセンター」に修正した。

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 3 年度実施 (対象年度：令和 2 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48人／679人 7.1% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

コミュニティ団体のうち、特に自治会は、まちづくりに欠かせない存在であるが、自治会に対する考え方が多様化していることや加入率の低下が顕著であることから、現行の規定で十分であるか、第 32 条と併せて見直しを行う必要があると考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 34 条（地区市民自治推進組織）

市民は、市民自治を推進するため、一定のまとまりのある地区において活動する様々なコミュニティ団体で構成する当該地区の課題に総合的に取り組む組織（以下「地区市民自治推進組織」という。）を設置することができる。

2 地区市民自治推進組織は、市民に開かれた組織とするとともに、市長等と連携して活動を進めるものとする。

3 市長等は、必要に応じて、地区市民自治推進組織の活動を支援するものとする。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	おおむね 妥当	地域づくり推進事業の活動結果を公表することについて検討されたい。
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	おおむね 妥当	地域づくり推進事業の活動結果を公表することについて引き続き検討されたい。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48人／679人 7.1% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 35 条（市民の課題解決に対する意識の高揚等）

【条文】

市民は、市民相互の交流を深め、地域の課題を共有し、その解決に向けて取り組む意識を高めるよう努めるものとする。

2 市長等は、前項の規定の趣旨を達成するため、必要に応じて、次に掲げる事項に係る市民活動等を支援するものとする。

- (1) 市民のまちづくりへの参加及び協働に対する意識の醸成
- (2) まちづくりに取り組む人材の育成

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48人／679人 7.1%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・市民への強制はおかしい。全面削除。</p>
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 36 条（住民投票）

市長は、市政の重要な事項について、厚木市内に住所を有する者の意思を直接確認するため、住民投票の実施に必要な事項について別に条例を定めることにより、住民投票を実施することができる。

2 市民、議会及び市長等は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 (対象年度：令和 4 年度)	妥当	第 2 項については、住民投票が行われない限り評価不能。
令和 6 年度実施 (対象年度：令和 5 年度)	妥当	第 2 項については、住民投票が実施されない限り評価できないが、第 1 項に基づき条例を定めていることから妥当と判断する。
令和 7 年度実施 (対象年度：令和 6 年度)	妥当	第 2 項については、住民投票が実施されない限り評価ができないが、第 1 項に基づき条例を定めていることから妥当と判断する。

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 48人／679人 7.1% 【主な見直すべき内容・理由】 なし
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、市政の重要な事項について、住民投票を実施することができることを定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第9章 広域連携及び交流

第37条（広域連携及び交流）

議会及び市長等は、まちづくりの課題を解決し、市民生活の向上を図るため、必要に応じて、国及び他の地方公共団体との連携に努めるものとする。

2 市民、議会及び市長等は、厚木市の魅力、特性等に関する情報を発信することにより、市外の人々との交流を深めるとともに、市外の人々の意見をまちづくりにいかすよう努めるものとする。

3 市民、議会及び市長等は、国際的な視野に立ったまちづくりを推進するため、海外の都市等との連携及び交流に努めるものとする。

4 市長等は、連携及び交流に当たっては、その目的及び内容を公表するとともに、市民の参加を得て進めるものとする。

5 市長等は、市民が主体となり、市外の人々との交流を行うときは、必要に応じて、その活動を支援するものとする。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

<p>逐条解説の改訂が必要 表記の修正を行い、より分かりやすい解説となるよう逐条解説を改めます。</p>
<p>【対応結果】 公共図書館の広域利用・相互利用の説明に、平塚市との協定に関する記述を加えた。 また、あつぎOECフードに関する記述を改めた。</p>

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	おおむね 妥当	将来的なリスクに備え、今の段階から市外からの意見を取り込む仕組みを検討されたい。
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)	妥当	
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)	妥当	

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 32人／679人 4.7%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】 ・愛川町、清川村とは、ごみ問題などで特に連携してい</p>
---------	--

	<p>る。その理由や基準を明文化すべき。また、現在、国内外の友好都市、防災姉妹都市の連携をしているが、その選定、協定締結の基準を明文化すべき。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・友好都市の名称を記載してもよいのではないだろうか？ ・第3項を削除するか、文末の「努めるものとする。」を「努めることができる。」に変更すべきである。 ・国際的な視野は必要であるが、あくまでも厚木市一般住民の社会的利益が最優先であるという視点を明示しておく必要がある。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

制定時に比べ、人口減少・超高齢社会の更なる進展、デジタル化の更なる進展、価値観の多様化等、社会・経済環境には変化がみられるが、現行の規定によりこれらの変化に対応できていることから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 10 章 自治基本条例推進委員会

第 38 条（自治基本条例推進委員会）

市長は、この自治基本条例の運用状況の点検を行うため、市民等で構成する厚木市自治基本条例推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 市長は、毎年度、この自治基本条例の運用状況について、委員会に報告しなければならない。
- 3 委員会は、この自治基本条例の運用状況について、市長に意見を述べることができる。
- 4 委員会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定める。

1 前回の見直し（令和 4 年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和 4 年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和 5 年度実施 （対象年度：令和 4 年度）	点検 対象外	
令和 6 年度実施 （対象年度：令和 5 年度）		
令和 7 年度実施 （対象年度：令和 6 年度）		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	<p>【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 29人／679人 4.3%</p> <p>【主な見直すべき内容・理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会の委員の選出方法について明記すべき。「市民等で構成する」→不明確、市民以外は誰？ ・自治基本条例推進委員会の構成員がどのような基準で選任されているのか記載がほしい。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、自治基本条例推進委員会の設置について定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第 11 章 自治基本条例の見直し

第 39 条（自治基本条例の見直し）

市長は、委員会の意見を踏まえ、この自治基本条例の運用状況を評価し、4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする。

2 市長は、この自治基本条例の見直しを行うときは、市民の参加を得て行わなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 29人／679人 4.3% 【主な見直すべき内容・理由】 <ul style="list-style-type: none">・期間が長すぎる。2年ごとに必ず見直しをするべき。(複数意見)・条例の内容をみると、あまり時代に左右されるような内容ではないと思う。4年一度必ず見直しを行うのではなく、必要に応じて行う方が、お金や労力の無駄遣いにならないのではないのでしょうか。(複数意見)
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

自治基本条例の見直しの期間について多様な意見があるが、市長や議員の任期に合わせ、任期中に1回は見直しが行われることを担保するため、「4年を超えない期間」としていることから、規定を改正する必要はないと考える。

5 自治基本条例推進委員会による答申

--

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

第12章 自治基本条例の改正

第40条（自治基本条例の改正）

市長は、この自治基本条例を改正しようとするときは、この自治基本条例の目的、位置付け等を踏まえ、この自治基本条例の制定に際して行った市民の参加その他の方法により行わなければならない。

1 前回の見直し（令和4年度）結果

改正不要

2 前回の見直し（令和4年度）以降に行った自治基本条例推進委員会による運用状況の点検結果

年度	点検結果	意見
令和5年度実施 (対象年度：令和4年度)	点検 対象外	
令和6年度実施 (対象年度：令和5年度)		
令和7年度実施 (対象年度：令和6年度)		

3 条文等に関する意見

市民アンケート	【見直すべき点が「ある」と答えた人の割合】 29人／679人 4.3% 【主な見直すべき内容・理由】 ・改正に当たっては、パブリックコメントだけでなく、所得制限等で影響を受ける層への直接的なヒアリングを必須とし、市民の意思が確実に反映されるプロセスを構築すべきです。
庁内各部署	なし

4 見直しの考え方

本条は、本条例を改正する際に市民参加の機会を設けることについて定めているものであり、制定時からの社会・経済環境の変化による影響は小さいことから、規定を改正する必要はないものとする。

5 自治基本条例推進委員会による答申

6 見直し結果

規定の改正が必要 ・ 逐条解説の改訂が必要 ・ 改正不要

**厚木市自治基本条例の
見直し（総点検）に係る
市民アンケート
集計結果**

令和8年5月
厚木市

目次

アンケート実施概要	1
アンケート集計結果	2
1 厚木市在住の18歳以上の方	2
2 自治会長	31
3 地区館長	46
4 市民活動団体、市公式LINE登録者等	57

アンケート実施概要

1 目的

4年に一度実施している自治基本条例の見直し（総点検）を行うため、市民からの意見を募集し、見直しをするための基礎資料とする。

2 調査対象・調査方法

(1) 厚木市在住の18歳以上の方 2,000人（無作為抽出）

郵送配布し、郵送又はインターネット回答

(2) 自治会長 211人

郵送配布し、郵送又はインターネット回答

(3) 地区館長 15人

令和8年3月の地区館長会議で配布し、郵送又はインターネット回答

(4) 市に登録している市民活動団体、市公式LINE登録者など

市ホームページからのインターネット回答

3 調査期間

令和8年4月6日（月）～ 24日（金）

4 回答数

区分	対象者数 (人)	回答数 (人)	回答率 (%)
無作為抽出	2,000	462	23.1
自治会長	211	140	66.4
地区館長	15	8	53.3
市民活動団体・ LINE登録者など	-	69	-
合計	-	679	-

アンケート集計結果

1 厚木市在住の18歳以上の方（無作為抽出）

Q 1 あなたの年齢は。

選択項目	回答数 (人)	対象者数 (人)	割合 (%)
1 18～19歳	7	45	15.6
2 20～29歳	28	265	10.6
3 30～39歳	38	250	15.2
4 40～49歳	62	306	20.3
5 50～59歳	97	379	25.6
6 60～69歳	77	260	29.6
7 70～79歳	100	289	34.6
8 80歳以上	52	206	25.2
無回答	1	-	-
合計	462	2,000	23.1

Q 2 厚木市自治基本条例を知っていますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 内容をよく知っている。	6	1.3
2 読んだことがある。	44	9.5
3 読んだことはないが、聞いたり、見たりしたことはある。	113	24.5
4 全く聞いたことがない。	297	64.3
無回答	2	0.4
合計	462	100.0

Q 3 Q 2で①～③と回答した方にお尋ねします。自治基本条例を何で知りましたか。（複数回答可）

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 広報あつぎ	93	54.1
2 厚木市ホームページ	24	14.0
3 条例のパンフレット、チラシ等	39	22.7
4 友人・知人や家族から	9	5.2
5 その他	7	4.1
無回答	3	0.6
合計	172	100.0

第1章 総則	第1条 目的
	第2条 自治基本条例の位置付け
	第3条 定義

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	24	5.2
2 ない	417	90.3
無回答	21	4.5
合計	462	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	<ul style="list-style-type: none"> ・国籍や住民登録状況についてはどうか、法的根拠なく厚木市に居住する者もこの条例では市民として扱うのか、その定義、解釈を知りたい。 ・（ウ）の活動を行う個人及び法人その他の団体を全て市民とするのか、宗教団体及び非合法団体、反社会勢力も市民とみなすのか。
2	外人の居住地の知らない人が多い。
3	「自治」と聞かれても答えられませんでした。第3条（2）の文を第1章総則の前に入れ込んでどうか。
4	第3条(1)「ウ」がアバウト過ぎる。どうやって個人の活動を証明するのか？
5	第3条の用語の意義に第4条の基本理念の用語の説明を追加。絆、文化 理由：活力に満ちたとか心豊かの意味も絆の中にあるのか？スポーツも文化の中に入っているのか？
6	市民に暴力団等が含まれるのは遺憾である。
7	市民のうち、厚木市内に通学し、又は通勤する者は、含まれないのでは？と思う。
8	市民の定義の「厚木市内に通学し、通勤する者」を削除。理由は、税金を納めていない、工の定義と矛盾する。
9	第3条（5）まちづくりに「安全」を加えた方がよい。
10	第3条（1）市民（2）自治（3）市長等（4）協働、それぞれに「とは」を入れるとわかりやすい。
11	第1条が長文である。最後まで読み、また再度読み直す必要が生じている。「もって自治の確立を図ることを目的とする。」の「もって」の意味が分かりにくい。
12	こういうものはこんな文章になるのが普通なのだろうが、文面が理解しにくい。もっと簡潔にわかりやすい文面にしてほしい。
13	第3条の用語で「市長等」という用語をその定義がイメージできる言葉に見直すことはできないものでしょうか。（※市長、・・・委員会、監査委員）
14	第1章（総則）においては、制定時からの社会情勢の変化（DX、多様性、インフラ老朽化）を反映した定義の更新を求めます。特に、第3条の「市民」の定義では、外国籍住民や関係人口を包摂する表現に見直し、多様な主体が参加できる土台を作ってください。また、第1条の「目的」には、災害や社会の変化に強い「レジリエンス（強靱性）」と、次世代に負担を先送りしない「持続可能性」の視点を盛り込むべきです。これにより、道路や下水道の整備、発達支援といった課題が、市の最優先事項として位置付けられることを期待します。
15	納税のない団体は市民に定義しない方がよい。
16	条文と実際の市民の暮らしの乖離がある。

1 厚木市在住の18歳以上の方（無作為抽出）

17	日本国籍を持つ者を追加する。
18	障がい者支援の充実
19	自治基本条例全体で前提としている社会像が古いのではないか。
20	第2条：分野別の基本条例で定めるべきことと、自治基本条例で定めることの区別が明示されていない。分野別の基本条例では最低限何を定めるかの定義があってもよいのではないか。例：「分野別の基本条例及び個別条例は、情報共有、説明責任、市民参加及び協働を具体化する内容を備える」など。
21	表現内容が難しく、それを解釈するのに時間などがかかる。多くの住民がパッと見てわかりやすい内容にしたら、目に触れる機会も増えるのではないのでしょうか。
22	なぜ日本国籍保持者に限定しないのか。説明責任が果たされていない。

第2章 自治の基本理念 第4条 自治の基本理念
 第3章 自治の基本原則 第5条 自治の基本原則

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	27	5.8
2 ない	416	90.0
無回答	19	4.1
合計	462	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	自助、共助、公助の優先順位がわかるようにしてはどうか（ふわっとしているので）
2	人回が少なくなって、地元の情報が少ないと思います。
3	第4条（3）自然の循環が分かりにくい。
4	第5条(1),(2)ですが、現実には自治会が運用できていない地区もあると思うため、今の状況から何かやり方を変える必要があると思います。今時点こうという考えはないですが、課題が何か？を正しく受け止められていないと感じます。
5	(1)市民自治の原則、ウ 地域の身近な課題は、地域で取り組むこと。隣に外国人やトラブルの多い人が住むと、地域で取り組むことは不可能。市の職員は対応してくれるが、その場しのぎ。地域では、もはや限界。理想と現実乖離があると思う。
6	第3条の用語の説明の追加で、「活力に満ちた」とか「心豊か」とか「スポーツ」の追加がなければ、基本理念の中にこれらの言葉を明示する。理由：前文の内容を基本理念に追加すべき。活力、心豊かにするのは文化だけでない。
7	自然の循環→自然環境
8	・第5条を全面削除。理由、市民への強制はおかしい。市民の意見を市政への反映のため議員が選挙で選ばれる。 ・市民のまちづくりへの参加→いわゆる「村八分」を誘発する。 4)ア.相互に説明責任を果たすこと→市民に対しての強制おかしい。
9	第5条（3）情報共有。市民側から情報共有ができるのか。情報共有（公表）の手段について具体的に考えるべき。
10	地域の繁栄を地域エゴに陥らないレベルに入れてもよいのではないか。
11	もっと文化を大切にしてほしいです。街の中に自然を！特に駅南口
12	初めて文章を見ました。何を言っているのかが理解できない。
13	第4条(1)絆・・・(2)協働・・・(3)自然の循環と文化・・・に加えて、その前提ともいえる「人間（or人権）の尊重」を入れてはどうでしょうか。
14	第5条(1)ウについて 地域によっては高齢者の割合が高くなり、地域内だけでの課題解決は難しくなっていると思います。今のうちからこの課題について考えておくべきではないでしょうか。

1 厚木市在住の18歳以上の方（無作為抽出）

15	<p>【第2章】多様化する社会に合わせ「多様性の尊重とインクルージョン」を理念に明記し、所得や発達の特性に関わらず誰もが自分らしく暮らせる街を最上位目標に据えるべきです。またインフラ老朽化対策を念頭に「将来世代に負担を残さない持続可能性」を導入してください。</p> <p>【第3章】情報共有と参加にデジタル活用を必須とし、道路の危険箇所や下水の老朽度を可視化し、育児中でもオンラインで即座に意見が言える環境を整えるべきです。また、所得制限等の不条理な線引きに対し、生活実態に即した納得感のある説明を行う原則を強化してください。</p>
16	情報の公開について、全ての情報を公開するというような範囲の指定がほしい。
17	自治の基本理念において、サステナビリティの概念を加えてはいかがでしょうか。
18	外国人居住者が増加してきていることへの対応の追記
19	「相互に説明責任を果たすこと。」とありますが、相互とは誰と誰のことなのでしょう？説明責任を果たすべきなのは、市長と議会の方だと思われます。
20	第4条(3)の "自然の循環"は、何を意味するのか不明です。用語の定義で説明していただくとよろしいと思います。
21	第5条 参加及び協働の原則の中に、参加機会が平等に保障される旨の記述があってもよいのではないか（年齢、障害の有無、言語...によらない、など）
22	表現内容が難しく、それを解釈するのに時間などがかかる。多くの住民がパッと見てわかりやすい内容にしたら、目に触れる機会もふれるのではないのでしょうか。

第4章 市民	第6条 市民の権利
	第7条 市民の責務
	第8条 子どもの権利、責務等
	第9条 事業者の権利及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	41	8.9
2 ない	410	88.7
無回答	11	2.4
合計	462	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	第8条は、わざわざ明記する必要があるのでしょうか、当然と思われる事を省き、他市とは異なるものだけを簡潔に記しては？
2	第7条3「市民は行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。」とあるが、ボランティアありきの行政では困ります。ご一考下さい。
3	ふれあいプラザの公共施設のトレーニングが若者のためにある感じですが。新しくなる前はとてもワイワイと楽しくできたことが、なんだかとても行きづらくなりました。とても残念です。
4	安心・安全→安全・安心に順序を変える。※安全があって安心になる“安全第一”のメッセージを伝える。誰が決定したか不明ですが、本質として安全が先になると思う。色々な場所に掲示されているので気になって仕方がなかったので指摘させて…（期待していませんが..）
5	（見直しというより追加して欲しい）行政サービスにどんなものがあるのかを全く知りませんでした。負担を分担するならば、どんなものがサービスとしてあるのかをwebに掲載する等住民が能動的に検索できる場所で教えるシステムにしてほしいです。
6	子どもに3つの権利がある。①生きる権利②育つ権利③守られる権利があるが、少子化及び世の中が不安定になってきている厚木市として食べることさえ普通にできない家庭もあるという、そういう人たちのために考えてほしい。格差がある家庭が増えてきた。市民の生活も日本の縮図になってきていると思う。（格差社会）
7	市民一人ひとり、行動現度をお知えてほしい 近い将来現実の悩み事相談する場所わかる様になってほしい。
8	第7条第3項の「負担と分担」とは？具体的に知りたい。第9条の「寄与」とは？具体的に知りたい。
9	ならない→努めましょう等、ならない＝義務又は命令のような感じを受ける。 子ども（18歳未満の市民）中卒で働いてる16歳以上18歳未満もいる。守られる権利とか子どもの権利はあいまいでよいかも？
10	市民は行政サービスに伴う負担を分担しなければならない。→分担について？
11	空き家、雑種地、農業放棄地等への取組として改善していただきたいです。
12	第7条については、自治会に加入している人は異論なし。なぜ加入していない人の分まで加入者が対応しなければならないのか。ゴミ当番、防災訓練、負担は自治会加入者。言われるのも自治会役員。参加することにより不利益を受けているのは問題では？市議会等も見て見ぬふり。残念です。
13	第6条(1)「健康」を追加したらよいのではないかと。ゴロもよい。

1 厚木市在住の18歳以上の方（無作為抽出）

14	第8条 子どもの権利において、「学ぶ権利」が重要であると感じる。学びに特化した項目の追加とその取組を求める。
15	第7条：「市民は、自治の主体としての意識を高め、まちづくりに関心を持つとともに、まちづくりに参加するよう努めなければならない。」を削除。市民への強制はおかしい。 3.「市民は、行政サービスに伴う負担を分担しなければならない」を削除。「負担」の内容は不明だが、市民が納税以外に新たな負担を分担することはおかしい。
16	「～しなければならない」→「～する」
17	第6条に以下の内容の追記が必要ではないか。「安心・安全な生活を求める請求をする権利」
18	内容は全く理解できないが、市民が希望を持って楽しく暮らせばよい。
19	市民の責務→権利に対しては義務でしょう。子どもの責務→保護者の義務でしょう。
20	第6条の（2）知る権利は、何をどこまで知る権利なのかわからない。
21	第7条「まちづくりに参加するよう努めなければならない。」は、他の積極的な言葉が好感が持てると思う。 第8条2年齢に応じた市民の責務、責務の具体的な文がないので腑に落ちない。
22	第7条の3どういうことか明確に明記してほしい。よくわからない。
23	生まれた子どもにまで条例を押し付けるのはどうかと思う。
24	第6条、第8条ですが、「個人として尊重される権利」というものも記載してはどうでしょうか。
25	第7条第3項「負担を分担しなければならない」この断言には問題もある。
26	第7条の市民の責務の内容は理解できるが、長く住んでいて自分がまちづくりに関わった感覚が全くない。参加したくてもいつの間にかマンションやアパートが建ち、知らぬ間に店ができ、風景や施設は完成している。第7条の存在そのものが市民一人一人に関係のある内容であってほしい。
27	第8条の生きる権利と育つ権利というのはほぼ同義である気がします。高校も無償化されていることから、「教育を受ける権利」が追加されてもよいのではないのでしょうか。
28	【第6条・第7条】安心・安全に生活する権利を保障するため、下水道や道路等の適切な維持管理を享受する権利を具体化すべきです。また、市民が道路の不具合等をデジタルで通報し、共に行政と街を守る役割を責務に加えるべきです。 【第8条】発達特性等に関わらず、その子なりのペースで育つ権利を明記し、所得制限で支援が途絶えない「育ちの保障」を強調してください。 【第9条】事業者の責務に、多様な特性を持つ市民の雇用環境整備や、地域インフラ維持への協力を加え、街全体で支え合う仕組みに見直すべきです。
29	子どもが健やかに育つ環境づくりの整備だけでなく、親が子どもを健やかに育てられるサポートについても記載があるとよい。
30	第7条に、市民の義務として「まちづくりに参加するよう努めなければならない」とされているが言い過ぎではないか。「まちづくりに参加できないこと等により、不利益を受けない」と但し書きとして言及するのも不自然。例えば「市民は、自治の主体であることを自覚し、まちづくりに関心を持たなければならない」などの表現で十分。
31	第7条第3項：負担の分担はピンと来ない→権利と義務に責任を持ちます
32	外国人居住者が増加してきていることへの対応の追記
33	第8条：子どもの年齢に応じて、まちづくりに関する意見表明の機会が保障されること、意見が尊重されること、などの追加
34	市長や市民について記載されていますが、そもそも、市長と触れ合う機会もありません。なので、自分ごととして考えるのが難しいです。

35	第8条の子どもについて、1と2はほとんど同じ意味のように感じるので生きると育つをまとめてもいいのではないかと感じました。
----	--

第5章 議会及び議員

第10条 議会の役割及び責務

第11条 議員の役割及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	28	6.1
2 ない	419	90.7
無回答	15	3.2
合計	462	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	何もしない議員が大多数いるので、議員に対しての再教育、職責についてもっと強い表現にすべきである。
2	情報をもっと市民にわかりやすく知らせてほしい。
3	議員の役割及び責務について、調査研究活動費等費用の明瞭化。違反があった場合の罰則の明文化。
4	もっと年配者の困っているのに、かんたんな返事をしないでほしいです。たとえばわかる様にいろいろな事あるとおもいます。
6	「・・・しなければならない。」は気になります。
7	第10条第2項「市民の福祉の充実」だけでよいか、他に記すこともあるのではないか。
8	議員が多すぎる。
9	小・中学生は夏の暑い中通学している。それなのに8月下旬から2学期がスタートしている。近隣の市では9月1日から議員が反対していると聞いたことがある。わざわざ暑い中通学させる方が心配。もっと学校の声を優先したらどうか。
10	議員定数の削減（3名）
11	議員の仕事内容などがほとんどわからない。（広報で見ただけであまりにも情報が少ない。）
13	第10条の市民の意思の把握の方法は何を意味しているのか。いつ誰がどのように行っているか知らない。
14	議員になっただけで自分はえらいと勘違いしている人が多い。市民と対等であるべき。選挙の時だけ必死感がある。
15	第10条第3項の末尾は、「努めなければならない。」ではなく、「しなければならない。」の方がよいと思った。
16	人数が多すぎる。定年を定める。
17	【第10条】 多数決で漏れがちに「所得制限の影響を受ける層」や「発達障害児の家庭」など、少数派や当事者の声を直接聴取し、政策に反映する対話の場を義務付けるべきです。 【第11条】 議員には、インフラ老朽化対策や多様な教育支援といった高度な課題に対し、最新の知見や技術（DX・専門教育等）を学び、実効性のある政策を提案する専門性の向上を明記してください。 【運用】 仕事や育児で議会へ足を運べない市民のため、審議過程のデジタル可視化とオンラインでの意見収集を強化し、真に開かれた議会運営を目指すべきです。
18	調査研究活動が無報酬で行うとしてほしい。

19	自己の利益を追求するのではなく、市民の代表として市民全体の利益に資する行動を常に心掛ける等の行動倫理に関する規定を追加してはいかがでしょう。
20	第10条：信任を得た議員の責任は重い。誠心誠意努めなければいけない。
21	所属する政党との関係性についての明記
22	調査研究活動に要した費用及び成果を公表する義務がある旨を記載すべきと思います。
23	日本国籍を持つ者を追加する。
24	市議会議員であるからと偏った方にだけ有利になるような肩入れをするのはやめた方がよい。双方にとって平等であるべきなのに、議員の方の思想が強すぎて不平等。
25	公約は必ず守る！くらいのことを記載していただきたい。
26	仕事をしていない議員が多いのでは。

第6章 市長、市長等及び市職員

第12条 市長の役割及び責務

第13条 市長等の役割及び責務

第14条 市職員の役割及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	33	7.1
2 ない	408	88.3
無回答	21	4.5
合計	462	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	市職員の資質に疑問あり。（電話対応や県と市民のパイプ役ができなかつたりなど見られ、自覚や誠実さに疑問あり）
2	市職員について、外部委託職員等様々な雇用形態がある中で、一括りに「市職員」としてしまうのは今の現状に少しズレを感じます
3	このたびの厚木支援金について、もう少し年寄りにやさしく簡素化してほしいです。
4	市長、市職員の役割及び責務について、経費の明瞭化。違反があった場合の罰則の明文化。
5	どんどん新しい企業を誘致してほしい。
6	主だった表面なことだけでなく、市長も国の政治家と同様に経済が豊かだと市民の生活がわかりづらい。市民の生活レベルの目線になり政治を考えてほしい。市民は何を一番求めているのかを第一に考え、厚木に住んで施策が良くてよかったと言える市にしてください。条例という硬いものに縛られないでほしい。もっと柔軟に考えてもよいのではと思います。
7	誰でもわかることに年配者2人も出てこなくてもよい。困りごと相談所の場合です。
8	第14条：「市職員は、市民全体の奉仕者」→奉仕者という言葉は今の時代に合っていない。私は、市職員を市民の代理人と認識しています。良い言葉があれば変えてよいのでは。
9	議員もそうだが、市職員は日本国籍のみにすべきである。
10	市長は経営感覚を持つが微妙。13条から市長等になってますか等とは誰かわかりません。
11	第14条「奉仕者」の文語はやめてください。実態に合致しないし、職員は市民のしもべではない。
12	第12条：「市長は、経営感覚を持ち」を削除。「経営感覚」の定義が曖昧。例え赤字であっても実施すべきこと多々あり！！
13	決められた職務だけでなく、積極的に市民の意見を聞き、説明すべき点は実行すべきである。※私は市長が外出する姿はほとんど見かけない！（第26条）
14	第12条「市長は、経営感覚を持ち」に違和感があります。
15	第12条の3前年度の市政運営の方針に対する結果についても説明するべき。
16	一生懸命働いてくれたらよい。
17	第14条の市職員は市民全体の奉仕者であると謳うから、税金で給料をもらっていると言われるのではないか。なりたい人減らと思う。市職員も一市民であり、一般人と思う。
18	第14条に業務で知り得た情報を口外してはならない的な内容を。同じ市内に住んでいる人が窓口で働いていて、知り合いがいたりするので、人に知られたくないことなどあるので、そこは記載を。

19	第3条において、市長等＝市長と6つの委員会となっている。ここでは、第12条で市長の役割、責務が記述され、第13条で市長等の役割、責務が記述されている。内容的には第13条は主に6つの委員会の話のような気がする。わかりにくい。
20	第14条第2項：事務事業を「常に見直す」という内容が明確になる表現になるとよいと考えます。市の提供サービスで、形骸化しているもの・思考停止状態で前例を踏襲しただけのものを排除できるよう、一番上のレベル（基本条例）で明示するため。
21	3期まで。
22	【第12条】市長は国の画一的な所得制限にとらわれず、厚木市民の生活実態に即して独自の支援策を講じるリーダーシップを明記すべきです。経営感覚を「市民の幸福最大化」と定義し直し、投資的視点でのインフラ更新や福祉拡充を促してください。 【第14条】職員の責務に、制度の隙間に落ちる「グレーゾーン」の市民への寄り添いや、部署をまたぐ課題解決（縦割り打破）を盛り込むべきです。「制度ですから」で終わらせず、市民と共に解決策を模索する柔軟な対応力を求めてください。
23	カスハラやパワハラから職員を守る条例もあつたらいいと思う。
24	第12条の「市長は、経営感覚を持ち」という表現が抽象的であり誤解を招く。自治体の首長に求められる「経営感覚」は、「限られた資源（税収・人材・時間）を投じ、市民の幸福（住民サービス・地域価値）を最大化する能力」であるべきであり、民間企業のような「利益の最大化」を想起させる表現は使うべきでない。第12条、第13条及び第15条（行政運営の基本事項）に具体的に記載されている内容で表現されているので、「経営感覚を持ち」という記述は不要。
25	行動倫理に関する規定を追加してはいかがでしょうか。
26	考え方を公表しても行動が伴わないことに対する記載
27	市長及び市職員は日本国籍を持つ者がなれるを追加する。
28	市民のニーズは様々で、それについてどのように把握して、取り組んでいくのか分かりづらい。
29	定められた時間までにきっちり仕事をしてください。5時になると早々と駐車場で見かけます。

第7章 行政運営	第15条 行政運営の基本事項	第22条 個人情報保護
	第16条 総合計画	第23条 法令遵守
	第17条 組織等	第24条 法令の解釈等
	第18条 行政評価	第25条 行政手続
	第19条 財政運営	第26条 市民からの要望等への対処
	第20条 危機管理	第27条 行政処分等に対する不服への対処
	第21条 情報の公開等	

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	34	7.4
2 ない	407	88.1
無回答	21	4.5
合計	462	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	法令遵守は大切だがケースによっては条例だからダメではなく、救済措置として柔軟な解釈をし、市民や商売に対して上手く対処してほしい。
2	危機管理について。厚木市は富士山が近いので、ハザードマップ等火山活動により対応してほしい。
3	危機管理の中に情報という財産についても記載がある方がよいと思いました。（マイナンバーで住民票を出した際に別の人の紙が出たというニュースがあったかと思いましたので）
4	多すぎて書ききれません。
5	第22条 個人情報の保護について、厚木市で健康診断を受けると必ず民間業者から連絡が来るが、これは個人情報を厚木市が売っているのではないか？
6	第26条 どこに回答する？ 第27条 どのくらいの期間で？
7	市職員の人数や議員の数を見直し、簡素化して効率的な運営をしていただきたいです。
8	第15条第2項「最少の経費」だと入札等で金額が抑えられ、負担が受注者側に行く。「適正な経費」等の表現がよいのでは？ 第20条第2項「非常時においては」とあるが、「常時」も対処するべき。ポイ捨てして、知らん顔の外国人は常時危機意識持て（一日、注意したら逆ギレされました。日本語が分からないと言い、それ以降、そう思うようになりました） 第26条第2項 回答しない際の罰則等入れてほしい。街灯が半年も変わらなかった。消えた場合、本厚木駅前だとすぐに変えると思うと、一市民として税金を払いたくなくなる。
9	第20条の危機管理の現代化。特に平時の備えと要配慮者対応の明示。
10	第15条 入ってくる財源との関係も触れてほしい。絵空事にならないように。資源の最大限、最少経費だけではわからない。
11	第15条第3項：「市長等は、市民福祉の充実及び成果重視の視点により」→「成果重視」はおかしい。市政運営は経営ではない。短期は重要だが中長期の展望も見据えた行政運営を行うべき。 第18条、第20条第2項、第22条、第23条の「市民」を削除。市民への強制はおかしい。
12	無駄がないように不正がないようにやってくればよい。
13	第20条は大事なことであり、詳細を知りたい。

14	街の中にもっとカメラをつけてほしい。過去3回建物（看板、ガラス）を破損された。
15	「市長等は」という書き出しが多い。「市長等」とは何？明確に明記してほしい。「等」あやふや。
16	第17条第2項「市職員がその能力及び適性をいかなることができるよう、人事配置を行うとともに」を「市職員がその能力及び適性が自治にいかされるよう人事配置を行うとともに」としてはどうでしょうか。ただ「いかなることができる」だと何にいかすのかが曖昧になるので。
17	第24条「法令及び条例等を自主的に解釈するとともに」は、広範な解釈（拡大解釈）される恐れがあり、市民の利益制限につながる。
18	第15条第3項「成果重視」とあるが、それは当然として、第15条にPDCAサイクルが記述されているのであれば、プロセス目標の考えを明確にした方がよくないか。成果検証は時間も掛かる。それは第16条にあると言いたい？ 第17条第2項について、知らないので質問。6つの委員会は人事権を持っている？ 第22条に市職員は入らない？それは23条？
19	【第15・16条】行政運営の優先順位として「インフラの老朽化対策」や「次世代の育ちの保障」を最上位に置くべきです。 【第17条】道路整備と福祉支援など、複合的な課題に部局横断で対応する「縦割り打破」の体制構築を明記してください。 【第19条】財政運営において、所得制限等の画一的な基準によるコストカットではなく、市民のQOL（生活の質）向上に繋がる「効果的な投資」を評価基準にすべきです。 【第26条】市民の要望に対し、具体的な対応方針と期限を回答する仕組みを強化し、放置されない運用を徹底してください。
20	行政評価ではなく高額事業の場合、行う前に市民投票でその事業が必要か是非を問うべき。
21	第20条 危機管理の記載において、市民側の対処についても記載されているが、市民の義務が「行政運営」の中に括られているのは違和感がある。第7条に集約すべきではないか。
22	防災姉妹都市が東日本しかなさそうなこと。
23	第16条 本条例の冒頭に「自然の循環と都市機能融合」と謳っているので、ここの総合計画に厚木市の未来計画に付いて長期計画を述べ、短期・中期計画では長期計画を目指した具体的な計画立案、実行という項目を設け、この条例を立体化するべきであると考えます。
24	今後更に見込まれる少子高齢社会に対する対策
25	第17条の市民に分かりやすい組織の意味が分かりません。
26	第22条「市民、議会及び市長等は」と第2項の「議会及び市長等は」に「市職員は」を追記していただくと、職員の方の個人情報保護についての自覚が高まると思います。
27	第16条 総合計画の見直しや改定についての記載（総合計画自体に記載されているものと思いますが、一文ほしいところ。） また、自治基本条例を基に作られた総合計画が常に時代に即した形になるように点検のカジュアル化
28	中長期的な行政運営を前提に記載しているように見えるが、変化が速い現代では早急に柔軟な対応が求められる場合を考慮する必要があるのではないか。
29	第21条 市民が理解しやすいだけでなく、利用しやすい形式での提供が望ましいのではないか。（データ形式、公開方法など）
30	厚木市の財産、とはどのようなものを示すのでしょうか。

第8章 参加及び協働の推進

- 第28条 政策等に対する意見等
- 第29条 条例等の制定等への市民参加
- 第30条 事業の実施に係る市民参加
- 第31条 審議会等の運営
- 第32条 コミュニティ団体に対する市民等の責務
- 第33条 コミュニティ団体との協働
- 第34条 地区市民自治推進組織
- 第35条 市民の課題解決に対する意識の高揚等
- 第36条 住民投票

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	30	6.5
2 ない	411	89.0
無回答	21	4.5
合計	462	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	自治会ほぼ強制参加はやめてほしい。
2	第34条：原則、地域自治会に全員入会する責務があることを明確にする変更余地があるように感じます。高齢化、核家族化で退会者が増える、若い人の入会消極化が現状です。生まれてから死ぬまでが地域自治組織のメンバーであることの連携強化が必要です。
3	具体的に記すことはできないが、正直に言って「意識の高い人が損する」自治会活動は今後どう扱われるべきか見直すべき。自治会に入っていない人の家の前の道路を自治会員がせっせと清掃する。非自治会員がルールを守らないゴミ出しの後始末を自治会員が担う。おかしくないですか。自治会には入って当たり前を前提としているこの条文、時代に合っていないです。
4	第35条については、地域の課題を増長する不届き者をなくしていく取組も加えてほしい。マナーやルールが守れない人に対して、地域で対応することは限界です。良い時代の厚木市に戻してほしい。
5	・第29条、第30条の市民参加の実効性強化、原則実施場面、オンライン参加の明記 ・第3条と第36条の関係整理、市民と住民の区別の明確化 ・第21条、第28条周辺へのデジタル化、多言語のやさしい日本語対応の追加
6	コミュニティ団体の新設時は認可制とした方がよい。（外国人等の独自コミュニティが他県で問題となっている地域があるため。）また、そのコミュニティの運営についても、適切に行われているかチェックできる仕組みが必要。
7	第35条：全面削除。市民への強制はおかしい。
8	第34条の自治推進組織について、昨今、自治会への離脱者が多く、自治に関心を持たない市民が増えている。高齢者の増加、若者の関心の低さで、自治組織がうまく運用されていない。これでは何かあったときの混乱は計り知れない。
9	第28条 意見等は概要のみならず、全文もあわせて公表すべき。ただし、その意見等の全文に社会通念上問題がある語句が含まれる場合には、その部分を黒塗りすることはやむを得ないこととする。
10	さみしくないようにしてくれたらよい。
11	市長の多選禁止すべし。「4選厳禁」弊害あるのみ。

12	第35条協働の意識はあるとは思えない。どのように醸成しているのか。
13	「市長等」、「審議会等」の「〇〇等」はあやふや感じる。
14	第31条第2項「適正に選任」の「適正」とは何を意味するのが曖昧に思います。例えば、「委員を選任し、その選任理由等を具体的に書面で明示しなければならない。」などはどうでしょうか。
15	第31条第3項「審議会等は、正当な理由がない限り、会議を公開するものとする。」→会議を常に公開すべき。
16	第31条第3項 正当な理由があり、公開できない場合についての記述が必要と考えます。
17	住民投票は結果を公表、実行の行程を知らせる
18	現役世代や特定の困難を抱える市民（発達障害児の保護者等）が参加しやすいよう、オンライン活用や時間外開催など「参加障壁の除去」を義務付けるべきです。重要政策の検討段階から所得制限の影響を受ける層など当事者の参画を必須としてください。地域団体への参加を強制せず、多様な背景を持つ市民が「できる時にできる形で」協力できる柔軟な協働の仕組みを再構築すべきです。 【第36条】住民投票は、デジタル投票の検討を含め、市民の意思を機動的に反映できる実効性ある制度にアップデートしてください。
19	市民の意見書について、公表のほか、それを踏まえて議論を行うなどの内容もほしいです。
20	第32、33条において、コミュニティ団体について言及されているが、自治会の存在を前提とした行政の在り方を見直すべき時期にあると考える。自治基本条例の見直しにおいて再優先課題ではないか。
21	外国人が増えているので、何かあった時不安。規律など守れる人たちですか？
22	住民投票をいち早く実現させること。
23	第36条 住民投票は日本国籍を持つ者を追加する。
24	コミュニティ団体とは何を指すのか定義が必要。
25	第30条 意見を述べる機会とありますが、その意見は反映されているのでしょうか。
26	もう少し周知してほしいです。
27	第34条地区市民自治推進組織条項の見直し（入会の責務を明確化）

第9章 広域連携及び交流 第37条 広域連携及び交流

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	15	3.2
2 ない	428	92.6
無回答	19	4.1
合計	462	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	なぜ反日国家の都市といつまでも「友好」などといっているのか。永遠の謝罪ならウンザリだ。
2	国際交流は大切ではあるが、昨今、外国からの人々の受入れ等慎重に関わることが重要。インド人やペルー・ベトナムなど増えて見える。
3	なぜ海外の都市等との交流を努めなければならない？ そのお金があるなら、半年消えたままの街灯を直すべき。取り組む程度でよいのでは？
4	①愛川町、清川村とはゴミ問題などで特に連携している。その理由、基準を明文化すべき。 ②現在、国内外の友好都市、防災姉妹都市の連携をしているが、その選定、協定締結の基準を明文化すべき。
5	第3項 海外の都市等との連携及び交流はいらない。 第5項 必要に応じてその活動を支援する必要はない。
6	第37条第3項を全面削除。国際的な視野に立ったまちづくり→あまりにも漠然とした言葉。意味がわからない。 海外都市等との連携及び交流→不要。目的、効果が不明確。
7	海外の都市連携は、友好国とのみにする。
8	今時でない。
9	所得制限による支援格差を是正するため、近隣自治体や県との連携を強化し、居住地によって不利益が生じない「広域的な支援ネットワーク」の構築を明記すべきです。また、河川や道路、下水道等の広域インフラの老朽化対策において、近隣市町村との共同メンテナンスや資材調達によるコスト削減・効率化を推進する具体的な協力体制を盛り込んでください。さらに、発達支援等の専門的な知見を共有し、どの地域でも質の高い公的サービスを受受できる「広域的な質の向上」を目指すべきです。
10	ネット中心の広報であるが高齢者への配慮
11	海外との交流はよいとは思いますが、移民等について検討されるときは、きちんとなさっていただけるとありがたいです。
12	読んでいて感じたのが、友好都市の名称を記載してもよいのではないのでしょうか？

第10章 自治基本条例推進委員会
 第11章 自治基本条例の見直し
 第12章 自治基本条例の改正

第38条 自治基本条例推進委員会
 第39条 自治基本条例の見直し
 第40条 自治基本条例の改正

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	18	3.9
2 ない	419	90.7
無回答	25	5.4
合計	462	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	何年かに1回は見直しをして、より良い運営が可能となるよう改正できるようにしてほしい。
2	第39条の期間が長すぎる。2年ごとに必ず見直しをするべき。
3	自治基本条例改正の発議は市長しかできないのは違うと思う。市民やその他の議会及び議員、市職員も行える方がよい。
4	見直すほどではありませんが、文章が「カタ苦しく」読みづらく、理解するにも「読み直し」たり「確認」をしなければならず、「こどもでもわかる」くらいの文章が望ましいと考えます。
5	第38条：委員会の委員の選出方法について明記すべき！「市民等で構成する」→不明確。市民以外は誰？
6	第39条の自治基本条例の見直しは4年を超えないではなく、2年を超えないがよいのでは。4年も経ったら何のことも覚えていない上、条例の内容も市民に伝わりにくいと考える。
7	今時でない。
8	【第38条】推進委員会の構成員に、公募による「現役の子育て世代」や「発達支援の当事者家族」を一定数含めることを義務化し、生活実態に即した検証を可能にすべきです。 【第39条】物価高やDX、多様性の進展など社会状況の変化が激しいため、見直し周期を「5年以内」など短縮・具体化し、形式的ではない抜本的な検証を規定してください。 【第40条・運用】改正に当たっては、パブリックコメントだけでなく、所得制限等で影響を受ける層への直接的なヒアリングを必須とし、市民の意思が確実に反映されるプロセスを構築すべきです。
9	運用が行われていないものが多い。
10	自治基本条例推進委員会の構成員がどのような基準で選任されているのか記載がほしい。市長が任意で決めているのであれば意味がないと思うからです。
11	第38条、第39条 点検や見直しの指標となるものの定義が必要ではないか。
12	これらは、市民に公開されているのだとは思いますが、どのように情報を収集したらよいのか。自治基本条例の見直しも2000人のみとなると、総意と言えるのか。

その他 自治基本条例に対するご意見・ご要望があれば、自由にお書き下さい。（自由記述）

1	・作って満足するのではなく、積極的に行動に移してほしい。 ・全職員、議員に対して徹底してもらうよう必ず周知させてほしい。
2	条例について、よく知りませんでした。今後は関心を持ちたいと思います。よろしくお願いします。
3	条例文を読み進めていくうちに、内容があまりにも細かく、同じようなことばかり書かれているようで、ひとまとめにしまえばよいのに、と少しうんざりしてしまいました。これは本当に必要なものなのでしょうか。
4	直接関係ない件で申し訳ありませんがお尋ねします。あつぎのイベントにいくつか申し込んできましたが、毎回外れます（小泉今日子トークショー、太極拳、ドローン）。抽選はどなたによってどのような基準で行い選ばれているのでしょうか。優先される属性（例：母子家庭など）があるのでしょうか。毎回がっかりするので今後申し込むことはないかと思いますが、機会があれば回答を得たいです。
5	次世代を見据えた条例を考えていく時期だと思います。若い世代の収入や生活を把握することで、どうすれば市民と行政が共に厚木市を盛り上げていけるかが課題だと感じました。
6	「自治基本条例って。。。何？」まさにそのとおり、知らない言葉でした。悪しからず。参考にはならない回答のアンケートですみません。
7	①この条例は始めて知り見ました。②何のきっかけで制定したのか、国・県の指導なのか知りたい。初歩的な話だが。③ごくごく当りの内容で、これを条文化、文書化しないと守れないのか、行政が動かないのか。④まず以上の質問について、もう一度市のたより等で説明したら、市民もへーと思って意識し、協力するのでは。納得できればの話。⑤条例文はよくできているが、条例化しないと守れないとは、情けない。以上感想です。
8	初めて自治基本条例を目にしました。こんなに細かく決っているなど知りませんでした。今回良い機会をいただいて厚木市のことがよくわかりました。市民の大半の人は知らないんじゃないでしょうか。
9	満83歳の男です。元町に生まれ、緑ヶ丘に住んでいます。厚木は良い街だと思っている市民です。
10	厚木市は色々なイベントがあり、よいと思います。これからも近隣住民に配慮しつつ（時間を遅くすぎない、ゴミ等の処理）節度ある形で続いてほしいと思います。特に、子どもが多いので、治安面には気を付けてほしいです。その他各項目で今回アンケートの趣旨とは違うかもしれませんが、意見を書かせていただきました。
11	一般的な市民は今回アンケートに返答できる知識を持ち合わせていません。アンケートの目的の詳細は何なのか判断しかねますが、特定事案に関するアンケート等理解しやすいものなどにされたいかがでしょうか？今回ないに○印を付けたが本当に問題ないかどうかわからないため、ないに○印を付けました。
12	このようなアンケートをとること自体が素晴らしい。
13	日々、厚木市を良くしようとしていただきありがとうございます。これからも頑張ってください。
14	お仕事ご苦労です。
15	わざわざ条例作るほどのことか。敵性外国人に明け渡したいのか。
16	今回はアンケートの機会をいただき、誠にありがとうございます。厚木市自治基本条例についてあまり考えたことがなかったのですが、安心して暮らしていけるのは、自治基本条例があるからだと感じられました。これからも、より暮らしやすい厚木市になるよう願っています。
17	月2回の広報あつぎ楽しみにしています。シティプロモーション課の方々ありがとうございます。
18	「厚木市にあるサービスを分かりやすい形でHPに掲載することに力を注ぐこと」につながる条例があるとよいと思いました。市役所に行く時間がとれないので、どんなサービスがあるのかを隅々まで分かりやすく見られるようにしてほしいです。現状のHPでは分からないサービスがあるように思いました。
19	自治基本条例をもっとわかりやすく知らせてほしい。知らない人が多いと思う。

20	難しいことを並べても現実には決して住みやすさを感じない。長年厚木の住民として生活してきたのですが、全く変わらない。期待してはいけないと思っています。以上。
21	子どもたちが育ちやすい環境づくり、犯罪のないまちづくり、年輩者に優しい厚木市であってほしい。
22	・今回のアンケートに関する条例の件で、一部分の件は広報などを見たりして理解していますが、詳しいことまでよくわかりませんでした。ダイジェスト解説版を見て少し分かった気がします。厚木市のまちをよりよく住みやすいまちづくりをお願いします。 ・厚木市役所が新しく新設していますが、交通渋滞が心配です。大丈夫ですか？
23	条例などこういった活字はとっつきにくく、目に触れただけでいい～という感覚になる。言い回しがわかりづらく、理解しがたい文言が並んでいてもどうしてよいかわからず、意見として書かせていただきました。若い人は余計活字離れている？と思っているので、関心は薄いと思いきいます。市の政治に興味を持ってもらう、どうしたら？やはり年寄りより若い人の方が政治のことはわからないにしても、柔かい頭・感覚を持っていると思う。そんな若い人が無関心にならないよう、意見を言ったり、何でも話せる魅力ある市政を望んでいます。細かな条例は本当に大事だと思いますが、一部の人たちのみのものと感じます。
24	とにかく年配者にわかりやすく説明をお願いします。
25	素朴な疑問ですが、「しなければならぬ」は法律用語で致し方ないかも、努める、行うではダメなのですか
26	シルバー人材 手数料が他の市より2倍は？
27	防災計画と実行計画を推進し、安全安心なまちづくりを計画して行ってほしい。絵に描いた餅にならないように！
28	市広報の全戸（自治会員）配布は時代に合わない。電子版のみにして経費削減に努めるべき。（障害を持っている方、老人の方のみ配布、あとは電子で）
29	この条例の理念が絵に描いた餅にならないような政策をお願いします。
30	これからも、厚木市民が「暮らしやすいまちづくり」にしていただきますようお願いしております。
31	移民増加による治安悪化を懸念している。厚木市として何か対策はされていますか？
32	アンケート集計お疲れ様です。予測不可能な時代が今後も続きます。改正を余儀なくされる事例も発生するかもしれませんが、作成された意義や経緯を尊重しつつ、「継続できる解釈の工夫」が大切です。頑張りましょう！！
33	条例の項目が多すぎると思います。特に「市長」、「市長等」で始まる条文は、敢えて条文に加えるほど重要でないものは削除し、また、重複している内容もあるので、それを単一化し簡潔にした方がよい。
34	本条例の認知度が市民に対してどれほどあるのでしょうか。もっとアピールしてほしいです。
35	厚木は広いので、四季での市民マラソンとか他ではやってないスポーツで、アピールしてほしいと思います。
36	知っていても知らなくても生活は続いていくため、正直なくてはならないのか？と思うものもあります（今回の基本条例のこと）。それでも“有る”ことが必要だと思いますので、なるべくわかりやすく、なるべく目に触れるところで存在してほしいと思います。
37	見た記憶がないのですが、どのように公開したのでしょうか？
38	本厚木駅前の雰囲気は、市民の健全なまちとはかけ離れている
39	本厚木駅から2km半径周辺でも道の状態が悪く歩きづらいです。厚木高等学校前の歩道橋は、所々舗装が剥がれていて、転びそうになりますし、足を痛めている私には危険なので、改善していただきたいです。

1 厚木市在住の18歳以上の男女（無作為抽出）

40	厚木市も外国人の居住者が増えています。自治会には入らずマナーを守れない方もいます。もう少し細かい説明が必要で共存していきたい。
41	都市計画税がとられている。まわりを見渡した時、狭い道に大きなマンション。車も人も通りにくい。店と店の間にマンション建設。商業地区もゴチャゴチャ。わざとなのだろうか？これも都市計画にのっとっているのだろうか？狭い道に大きな車、自転車、人、通行がとても大変。道路行政を変えていただきたい。
42	まず、このアンケートも対応するのは市の職員。本庁に夜灯りが付いていることも知っている。残業しない範囲であれば、アンケート自体、賛成だが、夜遅くまで残っているなら、2,000人は多いと思う。自治会加入者や善良な市民は理解すると思うが、不届き者は条例すら理解しない。条例を守らない人たちに対する条例も今後は必要では？厚木市民として、こどもの頃よりマナーやルールを守れている人が少なくなった印象を受ける。市の職員はよく働いていると思うが、不届き者が減少すれば負担も減るのと思う。厚木市が良い方向に進めば、アンケートに回答した意味もあるとは思いますが…。
43	【添付資料あり】条例の前文の内容が第4条の基本理念に落とし込まれていないと強く感じました。そこで、AIに前文（一部）を読み込ませて、基本理念の修正案を作ってもらいました。すでに使ってるかもしれませんが、「AI活用」もおすすめします。
44	80才一歩手前です。残りの人生、穏やかに過ごしたいと思います。
45	他市の見直し動向や近年の社会変化を踏まえると、市民参加の実効性、デジタル活用、多文化共生への対応については、条文や運用の両面で更に明確化の余地があると感じます。特に、市民参加については、厚木市市民参加条例でも仕組みが整えられている一方、周知方法や参加しやすさの改善が課題として示されているため、重要施策では参加機会をより確実に設けることや、オンライン参加、多言語・やさしい日本語での情報提供を充実させることを検討してほしいです。
46	自治会をもっとフランクなものにして全員加入制度にしては？
47	近所の住民が70～80代となり、自治会参加も難しい（私たちが78と86です）。自治基本条例のことも今回勉強しましたが、高齢夫婦のため、自分の身を守り、生活するのが精一杯です。
48	駅中心の渋滞がひどい。市役所が移転すると更に渋滞が激しくなるのでは？まちづくりをもっと考えるようにしてほしい。子育てばかりに焦点化されている。独身世帯は税金を出しているばかりで何もない。言う場もなく、何も反映されない。
49	ルビ（ふりがな）があるところとないところがあるので統一した方がよい。
50	よくできていると思います。我々市民一体となって協力いたします。
51	抽象的なことが多くてはっきりと回答できない。特に、時代遅れで何でもアプリを利用していない私にとってはとてもわかりません。だから、ないに○をつけました。
52	自治会運営について、高齢化に伴い今後運営が厳しい。どこかに委託をすればか運営の見直しが必要だと思います。
53	自治基本条例を知っている人はほとんどいない？と思うので厚木市の広報等で毎回1条ずつでもいいので紹介してみてもどうでしょうか。ただし、同じような文言が多くて個人的にはくどいと思います。
54	ないに○をつけましたが、高齢なのでもっとわかりやすく。難しい言葉で書いてあるので理解できませんでした。
55	自治基本条例については、無知な自分が悪いのですが、自治基本条例を読みましたが、回答がよくわからず、全て「ない」になってしまいました。他人事のように申し訳ないのですが、自治体に携わっているの方がまともな回答ができるのではと思いました。
56	改めて読みましたが、日々厚木で暮らしていても暮らしやすさを感じることはありません。条例がたくさん作られていることは理解しましたが、もう少し身近で、こういうことのためにあるのかと思えるときがあるとうれしいです。

57	別紙の要Checkにもありましたが、抽象的な内容となっており、結果等評価を行う時に、定性的ではなく、定量的に行えるのかが不明でした。従って、上記3～11の回答は遠慮させていただきます。申し訳ありません。
58	高齢により脱会すると市の広報が配られないと聞く。
59	自治基本条例を知らなかったため無回答。長年住んでいるまちなのにわからないことが多く、もっと厚木のことを知りたくなりました。
60	内容そのものは大変素晴らしいと思います。厚木市に関わる全ての人に伝わるとよいですね！実行するために「私」を含めて市共々頑張りましょう。私は近年、他市から移って来ましたが、どうも元気がないように感じます。近年の海老名の伸びも目を見張るものがありますが、厚木市とは基本体力が違います。この条例も活かし、より立派な厚木市にしましょう！！
61	そもそも自治基本条例を制定したきっかけは何？今さら廃止は難しいのかもしれないが、あまりにも市民（厚木市納税者）への強制する文言が多い。市民はサービスを受取る立場。市政、市議会（市長、議員、市役所）がもっと前面に出た条例とすべきである。
62	厚木市は、特に災害が少ない地域であることにより、市民の危機意識はとても低い。ここではそんなこと起こらないから平気だと考えている人が多い。ハザードマップが配られても、捨ててしまうという家庭も多い。危機意識を高めてほしい。
63	市民参加と市民協働について、市民、事業者、行政が連携してまちづくりを行うためのルールをもっと具体的にわかりやすくしては。
64	市民（特に低所得者層）への経済的支援を積極的かつ敏速に行うべき！
65	難しいことはよくわかりませんが、これからも住みやすいまちに活力に満ちた豊かに暮らせるまちであるように、私たちも努めなければいけないと思います。
66	ポイ捨てが目立ちます。路上の吸い殻、缶、ペットボトル、コンビニの包装紙
67	コミュニティをもっと利用したいのですが、バス代が高く、利用できなくなります。シルバーチケットはとても助かっていますが、利用できていないのがとても多く、できれば500円券でどこでも利用できたらいいですね。
68	すべてにおいて勉強不足です。今後、厚木市条例に関心を持っていきます。
69	厚木市に住み40年、今までに何事もなく生活ができ、いいまちだと思います。高齢になり、難しいことはわかりません。
70	細かく書かれていますが、それ以外にももう少し様々な年代にもわかりやすい内容のがあればよいかと思えます。
71	基本的には「○」をしました。市民にとってよいまちづくりをお願いします。
72	よくわからない。必要なことは広報にて知らせてほしい。
73	この条例はよくできています。実行をお願いいたします。関口地区で、Wi-Fiとインターネットを盗みに家の中に入っている人がいます。それと、リフォーム詐欺を関口地区を調べていただけませんか。
74	自治基本条例に関係するかはわからないのですが、学校給食費の無償化を厚木市が先行している面について、とても良い事例であると思います。しかし、教職員は給食費を支払い、給食指導を行っているとのことでした。休憩時間は給食の時ということもあり、気は抜けない状況であるとのことでした。給食費無償化や他の対策等もすべきだと思えます。
75	附則に改訂履歴があるとよいと思う。
76	下川入地区に土地を所有していますが、通路の使い方が無統制です。各所有者が供出した土地による通路ですが、私財を置き放しする。何台もの車を昼夜置き放しする等の現況です。市政による指導をお願いいたします。

1 厚木市在住の18歳以上の男女（無作為抽出）

77	一文が長くてわかりにくいです。市長等とは副市長なのか、他にもたくさんいるのかわかりません。私は厚木で生まれ厚木が大好きです。一人一人の市民が豊かにかつ公平に生活できる環境づくりを望みます。私も努力します。
78	日常生活していると、条例等気にしたことがなかったが、今回配布資料を読み、勉強になりました。今、自分は特に子どもたちと地域の人とのつながりを大切にしていきたいと強く感じました。
79	条例を忠実に守って行政の運営にあたってもらいたい。
80	今回このような機会がなければ読むことがなかったと思います。すべて「ない」としたのは、かなり練られて策定されていると感じたのと、市の運営がこの条例に沿って行われていると思った（実感できた）からです。これを機に、興味を持って厚木市の取組を注視していきたいと思います。
81	そもそも、こういう条例があることを初めて知ったし、内容も初めて見た。このようなアンケートを定期的に行うことはよいことだと思った。私はまだまだ知識不足で見直す点があるかどうかかわからず読んでいた。5年後、10年後、改めて読んだら見方が変わるかもしれないので、またアンケートをぜひ行っていただきたい。
82	適正に運用されることを願います。
83	見直すことは必要だと思う。年月が経過すると社会状況も変わってくるため。
84	厚木市の公民館は資料がきちんとしっかり整理保管され、市の広報なども持ち帰ることができて大変便利。また、一つ一つの資料が読みやすく、いつも利用させてもらっています。今回のアンケートについても、プロの皆様に任せて安心です。
85	文書管理規程は別途あると思いますが、この条例には文言が登場していない。第5条（3）情報共有の原則（4）説明責任、第6条（2）知る権利、第10条3情報公開等、多数に関連する事柄だが、令和6年7月30日内閣府公文書管理課「第5回公文書館理フォーラム」にも「地方において、公文書管理に関する責務がある」としている。
86	とても勉強になりました。一家に一冊あってもいいですね。
87	図書館について、図書寄贈を持参したのですが、対応があまりにも寂しかった。忙しいのでしょうか、もう少し文化向上にと思って伺ったのですが、大変残念でした。都内の図書館とあまりにも違い、びっくりいたしました。
88	このアンケートにより、初めて自治基本条例を読みました。条例の理念にのっとって、行政が行われることの大切さを知りました。市民にとって細部まで生かされることを願います。
89	長い文章は「よく読まず、何を言いたいのかわからず」と思う人が多いと思います。第1章の前の文章はもっと短く、必要なことをわかりやすく、2、3行でよいと思います。大事なことはわかりやすい文面であり、あやふやな言い回しはしないことです。
90	江東区から一人で移住して7年半、住みやすいです。自治基本条例を何回も読み返したいと思います。
91	条例に対する意見・要望になるかわからないが、自治会のことを考え直してもらいたい。紙の回覧板をやめてほしい。一部ではもうデジタル回覧板のところもあるようだが、私の住んでいるところはいまだに紙の回覧板で回った、回らないなどあるし、デジタルなら見落としもなくなると思う。組長が募金を年に3回しなければならなかったり、自治会費を集金するのが本当に嫌です。組長が回ってくるのが本当に嫌で引越したいです。
92	過去4年に一度見直しが行われたそうですが、どのような内容が大きく見直されたか変化を知りたい。今後の4年先に見直しがあるか興味がある。

93	厚木市の行政・施策に関しては、基本的に非公開や秘密会はなくして、全てオープンにするべきです。秘密を要する事情がある場合は、国レベルの上位法によるべきです。（この必要は憲法レベルの判断が必要でしょう。）
94	唐突なアンケートで「ある」と言えるだけの情報がないので「ない」を選択している。 内容が抽象的なので、解釈次第では何とでもなるので、その点は問題ないかなと思う。 逆に解釈で個人に意図しない責務が発生するのは避けてほしい。
95	この度、初めて厚木市の自治基本条例を読ませていただきました。このような条例があることを知り、市の運営が順調にされていると感じました。変更する内容は特にはありませんが、もし意見がある場合には、「わたしの提案」をホームページから言えることがわかりましたので、そのときはご提案させていただこうと思いました。
96	ダイジェスト解説版に記述されているように、原則、基本的なことの記述であるため、疑問点が出てくる。 作成時に多く議論があったのだろう。主な議論の趣旨の解説があれば、理解の助けになるのではないか。 アンケート入力について、見直すべき内容の記入欄に改行が入らない。文字数制限により途中で入力できなくなった。200文字くらい？
97	自治基本条例を初めて読みました。自分に関わりのあることだと思っている人はとても少ないと思います。小学生でもわかるような内容でホームページや広報などに、存在だけでももっと伝えてもらえたらと思います。
98	具体的な論点や課題などがあれば、より正確にアンケートに答えられると考えます。
99	2025年に引っ越してきましたが、厚木市はとても良いまちだと思います。
100	普段はあまり自治基本条例に触れる機会が少ないと思うので、自治基本条例の内容解説と効果、成果について市民にわかりやすく知らせる広報（手段も含め）を増やすことを検討してほしい。
101	第6章第12条に「市長は経営感覚を持ち」という記載がありました。実際にはどのようなことをもってして経営感覚がある、と判断されるのでしょうか。例えば、何か資格を取得する、経営者や国レベルのトップの方と会談し手腕を学ぶ、など具体的に行動していく必要があるのではないのでしょうか。 政治に対して特に思うのが、我々庶民との感覚の乖離です。近年物価もどんどん上がっていますので、生活が苦しくなる人も増えています（私もその一人です）。そういった点を踏まえると、経営感覚というより、経済感覚を身に付けることも必要ではないかと考えます。 それと、今回の厚木市自治基本条例ですが、「第何章」を探すのがとても大変でした。次回機会がある際には、太字にする等、何かご配慮いただけますとありがたいです。
102	条例を定期的に見直すことは良いことだと思います。

1 厚木市在住の18歳以上の男女（無作為抽出）

103	<p>今回の自治基本条例の見直しに当たり、一人の市民として、そして子育てをする親として、条例が単なる「理念」ではなく、市民の命と生活を守る「実効性あるルール」へと進化することを強く要望します。現在の厚木市、ひいては今の社会において、最も見直すべきは「画一的な基準による支援の分断」と「インフラ老朽化への危機感の薄さ」です。</p> <p>第一に、国や県に追従した「所得制限」の壁により、決して余裕があるわけではない中間層や、発達特性（グレーゾーン）を持つ子育てに奮闘する家庭が、必要な支援から切り捨てられています。自治基本条例には、こうした数字上の線引きを排し、市民一人ひとりの「困りごと」や「ニーズ」に寄り添った、厚木市独自の柔軟な行政運営と市長の決断力を明記してください。</p> <p>第二に、子どもたちが毎日歩く道の狭さや、下水道などの生活インフラの老朽化は待ったなしの課題です。これを単なる土木事業ではなく、「市民が安全に暮らす権利」と「子どもの育ちを保障する権利」の根幹として位置付けてください。部局の縦割りを打破し、命を守るインフラ整備を最優先事項として予算と人員を割くことを求めます。</p> <p>第三に、こうした切実な課題を抱える現役世代は、日々の仕事や育児に追われ、平日の会議などに参加して声を上げる時間がありません。だからこそ、デジタル技術を最大限に活用し、誰もが日常的に市政の情報を得て、即座に意見を届けられる「新しい市民参加の仕組み」を条例で約束してください。「標準」という枠に当てはまらない子どもたちが、将来このまちで自分の特性を否定されることなく、誇りを持って生きていける社会。そして、親世代が安心してそのバトンを渡せる安全なまち。この自治基本条例の見直しで、そんな「誰一人取り残さない厚木市」を実現するための力強い第一歩となることを、心から願っています。</p>
104	<p>自分は80歳を迎えようとしている年寄りです。このようなアンケートはこれからの時代をつくっていく若い方々に対して行うべきであると考えます。</p>
105	<p>これまで自治基本条例を知らなかったため、今回のアンケートで知る機会が得られよかったです。住みやすいということが今は利便性と切り離せなくなっていると感じており、その点で厚木市はずっと暮らし続けるのは難しいかと思っています。今後、別の取組かは分かりませんが、厚木でずっと暮らせるようにしてもらえるとありがたいです。</p>
106	<p>基本的に現在の実情に合わなくなっているのか？その都度考えて改正してほしい。ネット、AIの時代にふさわしい自治体条例になればよい。直す必要があるかないか問うなら、全市民に問うべきだとも思う。ほとんどの市民が知らないかもしれないのだから。</p>
107	<p>高額な事業を行う際は、本当にそれが必要か市民による投票を行うべき。市民の代表である市議会があるのは理解しているが、市役所の移転など生活に直結し、多くの税金が使用されるものは市民投票で是非を決めてもらいたかった。</p>
108	<p>存在自体を知りませんでした。内容はよいと思いますので、広報とともに長文（仕方がないとは思いますが）うまくサマライズできるとよいと思います。</p>
109	<p>アンケートが来ましたが、正直意味があるのかわかりません。以前、市営団地に親と住んでましたが、親に出て行ってもよいんですよ。とか嫌がらせのようなことを言われたと言っていました。厚木市のレベルなのか公務員あるあるなのか。自治会も地区によって自治会費の差が激しく、今の時代に沿う形式に変えていかなければ参加する方がどんどん低迷していくと思われます。</p>
110	<p>自治基本条例の運用に関する報告を目にしたことがない。しかるべく運用されていることを点検し、一般市民への広報、周知を進めるべき。</p>

111	<p>1.各条例内容についてよとしてしているのは、語句をいじくりまわしても無意味だからです。</p> <p>2.そもそも本条例の目的や意義が不明。あってもなくてもよいプラネタリウムのようなものに思える。</p> <p>3.これらの条例に違反した場合はどのような具体的罰則が適用されるのかが不明。罰則のない規約などは誰でも無視するでしょう。</p> <p>4.努力は評価しますが、マクロな方向感がずれている気がします。</p>
112	定期的な見直しが良い方向に作用するよう期待しています。
113	外国人が増えて何か災害が起こった時に、今まで日本人の善意や美徳で持ち堪えてきたものが破壊されないか不安です。
114	市民ができること、携われること、関与できることが網羅された一覧になったリストと、それぞれのリンク先に飛べるホームページがあれば、市民にとってわかりやすいかと思います。
115	<p>条例に関して特に異議はありません。</p> <p>条例とは異なることですが、こどものいる家庭を厚木市に取り込むために色々とされているかと思っています。今後厚木市としても市民を増やして繁栄していく中で、特養が絶対的に少ないと感じています。高い老人ホームはあれど、入ることは一般市民にはなかなかできない。特養について考えていただきたい。</p> <p>また、災害時の避難場所としてゴルフ場はあれど遠い。駅周辺に近い地域は恐らく学校への避難となり得ると思いますが、間違いなく入りきらない。その場合の確保場所があるのか？</p> <p>スーパーも閉店しがちになっているので、スーパー誘致などもお願いしたい。</p>
116	<p>次の3点が、条例等に示され、力を入れてまちづくりが行われたらよいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル技術を活用し、市民がいつでも参加しやすいこと。 ・将来も住み続けたいまちであり続けること。子どもの意見がまちづくりに反映されること。 ・外国人対策について。サポートを受ける側から、一緒にまちづくりをしていく市民として協働できること。
117	アンケート回答にあたって本条例のコピー版を頂きましたが、大変読みづらかったです。章立てと段落をわかりやすくしてほしい。
118	<p>このことを書いても今後の課題に取り上げられないと思いますが、厚木の魅力を発信することは、良いことですが、海外、国内が厚木のイベントに参加したときにマナーが悪い部分が増えてきます。その対策とかも必要かと思います。</p> <p>セーフティあつぎで防犯のパトロールの強化もしてほしいと思います。</p> <p>決められた場所ではなく、広範囲のパトロールをお願いします。</p>
119	<p>自治基本条例の制定は全く無駄です。無駄だと思っているので中身は読んでいません。おそらく、謳っていることは当たり前のこと、当然のことばかりでしょう。条例に制定しなくても、市長も市職員も遵守すべきことばかりが書かれているでしょう。しかし、拘束力も何もないのが自治基本条例。しかも、“条例を制定したら満足”的な無駄な仕事です。制定のための業務に従事している市職員の労力と費やす経費の無駄遣いです。一刻も早く止めて、もっと必要なところに市職員の労力と予算を振り向けるべきです。自治基本条例がないと困る市民は一人もいません。他の自治体がやって(制定して)いるから厚木市もやらないといけな、ということはありません。かつて“世間を苦しめた”ISOから、負担ばかりが大きすぎる、と首長の判断で撤退した自治体がありました。無駄なことを止める勇気は必要です。市民にとって真に必要なことをやっていただきたい。市長の“厚木愛”に期待します。</p>
120	官僚主義の規制と規則が多く、実現と実社会と乖離を感じる。
121	<p>特に問題なくこのままで大丈夫だと思いました。</p> <p>色々世の中は変化していきますが、こういう見直しの機会はこれからも作っていただいて定期的に訂正、改定などしていければよいと思います。</p>
122	「まちづくり」の「まち」が曖昧すぎてイメージできません。まちの概念を示してほしいです。
123	このアンケートの趣旨や目的が不明瞭。問題や課題などを提起してほしい。単に4年経ったから実施しているだけに見える。

1 厚木市在住の18歳以上の男女（無作為抽出）

124	基本的に抽象的過ぎる。 個人情報保護第22条の必要な措置を講ずるとは、具体的に何を示しているのか。
125	不法在日外国人に対しての対応を明記する。
126	第7章第18条の"行政評価結果の公表"ですが、厚木市に住んで30年余りでも、一度も認識したことがありません。 毎週金曜日に発行されるタウンニュースに公表通知とQRコードを掲載していただくと、サイトに入って読むことができると思います。
127	何もわからず、すみません。
128	公園で鳩に餌を与えるのを禁止する条例を作してほしい。
129	自治基本条例に対する意見ではなくて、このアンケートについての意見なのですが、上記の各設問で「見直すべき点があると思いますか」で「ある」を選択したときの記入欄が1行しかないので記入しづらい。複数行記入できるようにした方がよいと思う。 また、記入欄で改行をしようとしてEnterキーを押すとアンケートの確認画面に進んでしまう。Enterキーを押しても確認画面に進まずに改行できるようにした方がよいと思う。 アンケートの確認画面に進んだ後にブラウザの戻るボタンを押すと、今までのアンケートの記載がリセットされて記入し直す必要があったので、その意味でもEnterキーを押しても確認画面に進まないようにした方がよいと思う。
130	初めて目にしました。 ありがとうございました。
131	とにかく、条例などの名前から距離を感じてしまう場合がありますので、分かりやすく理解しやすい内容になることを願っています。
132	市民生活、まちづくりを掲げるならば、駅周辺、特に一番街等の治安についてどうお考えあるでしょうか？ 居酒屋等のキャッチが道にたむろし、路上喫煙、ばか騒ぎ、ゴミを散らかし、いざこざを起こし喧嘩をするなど、近年特に若者達の素行不良が目立ち、夜間帰宅時に通行するには危険であり安全な生活が送れません。 安全パトロールや、注意放送を行っています。抜本的な解決には至っていません。 キャッチグループ、風俗店等への業者へ厳しい指導介入を求めます。あのような事業者を野放しにしているのはむしろ市への不信にもつながり、あの状態が続くことが子育て推進、まちづくり推進とはいかないことか、はだはだ疑問です。
133	厚木市広報LINE登録しています。 ただ若い人に広報（お知らせ）が伝わりにくいなと感じています。 条文内でデジタル推進の文言があればよいなと思いました。 若い人たちはデジタル端末を使いこなし、タイパ（タイムパフォーマンス）を重視する中で自分たちのまちを良くするための仕組みを知らない、届かない。 考える機会も少ないのは、これからの市民生活を「自分たちが主体」という理念が叶えられないと思います。
134	理念は良いが、具体性と実効性が不足しているため、市民参加・情報公開・評価の仕組みを“見える形”で明文化してほしい。
135	初めてこのような機会を与えられましたが、質問等もそれほど難しくなく、また、厚木市自治基本条例という内容も初めて目にする機会でした。お役に立てたかはわかりませんが、貴重な経験をさせていただきました。ありがとうございました。

136	本厚木駅前の治安が悪すぎる。 そこら中でタバコを吸いながら群がっている外国人は、多いし、飲み屋の客引きは、しつこい。 夜中の暴走族をどうにか取り締まってもらいたい。
137	仕事をしない議員は辞めさせてほしい。
138	市民の意見やそれに対する回答をもう少し分かりやすくホームページで誘導してほしいです。 今はスマホが主流なので、3タップ以上はまず押さないとします。専門知識のある業者に頼むなり、若い世代の広報やマーケティングとかを採用して、全体的にホームページを分かりやすくしてほしい。
139	<ul style="list-style-type: none"> ・建設中の庁舎には駐車場は十分あるのでしょうか。心配です。 ・市長以下の職員の給与を明示してください。 ・下水道の徴収割合が多すぎる。私宅では半分以上庭にまいている。

No.43 添付資料

AI活用による 自治の基本理念の修正案

【AI入力文】

自治の基本条例の見直しをお願いしたい。現在の条例の前文は、「市民、議会及び市長等が協働による自治を推進するとともに、活力に満ちた心豊かに暮らせるまちをつくるために、ここに自治基本条例を制定する」。現在の「自治の基本理念」は、(1)人と人との絆を大切にする自治。(2)協働による自治。(3)自然の循環と文化を大切にする自治。これらの基本理念では、前文の考えが十分に反映されてないと考えます。そこで、「自治の基本理念」の修正案を提案ください。

【AI回答】

ご提示いただいた前文の「協働による自治の推進」と「活力に満ちた心豊かに暮らせるまち」という核心部分を、より具体的に理念へ落とし込む必要がありますね。

現在の理念は抽象度が高いため、前文にある「主体（誰が）」「行動（何を）」「目的（どうなる）」を繋げる形で再構成した案を提案します。

「自治の基本理念」修正案

1.対話と参画による協働の自治

市民、議会、市長等が互いの役割を理解し、対話を通じて共に責任を担うことで、前文が掲げる「協働」を実効的なものにします。

2.活力を生む自律的な自治

地域の資源を活かし、市民一人ひとりが主体的に行動することで、持続可能で「活力に満ちた」地域社会を創り出します。

3.心豊かな暮らしを支える共生と継承の自治

人と人との絆、自然、文化を大切にしながら、誰もが自分らしく「心豊かに暮らせる」環境を次世代へ引き継ぎます。

修正のポイント

- ・第1項：前文の「市民、議会及び市長等」という主語を意識し、単なる「絆」から一歩踏み込んだ「対話と参画」という行動指針を明確にしました。
- ・第2項：「活力」の源泉は市民の「自律」にあると考え、自らまちを良くする姿勢を理念に組み込みました。
- ・第3項：「心豊かに」を実現するため、既存の「絆・自然・文化」を統合し、「共生と継承」という時間軸を持たせています。

この方向性で、現在の町の課題（少子高齢化、防災、産業振興など）をより強く反映させたい項目はありますか？

2 自治会長

Q 1 あなたの年齢は。

選択項目	回答数 (人)
1 18～19歳	0
2 20～29歳	0
3 30～39歳	0
4 40～49歳	2
5 50～59歳	7
6 60～69歳	54
7 70～79歳	69
8 80歳以上	8
無回答	0
合計	140

Q 2 厚木市自治基本条例を知っていますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 内容をよく知っている。	8	5.7
2 読んだことがある。	42	30.0
3 読んだことはないが、聞いたり、見たりしたことはある。	37	26.4
4 全く聞いたことがない。	53	37.9
無回答	0	0.0
合計	140	100.0

Q 3 Q 2で①～③と回答した方にお尋ねします。自治基本条例を何で知りましたか。(複数回答可)

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 広報あつぎ	28	31.5
2 厚木市ホームページ	22	24.7
3 条例のパンフレット、チラシ等	31	34.8
4 友人・知人や家族から	2	2.2
5 その他	6	6.7
無回答	0	0.0
合計	89	100.0

- 第1章 総則 第1条 目的
 第2条 自治基本条例の位置付け
 第3条 定義

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	4	2.9
2 ない	130	92.9
無回答	6	4.3
合計	140	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	第3条(1)市民について 外国人住民をどこまで市民として位置付けるか。
2	ある程度の強制力（自治会員であるための）
3	第3条(1)市民 次に掲げるものをいう。追加 オ 自治会の体を成すコミュニティ団体
4	市民とは？チョット考えさせられます。※土地、家屋等の納税義務者、例えば外国人でほとんど外国にいる人も厚木市民であるのは疑問がある。
5	「もって」という言葉は私自身、使ったことがなく、意味もわかりにくいため、「よって」もしくは「そして」としたほうがわかりやすいと思う。

第2章 自治の基本理念	第4条 自治の基本理念
第3章 自治の基本原則	第5条 自治の基本原則

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	7	5.0
2 ない	130	92.9
無回答	3	2.1
合計	140	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	2章は「こう考える！」的で押しつけがましい。3章 地方自治法に重複する。
2	ある程度の強制力（自治会員であるための）
3	第5条（2）イ「相互の活動」の内容がわかりにくい。
4	自治の基本理念で「人と人との絆を大切にする自治」の位置付けはわかりますが、具体的に人と人との交流の深め方、多様性のある考え方をどのようにして基本理念に取り組んでいく方策も条文化すべきである。
5	長い、小難しい
6	協働の原則、市民な付託を受けた市長、議会が市民と同列なのは、二元代表制が薄れるのではないか。また、スピードを求められる時代において、速やかな決定をすべき事項の特例を設ける必要があるのでは。

- 第4章 市民
- 第6条 市民の権利
 第7条 市民の責務
 第8条 子どもの権利、責務等
 第9条 事業者の権利及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	14	10.0
2 ない	123	87.9
無回答	3	2.1
合計	140	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	権利は時代によって増減するもの 確定しすぎである。
2	子どもの「意見表明権」という具体的な内容をいれるべきである—「生きる権利」だけでは具体が見えない 学校運営協議会要綱にもその旨がかかっている
3	高齢化社会に対して高齢者の権利、責務等を明記した方がよいと思います。
4	子供も大切だが老人及び難病者などの優遇に付いて
5	①第7条 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分担（→改正 役割を認識）しなければならない。 ②第8条(1)項の削除 理由：日本国憲法 第25条 第1項にて制定されている。
6	海外から的人が多く市民として暮らしていると思いますが、文化の違い等で（ゴミの出し方等）困ることがあるので教育等を行ってほしい。条例等に設けることができないか？
7	子どもの権利として学ぶ権利があったらよい。
8	第8条第2項 子どもの責務を想定する必要性はないと思うので削除したらどうか。または、「責務を負う」ではなく「責務に努める」に改め、和らげたらどうか
9	第7条「この場合において～」の文章をなくしたい。
10	第8条・2年齢に応じた責務とは？
11	第7条 まちづくりに参加するとともに、協力しなければならない。
12	市民の責務として自治会活動に参画しなければならないことは事実として認めるが、現在、自治会加入率が年々下がり、また、自治会役員のなり手を探すのがますます困難化している状況に対して、かなり抜本的な改革をしていく必要があると感じている。自治会役員への負担軽減に関し、真摯な取り組みがないと今後の将来の自治会活動は成り立たなくなると感ずる。
13	市民に責務は発生しない。
14	第7条第1項 先ず上から目線。できる者が努めればいいのか？それができない人も沢山いると思います。
15	そもそも選挙の投票率が低い中で、また市民に責務の認識がされない中で条文にうたっても意味が薄い！

第5章 議会及び議員

第10条 議会の役割及び責務

第11条 議員の役割及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	8	5.7
2 ない	129	92.1
無回答	3	2.1
合計	140	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	議員への周知徹底が図られていない！
2	第11条 議員は地域の課題について積極的に情報入手に努めることを明記すべき
3	議員が多すぎる。
4	第11条「地域の課題及び市民の意見を把握するとともに、総合的な視点に立ち、～」とあるが、改善に向けての表現を公正かつ誠実の前段に書き加えてほしい。→やや漠然としているため。
5	第11条 議員は、議会の役割及び…（中略）…総合的な視点に立ち、「公益性の有無を判断し、」公正かつ誠実に職務を行わなければならない。
6	基本条例とは別と思いますが※議員の削減が必要、報酬を上げる事
7	地域福祉、地域の課題について、明記されていますが、地域人口の流動把握、地域形成の特性についてを把握明記はどうでしょうか
8	議員の資質向上の文言を第11条第2項以下に設ける。（議会開催中の専念義務、調査研究等の成果等）
9	調査研究の公表を増やせないか
10	全体的に当たり前の事（他で規定されていること？）の様に感じる。根拠はありません。

第6章 市長、市長等及び市職員

第12条 市長の役割及び責務

第13条 市長等の役割及び責務

第14条 市職員の役割及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	8	5.7
2 ない	129	92.1
無回答	3	2.1
合計	140	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	第14条 市職員は市民全体の奉仕者なのだろうか。来庁者をお客さんと呼ぶ過去もあり疑問に思う。
2	市職員は市民全体の奉仕者という自覚を再認識すべきである。行政の執行権限者という立つ場合があり、地域住民の要望を聞く
3	よくわからない人
4	①第12条 市長は、経営感覚を持ち、公正かつ誠実に職務を行わなければならない。→改正 行政の代表者としての自覚を持ち、市民に不利益が被らないように、理由：行政は利潤の追究する組織ではないため ②第4項追加 4 市長は従前の規則等及び制度が時代の変化に適したものになっているかの点検を実施しなければならない。
5	市職員の中には、申請書類について言いがかりみたいなことで、ない書類まで持ってくるように言う人が何回かあった。もう少し考えてほしい。
6	第14条2 職務を迅速に行わなければならない。
7	市職員と住民との今以上に意思疎通を図る施策
8	市長等、は等がわかりづらい。また、市職員の役割及び責務、も当然の事を定めているが、第二項、第三項の認識不足と取組姿勢にかけている。

第7章 行政運営	第15条 行政運営の基本事項	第22条 個人情報保護
	第16条 総合計画	第23条 法令遵守
	第17条 組織等	第24条 法令の解釈等
	第18条 行政評価	第25条 行政手続
	第19条 財政運営	第26条 市民からの要望等への対処
	第20条 危機管理	第27条 行政処分等に対する不服への対処
	第21条 情報の公開等	

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	11	7.9
2 ない	126	90.0
無回答	3	2.1
合計	140	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	地方自治法、知財法、個人情報保護法等に一般的な定めがあるので不要
2	第27条 近年の個人的な意見・申出が多いであろうなか、文章・表現は現行のままでよいのだろうか。
3	反社会的勢力排除条項が必要かと思います。
4	第20条危機管理、厚木市は、山が多く点在し危険区域が点在する有税住民の安全を有するならば、擁壁等の安全策を講じる必要があるのではないか。
5	第16条 第4項追加 4 市長は従前の規則等及び制度の点検結果を総合計画に反映させなければならない。
6	第26条において要望を伝えたが3か月も経過しているにもかかわらず経過報告もなく、こちら側がたずねなければ回答がなかった部署があった。時間がかかるのであれば定期的に報告がほしかった。（するべきである）
7	第26条 市民からの要望等への対処
8	第24条「自主的に解釈し」の部分は悪く言えば「勝手に」とか「都合よく」と受け取られる。別の表現はないか。
9	第20条「市民は非常時において～」上の文章と同じ具体的な内容を記載した方がいい。
10	第20条第1項において、「危機管理」の認識（範囲）をもっと詳細にすべきだと思う。
11	危機管理 自然災害を防ぐ為の方策に努めるわ

第8章 参加及び協働の推進

- 第28条 政策等に対する意見等
- 第29条 条例等の制定等への市民参加
- 第30条 事業の実施に係る市民参加
- 第31条 審議会等の運営
- 第32条 コミュニティ団体に対する市民等の責務
- 第33条 コミュニティ団体との協働
- 第34条 地区市民自治推進組織
- 第35条 市民の課題解決に対する意識の高揚等
- 第36条 住民投票

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	7	5.0
2 ない	127	90.7
無回答	6	4.3
合計	140	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	市政の運営については、条例で縛るべきものではない。時の市長の裁量に任せるべきで、その結果は市民が選挙で表明すべきである。
2	住民投票を最高意思と位置づけると議会制民主主義との関係が曖昧となります。
3	第34条 地区市民自治推進組織
4	※地区市民自治組織が弱くなっています。問題が発生しないと強くなりません。皆さんで、組織強化を検討する。
5	第29条において、市民意見抽出方法として①アンケート②パブリックコメント③説明会④フォーラム等が考えられますが、各項目においてどの抽出方法がより市民の意見を反映できるか考察する必要があります。
6	第4章でも書いたが、自治会役員への負担軽減を真剣に考えないと自治会活動そのものの存続がおぼつかないと思う。
7	総体的に手続を広範囲に丁寧に行うのは否定しないが、事務手続きが負担になったり、煩雑すぎたり、時間が過度かかるような運営は見直してほしい。

第9章 広域連携及び交流 第37条 広域連携及び交流

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	8	5.7
2 ない	128	91.4
無回答	4	2.9
合計	140	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	市外の人々の意見をまちづくりにいかす必要はない。
2	広域と言う、見捨てられている地区があると思う た例えば外国人が有する土地など
3	第37条第2項 市民議会及び市長等は、厚木市(→改正 本市)の魅力、特性等に… (略)
4	第3項を削除するか又は、文末の「努めるものとする」を「努めることができる」に変更すべきである。
5	第37条第4項において「交流」のほかに「視察」の文言を入れると同時に、公表を参加者全員分とし、厚木市へのプラス材料としていただきたい。
6	第37条第2項市外の人々の意見を→意見も
7	県管理の河川等について、地域住民がもっと使いやすいように規制等の緩和に対処してほしい。
8	不要と考える。

第10章 自治基本条例推進委員会

第38条 自治基本条例推進委員会

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 自治基本条例の見直し

第12章 自治基本条例の改正

第40条 自治基本条例の改正

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	4	2.9
2 ない	132	94.3
無回答	4	2.9
合計	140	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	・推進委は不要。議会がチェックすればよい。・改正は通常の条例改正手続きでよい。
2	強制力のある自治会員の増員出段
3	市民の参加その他の方法にとあるが、その他とは独善的専断もOKということになり、説明を入れるべきである。
4	第39条 4年以内に見直すとしているが、今年で4回目ということもあり、条例としてはこなれてきたと思うので、5年、7年、10年以内に少なくとも1回見直すでもよいのでは。厚木市総合計画が10年スパンに対し短い。
5	第40条改正の成立条件は？

その他 自治基本条例に対するご意見・ご要望があれば、自由にお書き下さい。（自由記述）

1	市を国と考えると、自治基本条例は憲法のようなものです。現状では見直す必要はないと思います。
2	とにかく長い！細かい！もっと市民に読みやすい短くて大きな視点の内容にとどめるべき。憲法や法律に極力ダブらないように。
3	特にありませんが、多くの市民が厚木市に住んで良かったと思えるような市政を望みます。
4	・厚木市自治基本条例を初めて読みました。・本文中の「第〇章 〇〇〇」は太字にした方が見易い全文同じフォント、同じ字体、同じ大きさであるため、わかりにくい。
5	「研修」という表記をどこかにいれておかないと、市民のレベルにはあがらないと思う
6	平成22年公布により改定された附則がない様ですが、改定されにくいので直されないのか、良く出来すぎて直されないのか解りませんが、改定される様な条例となる様より簡易でわかりやすい表記になればと思います。
7	地区市民自治推進組織とは、『自治会』のことでしょうか。自治会に入会しない家が多くなっており、自治会活動の運営が厳しい状況になっている。役員数が多くて、役員のなり手がいない。条例で強制規定するのは、できないが、入会についての手だてを条例化（条文化）できないのか？
8	第〇章ですがすこし太字にするか、行をあけてほしい、見づらいです。
9	私は、このまま行けば厚木市全体の自治会は無くなると思う！それはなぜなら自治体に加入の強制力のなさが原因だと思う。かくゆう、私に自治会を退会しようと思っている。厚木市に今魅力を感じないローンがなければ海老名に行きたい。※自分自身の身は、自分でまもれると思っているし、ダメなら行政がやってくれるから。
10	自治基本条例はあくまで総論であるが、責任ある当事者の良識にゆだねるような、性善説に基づいて作成されているような感じがする。いずれ全体的に見直しをしたほうがよい。
11	人口減少、高齢化などの要因によりこの基本条例を基にスピードと柔軟さが求められると思います。
12	ダイジェスト解説版が大変分かりやすかった。
13	全体には無いと回答が多いと思います。それぞれ各委員会や審議会があると思います。個人個人にアンケートも必要ですが、各分野で検討、審議された方がよいと思います。市では一般の方にもアンケートを取ったかと思いますが何より議員さんは市民の代表なので、問題を討議し皆の基本条例を作ってもらいたいと思います。
14	自治会員の減少により自治会の運営が難しくなって来ています。又、海外の方々が多くなるにつれ、ゴミ出し等の乱雑さが目立ってきています。文化の違いはしかたないのですが、どうか教育等をしてほしい。自治会にも協力をもとめたいです。
15	当条例は大変重要な内容ですが、十分に把握されている人は少ないのかなと思われます。その目的等をより多くの市民の皆さまに身近に感じていただけるように日頃の機会をとらえて周知等をお願いしたいと思います。
16	・条例の実行（現）に向け、自治会活動への市からの協力、バックアップを切にお願いします。・自治会活動にも加入者減、高齢化の影響が大いに出ている。
17	市民参加が重要視されているが高齢者や同じ他委員会と同じメンバー感があります。働き世代や子育て世代等も含むべきかと。行政の説明責任について具体的説明方法や市民意見へのアプローチ方法が不明確。条例の周知は作ればOKというものではなく、地域団体等への周知活動が必要。
18	くわしく読んだ事がないため見直す点がわからない 又本文の内容が難しいので理解出来ない
19	厚木の魅力をもっとアピールし、住み良い町ランクで上位になる様力を入れていただきたい。

20	このようなアンケートはとてもよいと思いますが、私の自治会は市内でもとても小さな地区です。高齢化と自治会を抜けていく人が増えて、いろいろな役員の選出がとても困難な状況です。
21	特にありませんが、この自治基本条例を基に各組織、諸部、課が積極的に働かれることを望む。
22	内容がよくわからないので、判断ができない。
23	厚木市自治の理念、ポリシーを表す条例であると理解した。制定から25年経ったとはいえ、まだ「基本」として色褪せてないように見直されてきたことが伺える。漏れている点も特段見当たらず、細かい考え方もたとえば「協働」とか「絆」などの言葉で集約包含されているとみなせられ、加筆改訂の必要性はあまりなく、コロナ禍を経ても普遍的でふさわしい条例になっていると思う。
24	自治基本条例によく出てくる言葉として、絆、協働、参加、交流、共有、共生、公正、大切にしたい事柄です。自治基本条例と直結しないと思われるが、ここ数年、自治会離れ、加入率の低下が加速しています。自治会に未加入でも何の不便もない、会費を払っている会員にいろいろなしわ寄せが来ている。おかしなことである。上記のよく出てくる大切な言葉、事柄、豊かで暮らしやすいまち、みんなが守らなければならない決まり・ルールが残念ながら劣化しつつある。この素晴らしいまちを次世代に残したい。
25	市民の定義で（ア）市内に居住するものだけでなく、（イ）（ウ）も入るのは初めて知りました。
26	このアンケートを書くには無理がある。
27	内容がまったくわからない。よって「ない」に○を付した。やったとの意味でのアンケートはまったく無意味。やめた方がよい。
28	別紙
29	条例文を読むことが面倒だと感じる人は多いと思うが、部分部分を抜粋して、ことあるごとに示していくようにしても良いかもしれない。自分も自治会活動をするまでは、全文を読んだことがなかった。
30	20数年ぶりに自治会活動に携わっているが、役員の負担が大きいと感ずる。市から各種団体への活動補助金など、自治会を通してお金を渡す必要があるのか。直接で良いのではないかと感ずる。また、自治会が主催となって行っているふるさと祭り、納涼祭、敬老事業ほかなども自治会役員の負担が大きい。これら事業は本来、それら伝統事業を守る保存会なり、子供会なり、社会福祉協会（敬老事業の場合）などが主催となって実施され、自治会は共催かサポート役にならないと、現在のやり方ではいずれ立ち行かなくなる（役員の2年毎の交代で、新役員にはノウハウの引継ぎがないのでなかなかスムーズに事業の実施が行えない）、役員のなり手がいなくなると思う。あるいは、自治会会員となる人がいなくなる。現に毎年、組が成り立たなくなって組が消滅することが毎年発生している。かなり根本的な改革をしないと、このままのやり方での自治会事業では継続は難しいと感ずる。
31	自治基本条例について市民への周知、が足りないと思います。
32	当該条例の内容については、特に意見は無いです。 ただ、今後益々厚木市に居住したり仕事に関わる外国人が増えていくことが予想されます。この条例に関わる人間が多国籍化していきます。 それら多様な言語と文化を持つ外国人に対して、当該条例や規則等をどのように理解させて共生していくのか？ これが、非常に重要な課題となって来ると思います。 厚木市に住んだり働くなら、「日本語を学べ」「日本の文化を理解しろ」と突き放すのは余りに乱暴であり解決策にはなりません。 条例や規則の多言語化を今後進めていかざるを得ないと考えますが、いかがでしょうか？ それが無理なら、外国語に堪能な職員を積極的に採用することも考えていって頂きたいと思います。
33	市としても本条例を色々な媒体を使ってPRされているが、「本条例があること」の更なる周知が課題である。

34	<p>特にどの条文に問題があるわけではない。現状感じた事感じている事を記入します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北地区では、自治会加入率が50%程度の現状で自治会組織の意味があるのだろうか？そして、市からの役員選任や市からの依頼事項が多すぎる。 ・条文の、文言の中で「必要があれば」「努める」等逃げを感じる。 ・市長タウンミーティングにおいて自治会対応ではなく、広く市民に声かけ意見交換の場にしたらどうでしょう。 ・審議会や市民の意見がどのように生かされたかをより分かるようにしたらどうでしょう。 <p>以上勝手を書きました。一市民の意見としてください</p>
35	<p>自治基本条例については基本理念がわかりやすくまとめられていると思います。</p> <p>ただ。市のホームページを見ても、この基本条例を具体的に実現するための条例、施策、計画等の情報が繋がっていないように感じました。</p> <p>情報開示の方法をご一考いただけると自治に対する理解が深まると思いました。</p>
36	<p>市民に責務は、発生しない。基本条例に記載されている市民の責務内容を市民に認識させる方針を記載すべきと認識します。</p>
37	<p>自治会長の仕事の軽減</p>
38	<p>市として何か独自の考え方、コンセプトが無いと不要では？思いました。</p>
39	<p>見直すべき点、と言う事で幾つか記したが、要はこの条例によって不都合や意識の乖離が生じていないか？</p> <p>例えば、事務の煩雑化、スピード感の欠如、市民参加（選挙でさえも）や市職員の意識（もっと意識させるべき）などで、理想と現実の隔たりが大きい事などを感じている。</p> <p>これは運用面の問題であるかもしれない。</p> <p>余計な文字を修正したかったが、出来ない。（文字送りが出来ない）やり方が悪いのか、システムの不具合か！</p>

No.28 別紙

1. 私の基本的な考え

- ①公的な機関が発する広報やその取扱いにおいては、性別（男・女）、年齢（子ども・大人）障がい者への対応（障害の有無等で対応がどういふ配慮がされているか？守られているか？）民族国籍への言及がどうなっているのか？最近、気になることが多いのです。
- ②上記の事が、必ずしも明記されることを理想とはしません。明記されないで“当たり前”の事として対応されれば良いと思います。
- ③しかし、明記されないことが“無視される”“配慮されない”“排除される”現状があると思う事項では、個々にその都度考えます。
- ④私の観点からするなら、「厚木市自治基本条例」においてあえて（第8条＝子ども）を明記していることは大切なことで大賛成です。

2. 「厚木市自治基本条例」に対する質問

- ①「厚木市自治基本条例」を各条文個々にどうのこうのというより、条例全体として考えたいと思っています。
- ②そこで質問です。「アンケートの質問」に（総点検）と言いつつ、「前文」を取り上げていないのは、なぜか？私は「前文」を読めば、その自治体の文字通り“基本”が分かると考えていますが、厚木市においては、「前文」は単なる添え物なのか？私が知らないだけで、「前文」については、過去において既に別に取り上げたことがあったためなのか？
- ③再度、質問です。「アンケート」では、“ここからは条文の見直しに関する質問です。”とは言わず、“ここからは条例の見直しに関する質問です。”ときちんと書いていました。“条文”なら、とりあえず「前文」があっても私的には理解できますが！「前文」が対象外の理由！

3. 「厚木市自治基本条例」に対する意見 その1

「アンケート」の回答では、「第1章第1条～第4章第9条」まで、「どちらとも言えない」としました。上記2. で質問しておきながら、基本的には「見直すべき点が（○）ない」からです。

・・・と言って、素直に（○）ないと記入しなかったのは、以下のような思い・意見があるからです。

- ①第8条で子どもを取り上げていますが、私的には障がい者への言及も必要だと思います。それが具体的な条文でなくても良いと思います。そこで見たのが「前文」です。更に今回は、厚木市がしっかりと公開している「厚木市自治基本条例添条解説」を読みました。特に「Ⅲ 厚木市自治基本条例の解釈」は大変参考になりました。
 - ②「厚木市自治基本条例」の「前文」には、「平和を希求する意思の下、人を大切にする心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆きずなを大切にする心を尊び、個人として尊重され、・・・」と素晴らしい言葉で記述されています。
 - ③「12 その他 自治基本条例に対するご意見・ご要望があれば、自由にお書き下さい。」という欄に書けば内容的には済む話ではありますが、やっぱり「前文」を大切にしていないと感じるのです。
 - ④私は令和7年度に自治会長を務めておりました関係で、直接アンケート依頼があり、資料を送付していただきました。ありがとうございました。
- が、やっぱり残念だったことは、「ダイジェスト解説版」にも「前文」については触れられていないことです。

4. 「厚木市自治基本条例」に対する意見 その2

- ①上記で述べましたが、「第8条」で子どもを取り上げているように、私的には障がい者への言及も必要だと思います。「前文」の「平和を希求する意思の下、人を大切にする心、互いの個性を認め合う心、人と人との絆きずなを大切にする心を尊び、個人として尊重され・・・」という中に障がい者への配慮が含まれていると、私は思います。が、その「前文」が（総点検）の範囲外とするなら、「第9条」で「障がい者への配慮」を立項して欲しいくらいです。
- ②「ダイジェスト解説版」では、「自治基本条例」は「基本的なことのみを決めたものであるため、抽象的な内容」になっていると述べています。それでいいのです。「前文」に「障がい者への配慮」が述べられているで済みます。ですが、範囲外とするなら、「第9条」で「障がい者への配慮」を一行付け加えて欲しいと思います。一行で済みます。

5. 「厚木市自治基本条例」に対する意見 その3

「（定義）第3条（イ）市民 Ⅰ 厚木市に対し納税の義務を負う者」と、他の自治体ではあまり見られない定義があるのはなぜか？

凄く乱暴な言い方をするなら、「厚木市内にお住まいであれば、住民登録の有無は問いません。外国籍の方も含まれます。」とありますが、「納税」しないものは・・・

「Ⅲ 厚木市自治基本条例の解釈」では、「市内在住でなくても、市内に不動産等を所有していることにより、厚木市のまちづくりと密接に関わりがあることから定めました。」と、より積極的な意味だけですよ！確認です。

6. 「厚木市自治基本条例」に関連する意見 その4

①「Ⅲ 厚木市自治基本条例の解釈」に、「障がい者」の文言を具体的に書き入れて欲しい。上記「解釈」の「第3章 自治の基本原則 第5条」に触れた後、「もっと知りたい自治基本条例」**「◆近年制定された人権に関わる主な法律」**を記述しています。

「自治基本条例」は“抽象的”で良いと思いますが、「解釈」では述べている通り「こうした人権を取り巻く環境の変化にも柔軟に対応」して「障がい者」の文言を具体的に書き入れて欲しいと思います。

②具体的には、「前文」**「第二段落について」**で、「9千年前の縄文時代早期」の記述もいいですが、「市民が自治の主体となり」→例えば「性別・年齢を区別しない、障がいのある人もない人も、更に外国籍の方も含むすべての市民が自治の主体となり」にする・・・！

3 地区館長

Q 1 あなたの年齢は。

選択項目	回答数 (人)
1 18～19歳	0
2 20～29歳	0
3 30～39歳	0
4 40～49歳	0
5 50～59歳	0
6 60～69歳	1
7 70～79歳	6
8 80歳以上	1
無回答	0
合計	8

Q 2 厚木市自治基本条例を知っていますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 内容をよく知っている。	0	0.0
2 読んだことがある。	3	37.5
3 読んだことはないが、聞いたり、見たりしたことはある。	4	50.0
4 全く聞いたことがない。	1	12.5
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

Q 3 Q 2で①～③と回答した方にお尋ねします。自治基本条例を何で知りましたか。(複数回答可)

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 広報あつぎ	4	57.1
2 厚木市ホームページ	1	14.3
3 条例のパンフレット、チラシ等	2	28.6
4 友人・知人や家族から	0	0.0
5 その他	0	0.0
無回答	0	0.0
合計	7	100.0

- 第1章 総則 第1条 目的
 第2条 自治基本条例の位置付け
 第3条 定義

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	1	12.5
2 ない	7	87.5
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	定義(3)福祉、医療等をいれたらよいのでは？
---	------------------------

第2章 自治の基本理念 第4条 自治の基本理念
第3章 自治の基本原則 第5条 自治の基本原則

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	0	0.0
2 ない	8	100.0
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

なし

- 第4章 市民
- 第6条 市民の権利
 - 第7条 市民の責務
 - 第8条 子どもの権利、責務等
 - 第9条 事業者の権利及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	1	12.5
2 ない	7	87.5
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	第6条 福祉、医療、を受ける。
---	-----------------

第5章 議会及び議員

第10条 議会の役割及び責務

第11条 議員の役割及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	0	0.0
2 ない	8	100.0
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

なし

第6章 市長、市長等及び市職員

第12条 市長の役割及び責務

第13条 市長等の役割及び責務

第14条 市職員の役割及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	0	0.0
2 ない	8	100.0
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

なし

第7章 行政運営	第15条	行政運営の基本事項	第22条	個人情報保護
	第16条	総合計画	第23条	法令遵守
	第17条	組織等	第24条	法令の解釈等
	第18条	行政評価	第25条	行政手続
	第19条	財政運営	第26条	市民からの要望等への対処
	第20条	危機管理	第27条	行政処分等に対する不服への対処
	第21条	情報の公開等		

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	0	0.0
2 ない	8	100.0
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

なし

第8章 参加及び協働の推進

- 第28条 政策等に対する意見等
- 第29条 条例等の制定等への市民参加
- 第30条 事業の実施に係る市民参加
- 第31条 審議会等の運営
- 第32条 コミュニティ団体に対する市民等の責務
- 第33条 コミュニティ団体との協働
- 第34条 地区市民自治推進組織
- 第35条 市民の課題解決に対する意識の高揚等
- 第36条 住民投票

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	1	12.5
2 ない	7	87.5
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	第33条 NPO法人の支援
---	---------------

第9章 広域連携及び交流 第37条 広域連携及び交流

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	0	0.0
2 ない	8	100.0
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

なし

第10章 自治基本条例推進委員会

第38条 自治基本条例推進委員会

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 自治基本条例の見直し

第12章 自治基本条例の改正

第40条 自治基本条例の改正

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	0	0.0
2 ない	8	100.0
無回答	0	0.0
合計	8	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

なし

その他 自治基本条例に対するご意見・ご要望があれば、自由にお書き下さい。（自由記述）

1	第5章、第11条に議員の役割及び責務がありますが、地域の課題及び市民の意見を把握するための調査研究活動の必要性は強く感じるところです。そのために必要と思われる地域で開催されるイベント等には一度も参加しない議員がいるので、もう少し具体的な役割の明記が必要と思われます。
2	勉強不足で申し訳ありませんでした。このような大事な条例があることすら認識していませんでした。非常に難しい内容ですが、さまざまな条例の根幹となるモノです。いろいろな機会を通じて周知される事を望みます。

4 市民活動団体・市公式LINE登録者等

Q 1 あなたの年齢は。

選択項目	回答数 (人)
1 18～19歳	0
2 20～29歳	0
3 30～39歳	8
4 40～49歳	11
5 50～59歳	22
6 60～69歳	13
7 70～79歳	13
8 80歳以上	2
無回答	0
合計	69

Q 2 あなたに当てはまるものをすべて選択してください。(複数回答可)

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 厚木市に住んでいる	67	56.8
2 厚木市に通学または通勤している	12	10.2
3 厚木市で活動している	14	11.9
4 厚木市に納税している	25	21.2
5 当てはまらない	0	0.0
合計	118	100

Q 3 厚木市自治基本条例を知っていますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 内容をよく知っている。	2	2.9
2 読んだことがある。	13	18.8
3 読んだことはないが、聞いたり、見たりしたことはある。	26	37.7
4 全く聞いたことがない。	28	40.6
無回答	0	0.0
合計	69	100.0

Q 4 Q 3で①～③と回答した方にお尋ねします。自治基本条例を何で知りましたか。(複数回答可)

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 広報あつぎ	22	39.3
2 厚木市ホームページ	23	41.1
3 条例のパンフレット、チラシ等	6	10.7
4 友人・知人や家族から	1	1.8
5 その他	4	7.1
無回答	1	1.4
合計	56	100.0

第1章 総則	第1条 目的
	第2条 自治基本条例の位置付け
	第3条 定義

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	11	15.9
2 ない	58	84.1
無回答	0	0.0
合計	69	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	本年4月より施行された「第11次厚木市総合計画」の将来都市像である「共創」の概念を、自治の定義（第3条）へ反映させることを提案します。最高規範である本条例に「共に新たな価値を創り出す」姿勢を明記することで、各個別施策における市民・事業者・行政のパートナーシップをより強固なものにできると考えます。
2	困った人がいたらもっと助けるべきだよ。人それぞれ違うから一括して聞いてあげてしかるべき支援をしてあげて下さい。
3	内容を見たことがないので判断できない。同意見の方が多いと思う
4	野良猫に対する手厚い補助
5	目的の条文に「議会及び市長等の役割、責務」と有るが議会と一括りにせず「議員」其々も責務として記すべきではないのか？個人を充ててみると実際に何も仕事していない議員が地元の票で出ているのは問題ではないのか？
6	事項を定め、もって自治の確立って？どういうこと？若い人には、分かりづらいかも…
7	他の自治体との比較がなされていない
8	障がい者の福祉自由度
9	市民からの要望がある際は検討をするべき
10	前文の、・・「平和を希求する意思の下」・・は不要。当たり前のことであり、特定の思想を想起させる。

第2章 自治の基本理念 第4条 自治の基本理念
 第3章 自治の基本原則 第5条 自治の基本原則

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	13	18.8
2 ない	56	81.2
無回答	0	0.0
合計	69	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	基本理念（第4条）において、憲法の普遍的な理念を厚木市の地域特性や時代背景に合わせて具体化する視点が重要です。特に、カーボンニュートラルの実現に向け、市民が良好な環境を享受し、次世代に継承する「環境権」的な視点を理念に据えることは、市民の主体的な参画を促す重要な基盤となります。
2	困った人がいたらもっと助けるべきだよ。人それぞれ違うから一括して聞いてあげてしかるべき支援をしてあげて下さい。
3	内容を見たことがないので判断できない。同意見の方が多いと思う
4	近隣住民の協力を得られない
5	市民は屋外でタバコを吸えないようにしてほしい。それぞれの敷地内でも風に乗る副流煙がきて喘息悪化、不眠、頭痛。夜中に1時間おきで生活がままならない。
6	内容には見直すべき点は見当たらないが、行政自体の運用が伴っていない点がある、特に15地区での運用のバラツキ、データをしっかり取って年齢、生産年齢、家族構成、地域オリジナルの状況、生活環境を比較して市内全体を把握してバラツキのないサポートを行うべきである。
7	市民の街づくりへの参加を促す政策がそもそも少ない
8	概ね参加しにくい時間帯が多いので、多様性とうたうなら、実施時間帯の検討、見直しも必要
9	他の自治体との比較がなされていない
10	新しく市民になったが自治会に参加の意思を示したが断られた。この状態では自治にさんかできない。
11	市民からの要望がある際は検討をするべき
12	「自治会」についての記述が無い。コミュニティ団体に位置付けられるのだろうが、急速に会員が減少している背景に、しっかりした位置づけと、それへの支援の仕組みがないがしろにされているという現実がある。単なる利他の精神とボランティア活動では維持できなくなってきた現状から、明確な位置づけが必要である。

第4章 市民	第6条 市民の権利
	第7条 市民の責務
	第8条 子どもの権利、責務等
	第9条 事業者の権利及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	15	21.7
2 ない	54	78.3
無回答	0	0.0
合計	69	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	第8条 子どもの権利において「参加する権利」は無いのでしょうか？
2	市民の権利（第6条）を、現代的な課題に即して再整理すべきです。特に子どもの権利（第8条）に関しては、第11次総合計画の「誰もが輝く」という目標に合わせ、子どもを単なる「保護の対象」から「社会を共に創る主体」として尊重し、その意見表明権を保障する方向での見直しを期待します。
3	どの子も一生懸命生きています。もっとだいじにしてあげないと駄目だよ。勉強なんて社会に出たらなんの役にも立たない。良いところを伸ばすような教育が良いよ。
4	内容を見たことがないので判断できない。同意見の方が多と思う
5	子どもの権利、責務に関して子ども自身が理解する機会があるか？理解しやすいか？権利という言葉を使うなら子ども自身に知る機会、理解しやすい文面をもちいているか？を考えて頂きたい。形ばかりの条例に意味は持たない。
6	昨今、他自治体における外国人への対応。
7	どんな命にも尊厳を
8	企業でもごみの分別をしないと捨てられないようにしてほしい。うちの職場はプラは可燃に出せと言われる。
9	マイナンバーカード開始により行政サービスの負担は減った可能性もあるが、一方で電子証明書マイナンバー更新等で結局行かないと行けなくなると委託になり費用や負担がかかるし、市民も時間を費やす。反面、障がい福祉課等の手帳の更新、医療証の更新は平日しかなく、仕事を休まないといけない。働かないと生活出来ない障がい者もあり、民間の良さも取り入れたフレックスや変則勤務等、融通さが欲しい
10	子どもの学ぶ権利とか？生きる権利と言っても今の厚木市には、生活環境は整備されていない
11	よくわからないが最近では子供の権利が大きいと聞くので時代に即すべき
12	他の自治体との比較がなされていない
13	市民からの要望がある際は検討をするべき
14	罰則規程
15	住民負担の分担は必要である。「当事者」として「主体的」に取り組むことの重要性を、より明瞭に記述しても良い。

第5章 議会及び議員

第10条 議会の役割及び責務

第11条 議員の役割及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	11	15.9
2 ない	58	84.1
無回答	0	0.0
合計	69	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	議員をなりわいにしては駄目だよ。
2	内容を見たことがないので判断できない。同意見の方が多いと思う
3	野良猫に対する近隣住民への協力、行政への協力
4	議員の品位とハラスメント、コンプライアンスについても必要と考えます
5	議員としての自覚が足りない者が選ばれている、選挙で選出なので「天に向かって唾を吐いている」は重々承知しているが、市議選の時に「嘘」で年寄りを騙していた議員が当選しているが、当時は選挙妨害を避けて言わなかったが、後日本人に追求したら逃げていった。選挙管理委員会のしっかりとした事後確認をお願いしたい。
6	市民にわかりやすくとは？開かれた議会運営とは？何をしているか市長もそうだが全然見えない
7	祭に来るだけで仕事せず、クビにする規定など強化
8	議員削減条項がない
9	市民からの要望がある際は検討をするべき
10	罰則規程
11	「議員の審議能力及び政策提案能力の向上」のために具体的な実施項目などを掲げて良い。懇談会、活動報告会の開催など。

第6章 市長、市長等及び市職員

第12条 市長の役割及び責務

第13条 市長等の役割及び責務

第14条 市職員の役割及び責務

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	12	17.4
2 ない	57	82.6
無回答	0	0.0
合計	69	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	第14条の奉仕者というワード 市民の方が偉いと勘違いするような印象があり時代にそぐわないと思った共に歩むことをイメージできるワードがいいと思う
2	二世議員は駄目だよ。
3	内容を見たことがないので判断できない。同意見の方が多いと思う
4	市役所の責務については、住人が利用しやすい時間を考えて欲しいです。全てが平日昼間のみだと働いている人間は役所手続きが不便です。変更お願いしたいです。
5	厚木市は自然豊か分、野生動物が多く野良猫も沢山います。犠牲になる小さな命を無くすため去勢手術避妊手術を行政として手厚いサポートを求めます。
6	市長及び市職員のハラスメント及びコンプライアンスも必須
7	市長の活動には頭が下がる、活動量での健康を心配する事しばし、部下に任せられる事はできる様に変更して未長い活動を望みます。(地域性によっての問題があると思うが、それを解決することも仕事では)
8	市役所職員は、態度が悪い。どこが公正で誠実かわからない。
9	市長が倒れた場合の規定など問題ないか
10	他の自治体との比較がないため、優劣を判断できない
11	市民からの要望がある際は検討をするべき
12	罰則規程

第7章 行政運営	第15条 行政運営の基本事項	第22条 個人情報保護
	第16条 総合計画	第23条 法令遵守
	第17条 組織等	第24条 法令の解釈等
	第18条 行政評価	第25条 行政手続
	第19条 財政運営	第26条 市民からの要望等への対処
	第20条 危機管理	第27条 行政処分等に対する不服への対処
	第21条 情報の公開等	

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	14	20.3
2 ない	55	79.7
無回答	0	0.0
合計	69	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	第11次総合計画の施行を受け、本条例（第16条）においても、計画の推進・評価プロセスへの市民参画をより実効性のあるものにアップデートすべきです。また、環境基本計画などの個別計画を支える「根拠」として本条例が果たす役割を再確認し、各計画が有機的に連動する体系的な整理が必要です。
2	毎年予算を使い果たすような運営はやめにして、余ったら預金するような運営にしてください。家と同じです。
3	内容を見たことがないので判断できない。同意見の方が多いと思う
4	第20条自助、共助の精神の下、公助に対する協力を入れる必要があると考えますが。
5	市民からの要望に対しての回答をしているのか？すらわからないです。何の要望があり対策するのか無理なのか、理由は何か？を市民に分かりやすくしてほしいです。
6	野良猫に対する条文がすくない。NPOや個人ボランティアに頼り過ぎかと思います。
7	可燃ごみの量をタイムリーに見られるようシステム化してほしい。
8	今後(もう始まっているが)高齢化社会、交通不便地区に対するサポートを厚くしてほしい。子供のサポートは十分できていると思う。
9	なにかイベントがあればここぞとばかり市長が出てきてアピールするが普段何をしているのかわからない。福祉と来たら厚木市は遅すぎる。
10	第26条について、吸い上げられているのかが分からない。どんな意見や要望があり、同対応していくか、またその結果までを明示できるシステムが欲しい。
11	市民からの要望がある際は検討をするべき
12	罰則規程
13	第26条に関連し、個別案件への進捗状況をより明確に情報提供することが必要である。「・・・ものとする。」では無く、「その経過及び結果について回答する。」と記述してもらいたい。

第8章 参加及び協働の推進

- 第28条 政策等に対する意見等
- 第29条 条例等の制定等への市民参加
- 第30条 事業の実施に係る市民参加
- 第31条 審議会等の運営
- 第32条 コミュニティ団体に対する市民等の責務
- 第33条 コミュニティ団体との協働
- 第34条 地区市民自治推進組織
- 第35条 市民の課題解決に対する意識の高揚等
- 第36条 住民投票

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	10	14.5
2 ない	59	85.5
無回答	0	0.0
合計	69	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	「共創」を実効あるものにするため、政策の立案段階からの参画（第29条等）をより重視する仕組みへの転換を提案します。他自治体の事例にある「地域環境権（地域資源の優先利用・管理）」などの考え方も参考に、市民や地域団体がエネルギー施策等に主体的に関わる権利を保障することが、総合計画の達成を加速させると考えます。
2	内容を見たことがないので判断できない。同意見の方が多いと思う 必要なコミュニティが、予算不足という理由のみで、説明なく解散された。
3	仕事や学業など、市民流動が一般的ですが、その中で「自治会参加」は難しいのでは？
4	コミュニティ不足。批判クレームばかりに耳を傾けて命を重んじる人達を軽んでしてるように思います。
5	厚木市はパートナーシップ制度導入自治体なので、同性婚について市民がより同性婚に触れられ考えられるような事業やイベントを運用してほしいです。「結婚の自由をすべての人に」という気持ちが市民にも伝わってほしいです。
6	自治会参加で負担のない、しかしいざとなったら市民全員が協力して助け合える社会の構築が出来ていない。一部の方だけで、本当にいざとなったら必要としている生産年齢の方達が進んで参加できる社会を作り上げるべきです。
7	そう思うんだったら、駅出たら、温泉行きのバスにすぐ乗れるようにしたら、いい。駅出て、どこへ行ったら、温泉行きに乗れるか迷子になった人を何回案内したことか…それだけ、不便なんだよ。現場でないとわからなきことだらけなんだよ。もっと考えて街づくりしないと盛り上がらないんだよ
8	住民投票するべき
9	市民からの要望がある際は検討をするべき
10	「地区自治推進組織」に各“自治会”は含まれると思われるが、推進なのか、実働なのか、どちらに重点が置かれているのか。市としては、支援では無く、一体化が必要な時期であると思われ、大幅な見直しが必要である。

第9章 広域連携及び交流 第37条 広域連携及び交流

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	9	13.0
2 ない	60	87.0
無回答	0	0.0
合計	69	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	条文通り業務がされているのか疑問があります。
2	内容を見たことがないので判断できない。同意見の方が多いと思う
3	野良猫の保護の広域の連携不足、条文不足
4	自治会長達の交流を機会ある毎に行い、地域性を考慮した自治区の見直しを15地区自治連に課する事も必要ではないか？
6	積極的に行っているか不明
7	どこかのマネじゃなくて、厚木市らしさを作ればいい。こんなにいい街なかったんだから、誰がつぶした…
8	市民からの要望がある際は検討をするべき
9	国際的な視野は必要であるが、あくまでも厚木市一般住民の社会的利益が最優先であるという視点を明示しておく必要がある。

第10章 自治基本条例推進委員会

第38条 自治基本条例推進委員会

第11章 自治基本条例の見直し

第39条 自治基本条例の見直し

第12章 自治基本条例の改正

第40条 自治基本条例の改正

条文や運用について、見直すべき点があると思いますか。

選択項目	回答数 (人)	割合 (%)
1 ある	7	10.1
2 ない	62	89.9
無回答	0	0.0
合計	69	100.0

見直すべき内容について（自由記述）

1	内容を見たことがないので判断できない。同意見の方が多いと思う
2	厚木市は野良猫が多過ぎで自治体に前向きに命ある動物にとって良い地域になる事求めています。
3	市長は、本当に厚木市のこと知っているのか？自治体は、頑張ってるよ。ゴミ回収の人たち頑張ってるよ。シルバー人材センターも頑張ってるよ。何を見て開発してるのよ。
4	こちらでいいか分からないが市営団地の抽選増やして欲しい
5	市民からの要望がある際は検討をするべき
6	条例の内容をみるとあまり時代に左右されるような内容ではないと思う。4年1度必ず見直しを行うのではなく、必要に応じて行う方が、お金や労力の無駄遣いにならないのではないのでしょうか。

その他 自治基本条例に対するご意見・ご要望があれば、自由にお書き下さい。（自由記述）

1	<p>小中学校で自治基本条例について学ぶ機会がありますか？</p> <p>今回、私自身がとても良い勉強になったので、子どもにも同様の機会があったら良いなと思いました。ありがとうございました。</p>
2	<p>厚木市自治基本条例は、憲法の理念を私たちの暮らしの中で具現化するための「市民自治の最高規範」です。</p> <p>国レベルの法規範を前提としつつも、厚木市独自の地域課題や「第11次総合計画」のビジョンに照らし合わせ、人権や環境権の視点をより明文化・具体化することを提案します。</p> <p>条例を「時代の変化に合わせた市民自治の基盤」としてアップデートすることは、行政と市民の信頼関係を深める一助となります。今回の自治基本条例の見直しで導き出される結論が、将来にわたって「共創のまち・あつぎ」を支える強力な指針となることを切に願っています。</p>
3	<p>地域の事は地域で決めるという中で、人だけではなく人と共生する動物たち（野良猫）も現在、地域問題となっているため、多くの自治会で予算も決めながら地域の中でしっかりと解決に導いていただきたい。</p>
4	<p>条例に書かれてある、市民要望を聞いて行政を行う。が随所に記載があります。</p> <p>住民として、一番身近なところが公民館ですが、住民が企画したイベントなどを掲示板への掲載、公報などへの掲載が受付するシステムはあるが対応してもらえない。（依知北地区）館長の判断でなされていると思いますが、数年前までは対応してもらっていました。条例はいいのですが、業務をされている方が、理解されているのか心配です。</p>
5	<p>広報は1ヶ月に一回か2ヶ月に一回にしてください。年寄りが大変な思いをして運んでいます。これこそアウトソーシングしてください。</p>
6	<p>厚木市駅周辺の、引き続きの再開発からの、商業施設の活性化。商店街の復活。を進める条例の設定、緩和。以前の活気が懐かしい。</p>
7	<p>よくアンケートをとるが、どのような意見が来て、その回答は何か？が全くわからない。アンケートをとり改善するのも不明。広報があるのだから、もっと市民が知りたい情報を掲載して欲しい。</p>
8	<p>市民とはどこまで保護するのか明文化した方がよいのでは？</p>
9	<p>厚木市は野良猫が多く 川そばには沢山の野良猫がおり その為遺棄も多く、どんどん増え 子猫が車の事故で亡くなってる事も 目にします。車の事故だけでなく思わぬ事故で怪我、命を落とす事も多く 横たわる猫を何度も見えています。 その辺を力を入れて変えて欲しいです。 去勢手術避妊手術をNPOや個人ボランティアの方に任せっぱなしで我関せずといった市の態度は本当に悲しくなります。見習える県、市は沢山あり、情報を得て誇れる市、誇れる厚木市にして欲しいです。</p>
10	<p>新庁舎設立、運用開始までに以上の内容が実現でき、「新しいそして歴史を尊重し、人を大切に、安心して近所付き合いのできる街づくり」を市民、議員、市長(勿論、警察、消防なども含み)の指揮指導のもと具体的に実行しやすい条例にして欲しい。</p>
11	<p>基本条例関係には特に不備は感じていないので、あえて変える必要は無いと思います。 本題とは違いますが、歩道の幅、凹凸の改善をお願い致します。</p>

12	<p>条例の内容に関して疑問は特にはないが、住みたいと思う町づくりが下手すぎる。 駅前には雑居ビル、剥がれたタイル、よくわからないイルミネーション、タバコやゴミ、シャッター街。 居酒屋の前にはゴミ袋。晴れてるのになぜかいつも濡れてるアスファルト。 ミロードのお店のセレクトも古い。ダサイ。買い物する意欲がまったく湧かない。周りの同世代、ミロードいく人全くいない。 汚い、ダサイ、治安が悪い。若い世代が移住しようと思わない。 おしゃれなカフェもない。今時な雑貨屋もない。家具屋もない。 人に手土産をかうのにわざわざ海老名に行ってます。 もっと駅前の開発を急ぐべき。 汚すぎて本当にいく気になれない。</p>
13	<p>現在も行っているが、スマホ、ネットから情報が取れる時代なので、積極的に活用し、紙媒体で不必要なものは、削減した方が良い。 積極的に周知し、経費を削減した方が良いと思う。</p>
14	<p>駅降りて、バスにどこに行けば、どこ行きに乗れるのか？実際にやったら、わかるさ…どんなに不便か…障がい者にとったら、あちこち移動する距離の多さ、買い物するにも、階段の多さ、結局、整った、海老名に行くのよ。分かりますか？</p>
15	<p>全体的によくわからない</p>
16	<p>先進自治体や類似自治体の比較などの情報を参考添付いただけないと、アンケートも主観がかなり入る余地があります。</p>
17	<p>この自治基本条例に当てはまるかわかりませんが、本厚木北口側とくに高速バス乗り場やその斜向かいのコンビニから駅を背にしてミロードと提携している立体駐車場へと歩く道の治安が悪すぎて車でも通りたくないし通るのが怖い。 その道は夜になると全身黒服でキメた客呼び込みの男性が道の両サイドに立ちウロウロしていて不愉快極まりない。 子どもにも通らせたくないし、怖くて不愉快。 昔からある問題なのになぜ未だに解決されないのか条例でなんとかならないのかと思う。</p> <p>また4月から始まった自転車の道路通行に関しても、道路に青い自転車通行の道を作るのはいいが、その線を踏まないように車で走るには対向車がいては無理な幅しかない道路には青い自転車道は作らないで欲しい。</p>
18	<p>特になし、厚木市は住みやすいし、市や条例に対し疑問や文句は無い</p>
19	<p>このアンケート正気ですか？ もっと内容について要約した内容などを載せないと何も意見できませんよね？ みんなに見直さなくていいという保証をもらうためにわざわざアンケートシステムまで使ってアンケートしてるというのが透けて見えています。</p>

20	<p>1.自治会の運用が時代に適しているのか 2.共働きが多い現代において自治会の多くは高齢者が運営しているが果たして本当に市民の声を吸い上げることができるのか 3.自治会館も高齢者の溜まり場のみでの運用となっている</p> <p>具体的な解決策としての案がないなかで申し訳ないが 住んでいる市、身近な地域を良くしていきたいおもいがあります</p>
21	<p>全ての項目において、市民からの要望がある件についてはご検討頂き、その結果を、多くの市民が目にする事が出来るように、わかりやすく広報して欲しいと思います</p>
22	<p>申し訳ございません 細かいことを知らずでした。</p>
23	<p>形だけの、あるいは、やったという証拠作り、のための見直しに成らないように尽力頂きたい。 御苦勞様です。</p>

令和8年度市民参加手続対象行為一覧(実施)

No	対象行為	担当課	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリック コメント
1	厚木市公共施設最適化基本計画及び公共施設個別施設計画の改定	行政経営課	R8.4～R9.3	R8.10			オープン ハウス R8.10	R8.12
2	新たな交流拠点として多目的アリーナ整備基本計画の策定	行政経営課	R8.4～R9.3	R8.10			オープン ハウス R8.10	R8.12
3	厚木市地域福祉計画(第7期)の策定	地域包括ケア推進課	R8.3～R9.3	R8.7				R8.11
4	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第10期)の策定	地域包括ケア推進課	R8.3～R9.3	R8.7		R7.11～12 実施済		R8.11
5	(仮称)厚木市健康づくり推進条例の制定	健康医療課	R8.6	R8.4				R8.8
6	厚木市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定	健康医療課		R8.1.28 実施済				R8.4
7	厚木市自治基本条例の見直し(総点検)	市民協働推進課	R8.6～9			R8.4～5		R8.10～12
8	第4次厚木市生涯学習推進計画の策定	生涯学習課	R7.7～R9.2			R7.9 実施済		R8.12
9	第4次厚木市産業マスタープランの策定について	産業振興課	R8.2～ R9.2			R7.5～6 実施済		R8.12～ R9.1
10	第3次厚木市観光振興計画の策定	商業観光課	R8.6～R9.2			R8.3～4		R8.12～ R9.1
11	第2次厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画の策定	文化魅力創造課	R7.7～ R9.3			R7.10 実施済		R8.12
12	厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正	都市計画課	R7.11.17 実施済	R7.11.4 実施済				R8.4
13	厚木市耐震改修促進計画の改定	建築指導課		R8.1 実施済		R7.12 実施済		R8.4～5
14	雨水管理総合計画の策定等について	河川下水道総務課	R8.4	R8.6				R8.10
15	厚木市下水道事業経営ビジョンの改定	河川下水道総務課	R8.4	R8.6				R8.10
16	第8次厚木市行政改革大綱の策定	行政経営課	R8.3.4 実施済	R8.5				R8.7
17	厚木市立老人憩の家条例及び厚木市立老人憩の家条例施行規則の一部改正について	福祉総合支援課	R8.2.12 実施済	R8.2.19 実施済				R8.5
18	厚木市斎場条例の一部改正	市民課 (斎場管理係)	R8.2 実施済	R8.2 実施済				R8.5
19	セーフシティあつぎ推進基本計画の策定	くらし交通安全課	R8.5～10	R8.9				R8.12
20	厚木市立中学校部活動地域展開推進計画の策定	教育指導課	R7.9～ R8.3 実施済	R8.1.14 実施済		R6.2～R7.10 計4回 実施済		R8.5
21	里地里山保全等促進計画の改定	環境政策課	R8.6～8	R8.9～10				R8.11～12
22	厚木市マンション管理適正化推進計画の改定	住宅課	R8.6～12			R7.9 実施済		R9.2
23	厚木市空家等対策計画の改定	住宅課	R8.6～12			R8.2 実施済		R9.2
24	厚木市DX推進計画の策定	DX推進課		R8.7		R7.8 実施済		R8.12～ R9.1
25	厚木市障がい者福祉計画(第8期)の策定	障がい福祉課	R8.10	R8.7		R7 実施済		R8.12

No	対象行為	担当課	審議会	意見 交換会	ワーク ショップ	意向 調査	その他 の手法	パブリック コメント
26	厚木市交通安全推進計画の改定	くらし交通安全課		R8.9	R8.7			R8.10
27	厚木市環境基本計画の改定	環境政策課	R8.7～9	R8.8				R8.11～12
28	厚木市一般廃棄物処理基本計画(2027～2035)の策定	環境事業課	R8.10			R8.7		R8.12
29	景観条例の改正及び景観計画の改定	都市計画課	R8.3 実施済	R8.3.11 実施済				R8.7
30	厚木市自転車活用推進計画の改定	都市計画課		R8.8	R8.7			R8.9
31	第4次健康食育あつぎプランの策定	健康医療課	R8.10	R8.8				R8.12
32	厚木市立未来・図書館条例の制定	中央図書館	R8.8	R8.8				R8.10
33	第4次厚木市立病院経営計画の策定	経営管理課	R8.8					R8.11～12
34	第3次厚木市スポーツ推進計画の策定	スポーツ魅力創造課	R8.9～10			R7.10 実施済		R8.12～ R9.1
35	元気な森づくり整備計画の改定について (名称変更予定)	農業政策課	R8.9～11					R8.12
36	厚木市用途地域決定基準の改訂	都市計画課						R8.9
37	厚木市住生活基本計画の改定	住宅課	R9.6～12			R8.9		R10.1
38	第5次厚木市男女共同参画計画の策定	市民協働推進課	R9.4～11			R8.10		R9.12
39	第3期厚木市消防力整備計画の策定	消防総務課	R8.11	R8.11				R9.1
40	厚木市公園等整備基準の一部改正	公園緑地課						R8.12
41	藤塚児童館整備方針の策定について	青少年課	未定	R9.1～2				R9.4～5

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 行政経営課

対象行為	厚木市公共施設最適化基本計画及び公共施設個別施設計画の改定		
概要	策定から10年が経過した「厚木市公共施設最適化基本計画」について、公共施設を取り巻く環境の変化等を踏まえ、最適化の考えをより強固にするために、計画の改定を行うものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	計画期間: 令和9年4月1日から令和37年3月31日まで		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和8年4月～令和9年3月(年5回を想定)
		意見交換会	令和8年10月頃
		オープンハウス	令和8年10月頃 ※複数回予定
		パブリックコメント	令和8年12月頃
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する	理由	具体的な理由
		(条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 行政経営課

対象行為	新たな交流拠点として多目的アリーナ整備基本計画の策定											
概要	新庁舎建設に伴う本庁舎敷地跡地等の活用について、中心市街地の活性化やまちづくりの核となる新たな交流拠点としての多目的アリーナ整備に向けて、規模や事業手法等の条件を定めた基本計画を策定するものです。											
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年3月から令和39年3月31日まで											
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	パブコメ+2以上										
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上										
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等											
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃											
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定											
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等											
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ										
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手法</th> <th>実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審議会</td> <td>令和8年4月～令和9年3月(年5回を想定)</td> </tr> <tr> <td>意見交換会</td> <td>令和8年10月頃</td> </tr> <tr> <td>オープンハウス</td> <td>令和8年10月頃 ※複数回予定</td> </tr> <tr> <td>パブリックコメント</td> <td>令和8年12月頃</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	審議会	令和8年4月～令和9年3月(年5回を想定)	意見交換会	令和8年10月頃	オープンハウス	令和8年10月頃 ※複数回予定	パブリックコメント	令和8年12月頃
		手法	実施予定時期									
		審議会	令和8年4月～令和9年3月(年5回を想定)									
		意見交換会	令和8年10月頃									
		オープンハウス	令和8年10月頃 ※複数回予定									
パブリックコメント	令和8年12月頃											
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質											
		【市民参加手続の種類】	具体的な理由									
		・審議会										
		・パブリックコメント										
・意見交換会												
・市民会議												
・ワークショップ												
・意向調査												
・その他												

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 地域包括ケア推進課

対象行為	厚木市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(第10期)の策定について											
概要	<p>老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条の規定に基づき、高齢者が健康で生きがいのある生活を送り、地域で安心して生き生きと暮らすことができるよう、生きがいづくりや健康づくりの推進、医療・福祉・介護などの連携による地域包括ケア社会の推進を図るなど、総合的な高齢者保健福祉施策を実施するとともに、介護保険事業に関し、各年度における介護給付等対象サービスの種類ごとの目標値を推計することで、保険給付の円滑な実施を図るための計画です。</p> <p>なお、介護保険条例の一部改正を要する介護保険料の改定についても計画に位置付けています。</p>											
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月～令和12年3月											
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上										
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等											
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上										
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等											
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃											
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定											
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ											
市民参加手続の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">手法</th> <th style="width:50%;">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>意向調査</td> <td>令和7年11月～12月</td> </tr> <tr> <td>審議会</td> <td>令和8年3月～令和9年3月</td> </tr> <tr> <td>意見交換会</td> <td>令和8年7月</td> </tr> <tr> <td>パブリックコメント</td> <td>令和8年11月</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	意向調査	令和7年11月～12月	審議会	令和8年3月～令和9年3月	意見交換会	令和8年7月	パブリックコメント	令和8年11月
		手法	実施予定時期									
		意向調査	令和7年11月～12月									
		審議会	令和8年3月～令和9年3月									
		意見交換会	令和8年7月									
パブリックコメント	令和8年11月											
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)											
<input type="checkbox"/> 軽微なもの	具体的な理由											
<input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの												
<input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定												
<input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質												
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他												

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 健康医療課

対象行為	(仮称)厚木市健康づくり推進条例の制定		
概要	<p>全ての市民が生涯を通じて、健康で充実した毎日を送ることができるよう、本市の健康づくりに関する基本理念を定め、地域一体となって健康づくりを推進し、健康長寿の実現を目指して「(仮称)厚木市健康づくり推進条例」を制定するものです。</p>		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		意見交換会	令和8年4月
		審議会	厚木市健康食育推進協議会 令和8年6月
		パブリックコメント	令和8年8月
	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 健康医療課

対象行為	厚木市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定											
概要	<p>新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「特措法」という。)の定めにより、国・県・市では、感染症発生時の影響を最小限にとどめるための対策として、それぞれが行動計画を策定し有事に備えております。</p> <p>今般、国では、新型コロナウイルス感染症への対応を経て、より具体的で実効性のある計画となるよう令和6年7月、およそ10年ぶりに行動計画を改定しました。同年度中には、県も国の内容に合わせて改定しており、本市としまして、これらに準じて市の行動計画を改定するものです。</p>											
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年6月改定予定											
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上										
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等											
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上										
	<input checked="" type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等											
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃											
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定											
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等											
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ											
市民参加手続の実施 (条例第2条)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1429 560 1715" rowspan="3">■実施する</th> <th data-bbox="560 1429 876 1485">手法</th> <th data-bbox="876 1429 1396 1485">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 1485 876 1563">意見交換会</td> <td data-bbox="876 1485 1396 1563">令和8年1月28日 実施済み</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1563 876 1641">パブリックコメント</td> <td data-bbox="876 1563 1396 1641">令和8年4月1日～5月1日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="512 1641 560 1715"></td> <td data-bbox="560 1641 876 1715"></td> <td data-bbox="876 1641 1396 1715"></td> </tr> </tbody> </table>	■実施する	手法	実施予定時期	意見交換会	令和8年1月28日 実施済み	パブリックコメント	令和8年4月1日～5月1日				
■実施する	手法		実施予定時期									
	意見交換会		令和8年1月28日 実施済み									
	パブリックコメント	令和8年4月1日～5月1日										
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する 理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由										

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 市民協働推進課

対象行為	厚木市自治基本条例の見直し(総点検)	
概要	<p>厚木市自治基本条例第39条では、市長は「4年を超えない期間ごとに、この自治基本条例の見直しを行うものとする」と規定されており、現在に至るまで平成26年12月、平成30年12月、令和4年12月と計3回の見直しを行いました。</p> <p>前回の見直しから4年が経過する令和8年12月までに4回目の見直しを行う必要があります。</p> <p>条例改正ではないため、本来は市民参加手続は不要ですが、自治基本条例は本市の自治を推進する上で「最も尊重すべき条例」として位置付けられていることから、市民参加手続を実施するものです。</p>	
計画期間 又は 施行日(予定)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等	
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃	
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等	
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	手法	実施予定時期
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する 意向調査	令和8年4月～5月
	審議会	令和8年6月～9月
	パブリックコメント	令和8年10月～12月
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する 理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 生涯学習課

対象行為	第4次厚木市生涯学習推進計画の策定									
概要	<p>第3次厚木市生涯学習推進計画に基づき、あらゆる世代がいつまでも継続して気軽に生涯学習に取り組めるよう、様々な事業を推進しておりますが、現行計画の策定以降、新型コロナウイルス感染症の影響により、生涯学習の分野においてはオンライン講座の普及や、対面講座では少人数講座への移行などの変化があり、学習方法の転換期を迎えました。</p> <p>また、令和8年度を始期とする第11次厚木市総合計画や関連計画との整合性を確保した上で、施策の着実な展開を図る必要があることから、新たな視点を反映した生涯学習の推進の方向性を示し、教育を通じて市民一人一人のウェルビーイングの向上を実現するため、改めて計画の見直しを行い、新たに第4次厚木市生涯学習推進計画を策定するものです。</p>									
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和17年度まで									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等									
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ									
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1429 1102 1485">手法</th> <th data-bbox="1102 1429 1396 1485">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1485 1102 1563">審議会</td> <td data-bbox="1102 1485 1396 1563">令和7年7月～令和9年2月 厚木市生涯学習推進会議</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1563 1102 1641">意向調査</td> <td data-bbox="1102 1563 1396 1641">令和7年9月に実施済み 小中学生及び16歳以上の市民(3,000人)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1641 1102 1720">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1102 1641 1396 1720">令和8年12月</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	審議会	令和7年7月～令和9年2月 厚木市生涯学習推進会議	意向調査	令和7年9月に実施済み 小中学生及び16歳以上の市民(3,000人)	パブリックコメント	令和8年12月
	手法	実施予定時期								
	審議会	令和7年7月～令和9年2月 厚木市生涯学習推進会議								
	意向調査	令和7年9月に実施済み 小中学生及び16歳以上の市民(3,000人)								
パブリックコメント	令和8年12月									
<input type="checkbox"/> 省略する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1720 1102 1776">理由</th> <th data-bbox="1102 1720 1396 1776">具体的な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1776 1102 2000"> (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質 </td> <td data-bbox="1102 1776 1396 2000"></td> </tr> </tbody> </table>	理由	具体的な理由	(条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質						
理由	具体的な理由									
(条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質										
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他										

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 産業振興課

対象行為	第4次厚木市産業マスタープランの策定について		
概要	<p>第3次厚木市産業マスタープランが令和8年度をもって満了を迎えることと併せ、人口減少や物価高騰などの昨今の産業振興を取り巻く環境の変化への的確に対応した産業施策の構築を図るため、令和9年度を始期とする第4次厚木市産業マスタープラン(以下、「第4次計画」という。)を策定します。</p> <p>なお、第4次計画は、第11次厚木市総合計画の施策を補完・具体化する個別計画として位置付けるものです。</p>		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和17年度まで		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年5月～6月 厚木商工会議所会員2,097社
		審議会	令和8年2月～令和9年2月頃 厚木市産業振興推進委員会
		パブリックコメント	令和8年12月～令和9年1月頃
	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

- 【市民参加手続の種類】
- ・審議会
 - ・パブリックコメント
 - ・意見交換会
 - ・市民会議
 - ・ワークショップ
 - ・意向調査
 - ・その他

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 商業観光課

対象行為	第3次厚木市観光振興計画の策定		
概要	現行の第2次厚木市観光振興計画が令和8年度をもって満了することから、令和9年度を始期とする第3次厚木市観光振興計画を策定する。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度～令和17年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和8年3月～4月
		審議会	令和8年6月・8月・10月・令和9年2月
		パブリックコメント	令和8年12月～令和9年1月
	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 文化魅力創造課

対象行為	第2次厚木市文化芸術振興計画第2期基本計画の策定		
概要	第2次厚木市文化芸術振興計画第1期基本計画の計画期間が令和8年度をもって満了を迎えることから、令和9年度を始期とする第2期基本計画を策定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度～17年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)		手法	実施予定時期
	■ 実施する	審議会	令和7年7月(～令和9年3月)頃 文化芸術振興委員会
		意向調査	令和7年10月 18歳以上の市民(3,000人)
		パブリックコメント	令和8年12月
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	□ 省略する	理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由
		<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 都市計画課

対象行為	厚木市住みよいまちづくり条例の一部改正		
概要	厚木市住みよいまちづくり条例は平成15年に制定され、本市のまちづくりに大きな役割を果たしてきましたが、制定から20年以上が経過し、少子高齢化の進展による人口減少や頻発・激甚化する風水害など、条例制定時には想定していなかった社会経済情勢や環境の変化に対応した内容に改める必要があることから、改正を行うものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月施行		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法 実施予定時期	
		意見交換会	令和7年11月4日
		審議会	令和7年11月17日 まちづくり審議会
		パブリックコメント	令和8年4月
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由
		<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 建築指導課

対象行為	厚木市耐震改修促進計画の改定									
概要	<p>大規模地震による被害を減少させるため、耐震改修促進法、国の基本的な方針及び神奈川県耐震改修促進計画に基づき厚木市耐震改修促進計画を策定し、建築物の耐震化の促進を図ってまいりました。</p> <p>令和7年7月の国の基本的な方針の改正及び県促進計画に基づき本計画を改定するものです。</p>									
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年度から令和17年年度まで									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等									
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ									
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="879 1429 1102 1485">手法</th> <th data-bbox="1102 1429 1399 1485">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="879 1485 1102 1563">意向調査</td> <td data-bbox="1102 1485 1399 1563">令和7年12月 建築関係団体(7団体)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1563 1102 1641">意見交換会</td> <td data-bbox="1102 1563 1399 1641">令和8年1月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="879 1641 1102 1720">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1102 1641 1399 1720">令和8年4月～5月</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	意向調査	令和7年12月 建築関係団体(7団体)	意見交換会	令和8年1月	パブリックコメント	令和8年4月～5月
		手法	実施予定時期							
		意向調査	令和7年12月 建築関係団体(7団体)							
	意見交換会	令和8年1月								
パブリックコメント	令和8年4月～5月									
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由								
	<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質									

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 河川下水道総務課

対象行為	雨水管理総合計画の策定等について		
概要	<p>近年、雨の降り方の局地化・集中化・激甚化や、都市化の進展による雨水流出の増大及び気候変動の影響等により内水氾濫が発生していることを受け、当面・中期・長期にわたる浸水対策について、実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備の方針等の基本的な事項を定めることにより、下水道による浸水対策を計画的・効率的に進めることを目的とし雨水管理総合計画を策定することについて審議願うものです。</p>		
計画期間 又は 施行日(予定)	計画期間20年		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和8年4月中旬頃 下水道運営審議会
		意見交換会	令和8年6月頃
		パブリックコメント	令和8年10月頃
	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 河川下水道総務課

対象行為	厚木市下水道事業経営ビジョンの改定										
概要	<p>総務省の要請に基づき、平成30年10月に中長期的な経営の基本計画である「厚木市下水道事業経営ビジョン」を策定後、地方公営企業法の財務規定を適用したことから、令和3年12月に企業会計方式による財政推計に基づく経営ビジョンに改定しました。</p> <p>今回、総務省の3年から5年内の見直しの要請に基づき、「厚木市下水道事業経営ビジョン」の見直しを行い、より質の高い経営戦略とするよう改定するものです。</p>										
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年度から令和17年度										
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上									
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等										
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等										
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃										
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定										
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等										
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ										
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1429 560 1715" rowspan="4">■ 実施 する</th> <th data-bbox="560 1429 876 1485">手法</th> <th data-bbox="876 1429 1396 1485">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 1485 876 1563">審議会</td> <td data-bbox="876 1485 1396 1563">令和8年4月中旬頃 下水道運営審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1563 876 1641">意見交換会</td> <td data-bbox="876 1563 1396 1641">令和8年6月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="560 1641 876 1715">パブリックコメント</td> <td data-bbox="876 1641 1396 1715">令和8年10月頃</td> </tr> </tbody> </table>	■ 実施 する	手法	実施予定時期	審議会	令和8年4月中旬頃 下水道運営審議会	意見交換会	令和8年6月頃	パブリックコメント	令和8年10月頃	
■ 実施 する	手法		実施予定時期								
	審議会		令和8年4月中旬頃 下水道運営審議会								
	意見交換会		令和8年6月頃								
	パブリックコメント	令和8年10月頃									
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="512 1715 560 2000" rowspan="2">□ 省略 する</th> <th data-bbox="560 1715 876 1771">理由 (条例第6条第7項)</th> <th data-bbox="876 1715 1396 1771">具体的な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="560 1771 876 2000"> <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質 </td> <td data-bbox="876 1771 1396 2000"></td> </tr> </tbody> </table>	□ 省略 する	理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由	<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質						
□ 省略 する	理由 (条例第6条第7項)		具体的な理由								
	<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質										

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 行政経営課

対象行為	第8次厚木市行政改革大綱の策定	
概要	<p>変化への柔軟な対応を念頭におき、行政運営の効率化と質の向上を図ることを目的とした行政改革大綱について、現行の計画期間が令和8年度をもって満了を迎えることから、令和9年度を始期とする第8次厚木市行政改革大綱を策定するものです。</p>	
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和17年度まで	
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等	
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃	
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等	
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	■ 実施する	手法 実施予定時期
	審議会	令和8年3月～4月(諮問・答申)
	意見交換会	令和8年5月頃
	パブリックコメント	令和8年7月頃
	(空欄)	(空欄)
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する 理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 福祉総合支援課

対象行為	厚木市立老人憩の家条例及び厚木市立老人憩の家条例施行規則の一部改正について									
概要	<p>○ 厚木市立老人憩の家条例及び厚木市立老人憩の家条例施行規則の一部改正について</p> <p>1 条例の名称 「老人憩の家条例」を「いこいの家条例」に変更</p> <p>2 設置目的(条例第1条) 「老人」を「地域住民」に変更</p> <p>3 施設の名称(条例) 「老人憩の家」を「いこいの家」に変更</p>									
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月1日施行日(予定)									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等									
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ									
市民参加手続の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1429 1102 1489">手法</th> <th data-bbox="1102 1429 1396 1489">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1489 1102 1563">審議会</td> <td data-bbox="1102 1489 1396 1563">令和8年2月12日(随時)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1563 1102 1637">意見交換会</td> <td data-bbox="1102 1563 1396 1637">令和8年2月19日</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1637 1102 1711">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1102 1637 1396 1711">令和8年5月</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	審議会	令和8年2月12日(随時)	意見交換会	令和8年2月19日	パブリックコメント	令和8年5月
		手法	実施予定時期							
		審議会	令和8年2月12日(随時)							
	意見交換会	令和8年2月19日								
パブリックコメント	令和8年5月									
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由								
	<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質									

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 市民課(斎場管理係)

対象行為	厚木市斎場条例の一部改正		
概要	厚木市斎場の市外の火葬炉の使用料等の見直しに伴い、厚木市斎場条例の一部を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年1月1日他		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和8年2月頃 保健福祉審議会
		意見交換会	令和8年2月頃
	パブリックコメント	令和8年5月頃	
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 くらし交通安全課

対象行為	セーフシティあつぎ推進基本計画の策定		
概要	<p>本年11月のセーフコミュニティ国際認証の満了に伴い、新たに「セーフシティあつぎ」として、本市独自の取組に関する理念と方向性等を定める「厚木市セーフコミュニティ推進条例」を令和8年11月に制定し、条例をより実効性のあるものとするため、市民や関係団体等の皆様が主体的に活動を推進するための指針となる基本計画を策定するものです。</p>		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月～令和14年3月		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和8年5月～10月
		意見交換会	令和8年9月
	パブリックコメント	令和8年12月	
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由
		<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 教育指導課

対象行為	厚木市立中学校部活動地域展開推進計画の策定				
概要	国や県の動向及び本市の部活動の現状における課題を踏まえ、将来にわたって生徒がスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実していくに当たり、地域が主体となる地域クラブ活動へと転換する取組を進めていくために必要な体制整備やスケジュールなど、施策の具体的な方針を示した、厚木市立中学校部活動地域展開推進計画を策定します。				
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年7月(予定)				
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上			
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等				
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上			
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等				
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃				
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定				
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ				
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期		
		意向調査	アンケート調査 令和6年2月 教職員・スポーツ団体・文化芸術団体 令和6年9月 教職員 令和7年9月 生徒 令和7年10月 児童・生徒及びその保護者		
		審議会	令和7年9月～令和8年3月(全5回) 厚木市中学校部活動の在り方検討委員会		
		意見交換会	令和8年1月14日		
		パブリックコメント	令和8年5月(予定)		
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由		
		<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質			

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 住宅課

対象行為	厚木市マンション管理適正化推進計画の改定		
概要	計画期間が令和8年度で終了することから、マンション管理の適正化を総合的かつ計画的に推進するため、令和9年度を始期とする厚木市マンション管理適正化推進計画を改定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和13年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年9月 マンション管理組合(220組合)
		審議会	令和8年6月～令和8年12月頃 厚木市住宅運営審議会
		パブリックコメント	令和9年2月頃
	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 住宅課

対象行為	厚木市空家等対策計画の改定		
概要	計画期間が令和8年度で終了することから、空き家対策を総合的かつ計画的に実施するため、令和9年度を始期とする厚木市空家等対策計画を改定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和13年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等	パブコメのみ	
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等			
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和8年2月頃 市内空家所有者(約1,000人)
		審議会	令和8年6月～令和8年12月頃 厚木市空家等対策協議会
	パブリックコメント	令和9年2月頃	
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 DX推進課

対象行為	厚木市DX推進計画の策定		
概要	デジタル技術を効果的、効率的に活用し、市民サービスの向上や行政事務の円滑な執行等を行うため、2027年度を始期とする本市のDXに関する考え方や方向性を示す計画を策定する。 また、第11次厚木市総合計画に基づき、新たな総合計画と整合を図りながら、本市のデジタル関連事業の進行管理を行う。		
計画期間 又は 施行日(予定)	2027年度から2032年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和7年8月実施 市民3,300人
		意見交換会	令和8年7月頃
		パブリックコメント	令和8年12月～1月頃
	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 障がい福祉課

対象行為	厚木市障がい者福祉計画(第8期)の策定											
概要	<p>障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画であり、厚木市障がい者福祉計画(第7期)の計画期間が令和8年度をもって満了を迎えることから、同(第8期)を策定するものです。</p> <p>第8期では、第7期における成果と課題を整理するとともに、誰もが障がいを身近なものとして理解し、障がい者が自分らしく生きることができる地域共生社会の実現を目指し、誰も排除されない社会環境と多様なニーズにきめ細かく対応する支援体制の推進を目的とします。</p> <p>※策定方針については、2月12日開催の審議会において附議する予定となります。</p>											
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月1日から同12年3月31日											
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	パブコメ+2以上										
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上										
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等											
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃											
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定											
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等											
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ										
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th>手法</th> <th>実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>意向調査</td> <td>令和7年度実施済み</td> </tr> <tr> <td>意見交換会</td> <td>令和8年7月頃</td> </tr> <tr> <td>審議会</td> <td>令和8年10月頃</td> </tr> <tr> <td>パブリックコメント</td> <td>令和8年12月頃(1月間)</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	意向調査	令和7年度実施済み	意見交換会	令和8年7月頃	審議会	令和8年10月頃	パブリックコメント	令和8年12月頃(1月間)
		手法	実施予定時期									
		意向調査	令和7年度実施済み									
		意見交換会	令和8年7月頃									
		審議会	令和8年10月頃									
パブリックコメント	令和8年12月頃(1月間)											
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)											
<input type="checkbox"/> 軽微なもの	具体的な理由											
<input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの												
<input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質												
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他												

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 くらし交通安全課

対象行為	厚木市交通安全推進計画の改定									
概要	<p>厚木市交通安全推進計画については、令和4年3月の策定から5年目を迎えます。</p> <p>また、令和6年5月に改正道路交通法が公布され、令和6年11月には危険な行為である「酒気帯び運転」と「携帯電話使用等」に罰則が新設されました。また、本年4月からは自転車に対する交通反則通告制度(青切符制度)が導入されます。</p> <p>さらに、本市では令和7年にシェアサイクル事業者と協定を締結し、実証実験が開始されました。</p> <p>こうした自転車利用環境の変化に応じた計画にするため、本計画を改定するものです。</p>									
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和13年度まで									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等									
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ									
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1429 1102 1485">手法</th> <th data-bbox="1102 1429 1396 1485">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1485 1102 1563">ワークショップ</td> <td data-bbox="1102 1485 1396 1563">令和8年7月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1563 1102 1641">意見交換会</td> <td data-bbox="1102 1563 1396 1641">令和8年9月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1641 1102 1715">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1102 1641 1396 1715">令和8年10月頃</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	ワークショップ	令和8年7月頃	意見交換会	令和8年9月頃	パブリックコメント	令和8年10月頃
		手法	実施予定時期							
		ワークショップ	令和8年7月頃							
		意見交換会	令和8年9月頃							
パブリックコメント	令和8年10月頃									
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)									
	具体的な理由									
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他										

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 環境政策課

対象行為	厚木市環境基本計画の改定									
概要	厚木市環境基本計画は、「厚木市環境基本条例」に基づき策定するものであるとともに、厚木市総合計画を環境面から具体的に展開していく総合計画の個別計画でもあります。現行計画の第5次厚木市環境基本計画は、令和8年3月をもって計画期間満了となるため令和9年度を始期とする第6次厚木市環境基本計画を策定します。									
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和15年度(予定)									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等									
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ									
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1431 1102 1487">手法</th> <th data-bbox="1102 1431 1399 1487">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1487 1102 1565">審議会</td> <td data-bbox="1102 1487 1399 1565">令和8年7月、8月、9月実施予定 (環境審議会)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1565 1102 1644">意見交換会</td> <td data-bbox="1102 1565 1399 1644">令和8年8月実施予定</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1644 1102 1722">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1102 1644 1399 1722">令和8年11～12月実施予定</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	審議会	令和8年7月、8月、9月実施予定 (環境審議会)	意見交換会	令和8年8月実施予定	パブリックコメント	令和8年11～12月実施予定
		手法	実施予定時期							
		審議会	令和8年7月、8月、9月実施予定 (環境審議会)							
		意見交換会	令和8年8月実施予定							
	パブリックコメント	令和8年11～12月実施予定								
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由								
	<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質									

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 環境事業課

対象行為	厚木市一般廃棄物処理基本計画(2027~2035)の策定		
概要	厚木市一般廃棄物処理基本計画(以下「計画」という。)の計画期間が令和8年度をもって満了を迎えることから、令和9年度を始期とする新たな厚木市一般廃棄物処理基本計画の策定に当たり、ごみや資源の処理を取り巻く近年の社会情勢等を踏まえ、循環型社会を形成するための基本的な計画を定めるものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和17年度まで		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和8年7月頃
		審議会	令和8年10月頃 厚木市廃棄物減量等推進審議会
		パブリックコメント	令和8年12月頃
	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 都市計画課

対象行為	景観条例の改正及び景観計画の改定		
概要	景観計画策定及び景観条例施行から15年以上が経過する中で、改定が進む関連計画との整合や連携を図る必要があることや、土地利用や社会経済情勢の変化により、計画策定当時は想定していなかった新たな景観阻害要因に対する課題も生じていることから、計画の改定とともに条例の改正をするものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月施行		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	■ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	■ 基本構想、基本計画等の策定等		
	□ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	□ その他の重要な計画の策定等		
	□ 制度等の導入又は改廃		
	□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	□ その他の重要な政策の策定等		
□ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	■ 実施する	手法	実施予定時期
		意見交換会	令和8年3月11日
		審議会	令和8年3月頃 まちづくり審議会
		パブリックコメント	令和8年7月
□ 省略する	理由 (条例第6条第7項) □ 軽微なもの □ 緊急性のあるもの □ 法令で実施基準を規定 □ 事務又は事業の性質	具体的な理由	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 都市計画課

対象行為	厚木市自転車活用推進計画の改定									
概要	<p>厚木市自転車活用推進計画(以下「本計画」という。)については、令和5年3月の策定から4年目を迎えます。この期間で、本市では、令和7年度にシェアサイクル事業の実証実験に関する協定を事業者と締結したことにより、市内の自転車需要は高まっています。</p> <p>また、令和8年4月から国の自転車活用推進計画が第3次計画へと改定されることや同月から自転車の交通違反に対して「青切符」制度が導入されます。これは、16歳以上の自転車利用者が対象になり、信号無視や一時停止無視などの違反に対し反則金が課せられるようになります。</p> <p>こうした自転車活用の変化状況に応じた計画にするため、本計画を改定するものです。</p>									
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年12月1日									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	パブコメ+2以上								
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等									
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ								
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 1429 1102 1485">手法</th> <th data-bbox="1102 1429 1396 1485">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 1485 1102 1563">ワークショップ</td> <td data-bbox="1102 1485 1396 1563">令和8年7月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1563 1102 1641">意見交換会</td> <td data-bbox="1102 1563 1396 1641">令和8年8月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1641 1102 1720">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1102 1641 1396 1720">令和8年9月頃</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	ワークショップ	令和8年7月頃	意見交換会	令和8年8月頃	パブリックコメント	令和8年9月頃
	手法	実施予定時期								
	ワークショップ	令和8年7月頃								
	意見交換会	令和8年8月頃								
	パブリックコメント	令和8年9月頃								
<input type="checkbox"/> 省略する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 1720 1102 1776">理由</th> <th data-bbox="1102 1720 1396 1776">具体的な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 1776 1102 2000"> (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質 </td> <td data-bbox="1102 1776 1396 2000"></td> </tr> </tbody> </table>	理由	具体的な理由	(条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質						
理由	具体的な理由									
(条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質										
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他										

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 健康医療課

対象行為	第4次健康食育あつぎプランの策定									
概要	第3次健康食育あつぎプラン(計画期間:令和3年度から令和8年度まで)の計画期間が終了するため、令和9年度以降の計画を策定するものです。									
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和17年度まで									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等									
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ									
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1429 1102 1485">手法</th> <th data-bbox="1102 1429 1396 1485">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1485 1102 1563">意見交換会</td> <td data-bbox="1102 1485 1396 1563">令和8年8月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1563 1102 1641">審議会</td> <td data-bbox="1102 1563 1396 1641">厚木市健康食育推進協議会 令和8年10月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1641 1102 1720">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1102 1641 1396 1720">令和8年12月頃</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	意見交換会	令和8年8月頃	審議会	厚木市健康食育推進協議会 令和8年10月頃	パブリックコメント	令和8年12月頃
		手法	実施予定時期							
		意見交換会	令和8年8月頃							
		審議会	厚木市健康食育推進協議会 令和8年10月頃							
パブリックコメント	令和8年12月頃									
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)									
	<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1720 1396 1776">具体的な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1776 1396 2000"> </td> </tr> </tbody> </table>	具体的な理由								
具体的な理由										

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 中央図書館

対象行為	厚木市立未来・図書館条例の制定		
概要	<p>複合施設「あつめき」内に整備する未来・図書館について、設置目的、施設名称、位置、使用料、使用許可に関する事項等を定めた厚木市立未来・図書館条例を制定する。(令和9年2月議会上程予定)</p> <p>※設置目的、施設名称、位置については、令和8年7月に策定した「厚木市未来・図書館管理運営方針」の策定過程において市民参加手続(パブリックコメント、審議会、意見交換会)を経ているため、使用料及び使用許可に関する事項等を中心に実施する予定。</p>		
計画期間 又は 施行日(予定)	供用開始日(厚木市役所位置設定条例施行日に倣う)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		審議会	令和8年8月
		意見交換会	令和8年8月
		パブリックコメント	令和8年10月
	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他			

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 経営管理課

対象行為	第4次厚木市立病院経営計画の策定	
概要	第3次厚木市立病院経営計画が令和8年度をもって満了することから、基本理念の達成や持続可能な健全経営に向け、令和9年度を始期とする第4次厚木市立病院経営計画を策定するもの	
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月1日から令和14年3月31日(5年間)	
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上
	<input checked="" type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等	
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃	
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等	
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	手法	実施予定時期
	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する 審議会	令和8年8月 厚木市立病院運営審議会
	<input type="checkbox"/> 省略する パブリックコメント	令和8年11月～12月頃
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する 理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 スポーツ魅力創造課

対象行為	第3次厚木市スポーツ推進計画の策定									
概要	<p>第2次厚木市スポーツ推進計画の計画期間が令和8年度をもって満了を迎えることから、令和9年度を始期とする第3次厚木市スポーツ推進計画(以下「第3次計画」という。)を策定するものです。厚木市スポーツ推進計画はスポーツ基本法に定める「地方スポーツ推進計画」に位置付けられるものであり、国のスポーツ基本計画を参酌し、厚木市スポーツ推進審議会からの答申に基づき策定します。</p> <p>なお第3次計画は、第11次厚木市総合計画に掲げる目標を実現するための個別計画とします。</p>									
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月～令和18年3月									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等									
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ									
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1429 1102 1485">手法</th> <th data-bbox="1102 1429 1396 1485">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1485 1102 1563">意向調査</td> <td data-bbox="1102 1485 1396 1563">令和7年10月実施済</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1563 1102 1641">審議会</td> <td data-bbox="1102 1563 1396 1641">令和8年9月中旬諮問、10月中旬答申</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1641 1102 1720">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1102 1641 1396 1720">令和8年12月中旬～令和9年1月中旬</td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	意向調査	令和7年10月実施済	審議会	令和8年9月中旬諮問、10月中旬答申	パブリックコメント	令和8年12月中旬～令和9年1月中旬
	手法	実施予定時期								
	意向調査	令和7年10月実施済								
	審議会	令和8年9月中旬諮問、10月中旬答申								
	パブリックコメント	令和8年12月中旬～令和9年1月中旬								
<input type="checkbox"/> 省略する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1720 1102 1776">理由 (条例第6条第7項)</th> <th data-bbox="1102 1720 1396 1776">具体的な理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1776 1102 2000"> <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質 </td> <td data-bbox="1102 1776 1396 2000"></td> </tr> </tbody> </table>	理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由	<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質						
理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由									
<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質										
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他										

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 農業政策課

対象行為	元気な森づくり整備計画の改定について(名称変更予定)									
概要	<p>元気な森づくり整備計画は、森林の荒廃防止と多面的機能の維持・確保を目的に、森林再生・整備の指針として平成23年に策定された計画です。</p> <p>これまで、5年毎に計画の見直しを行い、令和8年度をもって、現計画の計画期間が満了を迎えます。</p> <p>次期計画の改定に当たっては、社会や環境を取り巻く状況の変化を反映するとともに、これまで進めてきた神奈川県の水源環境保全・再生施策大綱が令和8年度に終了に伴い、令和9年度から20年間の新たなスタートに併せて、森林保全等に関する計画との整合を図るとともに、市内森林のこれまでの取組を踏まえ、現状と課題を整理し、新たな目標や施策を盛り込んだ計画として策定する必要があります。(名称変更予定)</p>									
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度～令和13年度									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input checked="" type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等									
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ								
市民参加手続の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1473 1102 1534">手法</th> <th data-bbox="1102 1473 1396 1534">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1534 1102 1610">審議会</td> <td data-bbox="1102 1534 1396 1610">令和8年9月～11月頃 計2回 厚木市環境審議会</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1610 1102 1686">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1102 1610 1396 1686">令和8年12月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1686 1102 1760"></td> <td data-bbox="1102 1686 1396 1760"></td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	審議会	令和8年9月～11月頃 計2回 厚木市環境審議会	パブリックコメント	令和8年12月頃		
手法		実施予定時期								
審議会		令和8年9月～11月頃 計2回 厚木市環境審議会								
パブリックコメント	令和8年12月頃									
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質								
		具体的な理由								

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 都市計画課

対象行為	厚木市用途地域決定基準の改訂		
概要	都市計画法(昭和43年法律第100号)の改正に伴い追加された、田園住居地域の用途地域を本決定基準にも追加し、見直しを行うものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年12月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		パブリックコメント	令和8年9月頃
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する	具体的な理由	
		理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 住宅課

対象行為	厚木市住生活基本計画の改定		
概要	国および神奈川県在住生活基本計画が10年間を期間としているのに準じ、令和5年度から令和14年度までの10年間を計画期間としていますが、社会情勢の変化に的確に対応するため、概ね5年をめぐりに改定することとしており、令和9年度が計画策定から5年目を迎えることから、計画を改定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和5年度から令和14年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)		手法	実施予定時期
	■実施する	意向調査	令和8年9月頃 18歳以上の市民(2,000人)
		審議会	令和9年6月～令和9年12月頃 厚木市住宅運営審議会
		パブリックコメント	令和10年1月頃
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	□省略する	理由 (条例第6条第7項)	具体的な理由
		<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 市民協働推進課

対象行為	第5次厚木市男女共同参画計画の策定		
概要	第4次厚木市男女共同参画計画(計画期間:令和5年度から令和9年度まで)の計画期間が終了するため、令和10年度以降の計画を策定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和10年3月31日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		意向調査	令和8年10月
		審議会	令和9年4月～令和9年11月
		パブリックコメント	令和9年12月
<input type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 消防総務課

対象行為	第3期厚木市消防力整備計画の策定		
概要	災害の複雑・多様化、大規模化など、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、第11次厚木市総合計画長期ビジョンの個別計画として位置づけ、消防力の充実強化を計画的に推進し、あらゆる災害から市民の生命、財産を守り抜くため、令和8年度をもって満了する第2期消防力整備計画を見直し、令和9年度を始期とする第3期厚木市消防力整備計画を策定するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年度から令和17年度		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃 <input checked="" type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等 <input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等 <input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃 <input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定 <input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
	市民参加手続 の実施 (条例第2条)	手法	実施予定時期
		<input checked="" type="checkbox"/> 実施する 意見交換会	令和8年11月頃
		審議会	令和8年11月頃 厚木市消防審議会
		パブリックコメント	令和9年1月頃
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 省略する 理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 公園緑地課

対象行為	厚木市公園等整備基準の一部改正									
概要	令和9年度の「厚木市住みよいまちづくり条例」の改正に伴い、本基準の一部改正を行う。									
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等									
<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ									
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 省略する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="876 1431 1102 1487">手法</th> <th data-bbox="1102 1431 1396 1487">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="876 1487 1102 1565">パブリックコメント</td> <td data-bbox="1102 1487 1396 1565">令和8年12月頃</td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1565 1102 1644"></td> <td data-bbox="1102 1565 1396 1644"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="876 1644 1102 1722"></td> <td data-bbox="1102 1644 1396 1722"></td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期	パブリックコメント	令和8年12月頃				
		手法	実施予定時期							
パブリックコメント	令和8年12月頃									
理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質										

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 青少年課

対象行為	藤塚児童館整備方針の策定について		
概要	藤塚児童館については、自動車交通量の多い道路(県道508号線)に面し、利用する児童の安全性の確保の観点で、施設の立地環境に課題があることから、厚木市公共施設最適化基本計画に基づき、移転整備を行うための整備方針を策定する。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年3月策定予定		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input checked="" type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	■ 実施 する	手法	実施予定時期
		審議会	未定(公共施設最適化検討委員会)
		意見交換会	令和9年1月～2月頃
		パブリックコメント	令和9年4月～5月頃(令和9年度予定)
<input type="checkbox"/> 省略 する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由	

令和8年度市民参加手続対象行為一覧(省略)

No.	対象行為	担当課	手続を実施しない理由 (条例第6条第7項)
1	厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
2	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正	職員課・病院総務課	(4)事務又は事業の性質
3	厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
4	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
5	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
6	厚木市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正	職員課	(4)事務又は事業の性質
7	厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正	子育て給付課	(4)事務又は事業の性質
8	厚木市厚木市母子家庭等家賃助成に関する条例施行規則の一部改正	子育て給付課	(4)事務又は事業の性質
9	厚木市介護保険条例の一部改正	介護福祉課	(4)事務又は事業の性質
10	厚木市病院事業企業職員定数条例の一部改正	病院総務課	(4)事務又は事業の性質
11	厚木市地方改善住宅新築等資金借入金償還準備基金条例の廃止について	市民協働推進課	(4)事務又は事業の性質
12	厚木市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部改正	消防総務課	(4)事務又は事業の性質
13	厚木市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正	消防総務課	(4)事務又は事業の性質

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 職員課・病院総務課

対象行為	厚木市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正									
概要	病院事業管理者の給与について、期末手当の変更等に伴い、厚木市常勤特別職職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正をするものです。									
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上								
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等									
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上								
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等									
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃									
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定									
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ									
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="874 1294 1102 1355">手法</th> <th data-bbox="1102 1294 1396 1355">実施予定時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="874 1355 1102 1415"></td> <td data-bbox="1102 1355 1396 1415"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1415 1102 1476"></td> <td data-bbox="1102 1415 1396 1476"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="874 1476 1102 1536"></td> <td data-bbox="1102 1476 1396 1536"></td> </tr> </tbody> </table>	手法	実施予定時期						
		手法	実施予定時期							
<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項)									
	市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める条例のため。									
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質									

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 職員課

対象行為	厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正				
概要	非常勤特別職である市議会議員の報酬について、期末手当の変更等に伴い、厚木市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正をするものです。				
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	■ 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上			
	□ 基本構想、基本計画等の策定等				
	□ 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上			
	□ その他の重要な計画の策定等				
	□ 制度等の導入又は改廃				
	□ 金銭の徴収に係る基本方針の策定				
□ 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ				
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	□ 実施 する	手法	実施予定時期		
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	■ 省略 する	理由 (条例第6条第7項) □ 軽微なもの □ 緊急性のあるもの □ 法令で実施基準を規定 ■ 事務又は事業の性質	具体的な理由 市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める条例のため。		

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 職員課

対象行為	厚木市職員の給与に関する条例の一部改正				
概要	一般職職員の給与について 今年の人件院勧告に沿った改定をするため、厚木市職員の給与に関する条例の一部改正をするものです。				
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上			
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等				
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上			
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等				
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃				
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定				
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ				
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期		
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める条例のため。		

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 職員課

対象行為	厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正				
概要	任期付職員の給与について、今年の人事院勧告に沿った改定をするため、厚木市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正をするものです。				
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上			
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等				
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上			
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等				
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃				
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定				
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ				
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期		
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める条例のため。		

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 職員課

対象行為	厚木市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正		
概要	一般職職員の期末手当及び勤勉手当について 今年の人事院勧告に沿った改定をするため、厚木市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則の一部改正をするものです。		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ	
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 市民参加条例第6条第7項第4号に該当する職員の人事行政について、定める条例のため。	

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 子育て給付課

対象行為	厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部改正		
概要	<p>特定親族特別控除の創設に伴う児童扶養手当法施行令の改正により、ひとり親家庭等医療費助成事業で用いる所得の範囲や所得制限額の計算方法も改正後の法令に合わせて見直す必要があるため、厚木市ひとり親家庭等の医療費助成に関する条例施行規則の一部を改正するものです。</p>		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年1月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 児童扶養手当法施行令の改正に伴い、同施行令の基準に準じて定められている規則の改正であるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 子育て給付課

対象行為	厚木市厚木市母子家庭等家賃助成に関する条例施行規則の一部改正		
概要	<p>特定親族特別控除の創設に伴う児童扶養手当法施行令の改正により、厚木市母子家庭等家賃助成事業で用いる所得の範囲や所得制限額の計算方法も改正後の法令に合わせて見直す必要があるため、厚木市母子家庭等家賃助成に関する条例施行規則の一部を改正するものです。</p>		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和8年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 児童扶養手当法施行令の改正に伴い、同施行令の基準に準じて定められている規則の改正であるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 介護福祉課

対象行為	厚木市介護保険条例の一部改正		
概要	第10期介護保険事業計画(令和9年度～令和11年度)の策定に伴い、第一号被保険者の保険料率等を改めるため条例の一部を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)			
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 第10期介護保険事業計画策定時に市民参加手続を実施予定のため。 ※相互に密接な関係を有する政策等の一方について既に市民参加の手続を実施している場合において、当該政策等の内容を踏まえて他方の政策等を定めようとするとき。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 病院総務課

対象行為	厚木市病院事業企業職員定数条例の一部改正		
概要	<p>地方公務員の定年引上げが令和5年度から開始され、段階的に65歳まで引き上げられることによって、病院事業企業職員の定数見直しの必要性が生じており、第4次経営計画の策定に併せて、条例の一部を改正するものです。</p>		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年4月1日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 市立病院の人事及び組織に関する改正であり、実施機関である市立病院が自らの責任と意思で決定すべきものであるため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 市民協働推進課

対象行為	厚木市地方改善住宅新築等資金借入金償還準備基金条例の廃止について		
概要	地方改善住宅新築等資金借入金の償還に充てる、厚木市地方改善住宅新築等資金借入金償還準備基金について、令和8年度に債務完済となるため、当該条例を廃止する。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年3月31日		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条)	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 神奈川県へ地方改善住宅新築等資金借入金 の償還に充てるための条例であり、直 接市民の権利義務に関係するものではない ため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 消防総務課

対象行為	厚木市消防団の組織及び消防団員の階級等に関する規則の一部改正		
概要	消防団本部機能が複合施設(あつめき)へ移転することに伴い、消防団本部の位置を規定する本条例の一部を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年3月改定(施行日未定)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input checked="" type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
		<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質 具体的な理由 厚木市複合施設等整備基本計画の策定(令和2年1月)の際、既にパブリックコメント等の市民参加手続を実施しているため。消防本部と消防団本部との連携は不可欠であり、当該整備基本計画においても、消防・防災の総合力の強化が示されている。また、消防団の運営に関し、厚木市消防本部及び消防署の設置等に関する条例第2条の規定により設置した厚木市消防本部の組織等について必要な事項を定めているため。

市民参加手続点検表(予定)

担当課名 消防総務課

対象行為	厚木市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部改正		
概要	消防本部機能(消防総務課、警防課、指令課、予防課及び救急救命課)が複合施設(あつめき)へ移転することに伴い、消防本部の位置を規定する本条例の一部を改正するものです。		
計画期間 又は 施行日(予定)	令和9年厚木市議会2月定例会議上程予定(施行日未定)		
必要とする 市民参加手続の数 (規則第2条)	<input checked="" type="checkbox"/> 条例の制定又は改廃	パブコメ+2以上	
	<input type="checkbox"/> 基本構想、基本計画等の策定等		
	<input type="checkbox"/> 施設の設置に係る計画の策定等	パブコメ+1以上	
	<input type="checkbox"/> その他の重要な計画の策定等		
	<input type="checkbox"/> 制度等の導入又は改廃		
	<input type="checkbox"/> 金銭の徴収に係る基本方針の策定		
	<input type="checkbox"/> その他の重要な政策の策定等		
<input type="checkbox"/> 規則、行政手続法の審査基準等	パブコメのみ		
市民参加手続 の実施 (条例第2条) 【市民参加手続の種類】 ・審議会 ・パブリックコメント ・意見交換会 ・市民会議 ・ワークショップ ・意向調査 ・その他	<input type="checkbox"/> 実施する	手法	実施予定時期
<input checked="" type="checkbox"/> 省略する	理由 (条例第6条第7項) <input type="checkbox"/> 軽微なもの <input type="checkbox"/> 緊急性のあるもの <input type="checkbox"/> 法令で実施基準を規定 <input checked="" type="checkbox"/> 事務又は事業の性質	具体的な理由 厚木市複合施設等整備基本計画の策定(令和2年1月)の際、既にパブリックコメント等の市民参加手続を実施しているため。 当該整備基本計画において、複合施設の主要機能の考え方として、消防本部機能との連携が示されている。	